

目標設定型排出量取引制度における エネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン

令和8（2026）年2月
(第4削減計画期間版)

埼玉県環境部

目 次

はじめに

1 本ガイドラインの背景	1
2 本ガイドラインの目的と位置付け	1

第1部 検証の進め方

第1章 本制度における検証の概要	2
1 本制度における検証の基本的考え方	2
2 本制度における検証業務の流れ	3
第2章 検証の計画	4
1 検証計画に関する書類の作成	4
2 検証スケジュールの作成及び提出	10
3 「サンプリング計画書」の作成	10
第3章 検証の実施	12
1 事前説明	13
2 検証チェックリストを用いた検証	13
3 排出量検証実施報告書を用いた検証	16
4 検証機関による質問	19
第4章 検証結果のとりまとめと報告	20
1 検証結果のとりまとめ	20
2 検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定	20
3 検証結果報告書の提出	21

第2部 排出量の検証方法と判断規準

第1章 事業所範囲のとらえ方	24
1 算定の考え方	24
2 検証の具体的な方法	35
3 熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の扱い	39
4 事業所範囲の変更	40
5 検証のポイント	40
第2章 算定対象活動・燃料等使用量監視点の特定	43
1 算定の考え方	43
2 検証の具体的な方法	52
3 検証のポイント	59
第3章 燃料等使用量の把握	60
1 算定の考え方	60
2 検証の具体的な方法	62
3 検証のポイント	75
第4章 エネルギー起源CO ₂ 排出量及びエネルギー使用量の算定	76
1 算定の考え方	76
2 検証の具体的な方法	91
3 検証のポイント	92
第5章 エネルギー起源CO ₂ 排出量算定に係るその他の方法	93
1 環境価値を有する再生可能エネルギー等の取扱い	93
2 環境価値を移転した再生可能エネルギー等の取扱い	94
3 持続可能性を確認できないバイオマス燃料により発電した電気及び発生させた熱の取扱い	95

4 再生可能エネルギー等由来の証書等の取扱い	9 6
5 第4削減計画期間から廃止になる取扱い	9 8
6 検証の具体的な方法	9 8
7 検証のポイント	9 9
資料 購買伝票等として認められる伝票類の事例	1 0 1
改正履歴	1 2 9

検証結果報告書様式

検証結果報告書

- A号様式 検証結果の詳細報告書
- B号様式 サンプリング計画書
- C-1号様式 目標設定ガス排出量検証チェックリスト
- C-2号様式 根拠とした図面等資料一覧表
- D号様式 排出量検証実施報告書

凡 例

下 線 : 今回（令和8年2月）の改正部分

青い文字 : 東京都環境局の「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン」（令和6年9月改正版）と異なる部分（表紙、目次、参考様式、一部の図表は黒字で表記しています）

はじめに

1 本ガイドラインの背景

本県では、令和5年3月に改正した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するという目標を掲げている。

また、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づく地球温暖化対策計画制度において、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画・実施状況報告書」（以下「温対計画書」という。）等の作成・提出を義務付けている。

さらに、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。

温室効果ガス排出量の算定・把握は、地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度における削減目標の達成や排出量取引を公平なものとするためには、重要な事項となる。

このため、温対計画書の作成に際し、事業者が温室効果ガス排出量を一定の基準に基づき算定することを義務付けている。さらに、本制度における目標の達成の確認や排出量取引を実施する場合には、算定した温室効果ガス排出量の正確性・信頼性を確保するため、第三者による検証を受けて報告するものとしている。

2 本ガイドラインの目的と位置付け

本ガイドラインは、検証先事業所が目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量を「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー使用量及びエネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン」（以下、「算定ガイドライン」という。）に従って正しく算定しているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断規準を記載したものである。検証機関は、本ガイドラインに基づいて検証を実施することが要求される。

本制度において、検証業務を行うことができるのは、埼玉県に登録した検証機関に限定される。検証機関に求められる要件及び登録のための手続きについては、「目標設定型排出量取引制度における検証機関登録申請ガイドライン」（以下、「登録申請ガイドライン」といふ。）を参照されたい。

なお、本ガイドラインに示す検証方法は、本制度において適用されるものであり、他の類似の制度や一般に排出量の検証で適用されることを意図したものではない。また、本ガイドラインに基づく検証の結果が、本制度の運用以外の目的で利用されることも意図していない。

加えて、本ガイドラインで示す「書類」、「文書」、「図面」、「資料」、「複写」など書面等により行うこととしているものは、書面等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項により行うことができるものとする。

第1部 検証の進め方

第1章 本制度における検証の概要

1 本制度における検証の基本的考え方

算定ガイドラインにおいて、排出量の算定は

- ・ 事業所範囲の特定
- ・ 排出活動・非排出活動・燃料等使用量監視点の特定
- ・ 燃料等使用量の把握
- ・ 目標設定ガス(エネルギー起源CO₂)排出量及び規模判定エネルギー使用量の算定

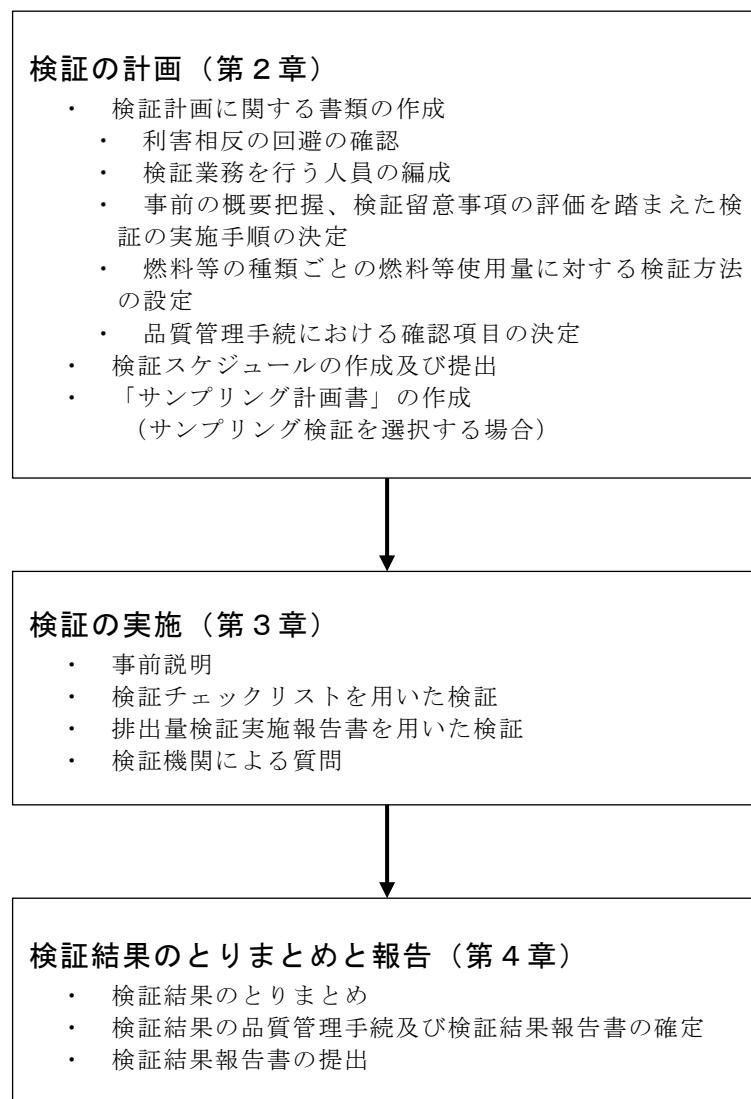
といった手順で行うこととしている。

一方、本制度における排出量の検証は、検証先事業所により上記に沿って行われた排出量の算定が算定ガイドラインに従っているか、また、その算定や集計の結果が適切であるかについて、第三者の立場でチェック、判断するものである。

その際、検証業務が円滑に遂行されるよう、本ガイドラインにより検証の手順、確認方法及び判断規準が示されているほか、検証業務を計画する時及び検証結果を報告するための様式が定められている。検証機関は、検証業務を行うに当たり本ガイドラインを遵守するとともに、定められた様式により検証の計画、実施及び報告を行わなければならない。ただし、定められた様式の情報を補足する目的で、検証機関が独自の様式を追加して用いることを妨げない。

2 本制度における検証業務の流れ

本制度における検証業務の流れを次のフロー図に示す。



第2章 検証の計画

1 検証計画に関する書類の作成

検証機関は検証の実施に先立ち、検証計画に関する書類（様式は定めない。）を作成する。検証計画に関する書類は、次の項目について記載しなければならない。なお、各項目の詳細に関しては以下を参照すること。

- ・ 利害相反の回避の確認
- ・ 検証業務を行う人員の編成（各人員における役割分担を含む。）
- ・ 事前の概要把握、検証留意事項の評価を踏まえた検証の実施手順
- ・ 品質管理手続における確認項目（ただし、検証業務規程に目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）・基準量に関する品質管理手續の定めがある場合は不要。）

（1）利害相反の回避の確認

検証機関は、[検証先事業所](#)と検証のための契約を締結する前に、[登録申請ガイドライン](#)に定める利害相反に係る事項に検証機関として抵触していないことを確認しなければならない（[登録申請ガイドライン](#)第2部第2章2業務遂行上の遵守事項（1）利害相反の回避を参照。）。

（2）検証業務を行う人員の編成

[登録申請ガイドライン](#)では、検証業務を行う者として「検証主任者」及び「検証担当者」が定められており、検証機関は検証業務を「検証主任者のみ」又は「検証主任者及び検証担当者」から構成される人員のみに担当させることができる仕組みとなっている。なお、本制度では「検証主任者」及び「検証担当者」を合わせて「検証主任者等」と総称している。

検証機関は、検証業務を行うに当たり、当該案件を担当する人員を編成しなければならない。その際、担当する全ての者が[登録申請ガイドライン](#)に定める利害相反に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない（[登録申請ガイドライン](#)第2部第2章2業務遂行上の遵守事項（1）利害相反の回避を参照。）。また、担当する全ての者について役割分担をあらかじめ明確にし、検証計画に関する書類に記載しなければならない。

なお、検証機関は、検証先事業所の事業特性等に応じて、技術専門家を検証業務に帯同させてもよい。

(3) 概要把握

検証主任者等は、検証業務の計画に当たり、検証先事業所の事業内容、排出活動・非排出活動（非化石燃料を除く）及び燃料等使用量監視点（第2部第2章1（5）に後述）に関する概要把握のための情報（次の表を参照。）を、あらかじめ入手し、又は閲覧することが望ましい（図面等については複写の入手でもよい。）。その際、必要に応じて、現地における確認（情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認を含む。以下同じ。）や現場担当者等へのヒアリング等を行うこと。

なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

特に、燃料等使用量監視点や購買伝票等の数量が多い場合は、（5）に述べる燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定にも影響するため、それらの状況について事前に情報収集しておくことが望ましい。

概要把握のための情報（例）
<ul style="list-style-type: none">・ 検証先事業所の概要（パンフレットなど）・ 検証先事業所が作成した温対計画書（県に提出したもの又は県に提出する前のもの）・ 検証先事業所が作成した基準排出量算定調査表、基準排出量決定協議書又は基準排出量修正協議書（直近のもの）（基準年度の排出量の検証を行う場合）・ 「算定資料」・ 基準排出量の協議結果に係る県からの通知文書（基準年度の排出量の検証を行う場合）・ 前回の検証結果報告書（実績排出量の検証を行う場合）・ 事業所内建物配置図、隣接する敷地内配置図、住宅地図等・ テナント一覧、テナント占有スペースを記した図面等・ 事業所内配電図、事業所内空気調和設備系統図、ガス配管図、消防法の危険物貯蔵・取扱施設の届出（市町村の火災予防条例等の危険物貯蔵・取扱施設の届出）・ 購買伝票等の種類及び数、燃料等購買データの件数等・ 燃料等を使用している設備や燃料等使用量を計測しているメータ等の写真や動画等・ 事業所範囲や建物等を示す写真や動画等

～情報通信技術（ICT）の活用～
<p><u>デジタル原則への対応として、現地における確認や書類の確認については、本ガイドラインにおいて情報通信技術（ICT）を活用した写真や動画等を用いた確認で実施することができる。</u></p>

(4) 検証留意事項の評価

検証主任者等は、概要把握に基づき、あらかじめ検証留意事項について抽出し、その評価を行い、特定すること。また、その結果について、検証計画に反映させなくてはならない。

【検証留意事項の例】

- ・ ある排出活動・燃料等使用量監視点等における燃料等使用量の集計・報告作業を複数の人間・部署・組織で行っていて、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- ・ ある排出活動・燃料等使用量監視点等における燃料等使用量の集計・報告作業の担当者が担当となってから日が浅く、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- ・ 前年度と比較して大幅な設備変更や組織変更があり、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- ・ ある燃料等使用量について、実測データの記録を自動記録ではなく転記している。
- ・ ある排出活動・燃料等使用量監視点等における燃料等使用量について、算定体制図どおりにデータが集計報告されていない。
- ・ 昨年度の検証で誤りが見つかった。
- ・ 昨年度の報告値から大きくかい離している。

(5) 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の選択

検証主任者等は、燃料等使用量に対する検証を計画するに当たり、燃料、電気、熱（蒸気、冷水、温水）及び再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱（以下、「燃料等」という。）の種類ごとに検証方法を設定する。

検証方法は、原則「ア 全数検証」に示す方法を用いるものとするが、一定の要件を満たす燃料等の種類については、「イ サンプリング検証」に示す方法を用いることができる。

ア 全数検証

全数検証は、「算定資料」の「5-1 燃料使用量」シート、「5-2 再生可能エネルギー以外の電気・熱の使用量及び都市ガスの使用量」シート、「5-3 再生可能エネルギー由来の電気・熱の使用量」シート及び「特殊条件の設定」欄（以下「燃料等使用量」シート等という。）に記載されている全ての燃料等使用量について検証する方式である。すなわち算定資料に記載されている燃料等使用量の全ての数値について、購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データその他の関連するデータと突合しなければならない。

なお、「再生可能エネルギー由来の電気・熱の使用量」シートの使用量については、環境価値があることが検証において確認できれば検証不要である。

【検証によって基準年度の排出量が修正される場合の対応】

本制度における基準排出量は、①協議による決定、②検証の実施・検証結果報告書の提出による確定という手順を踏むことになっている。

しかし、検証によって基準年度の排出量を修正する必要が生じた場合、次のとおり対応することを認めている。

- ① 検証先事業所が算定資料を修正した場合、検証機関は修正後の算定資料により検証を実施し、検証業務を完了させる。
 - ② 検証先事業所は、検証結果報告書を添えて、「基準排出量修正協議書」（算定資料を別添とする）を県に提出する。（修正を行うべきことが明らかな場合については、協議書の提出を省略できる場合がある。）
 - ③ 県は、基準排出量について修正協議結果を通知する。

B.C事業所算定資料 5-1

図 1-1-1 「燃料使用量」シート

B.C事業所算定資料 5-2

図1-1-2 「再生可能エネルギー以外の電気・熱の使用量及び都市ガスの使用量」シート

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン 第1部 第2章 検証の計画

図1-1-3 「再生可能エネルギー由来の電気・熱の使用量」シート

イ サンプリング検証

サンプリング検証は、算定資料の「燃料等使用量」シート等に記載されている燃料等使用量の中から、検証を行う燃料等使用量をサンプリングして検証する方式である。サンプリングされた燃料等使用量については、購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データその他の関連するデータと突合しなければならない。

サンプリング検証は、燃料等使用量監視点又は帳票の数が多い場合、具体的には次に定める要件を満足する場合に限り選択できる。

【サンプリング検証を選択するための要件】

サンプリング検証を選択するためには、次の全ての要件を満たさなければならない。

- ・ 検証先事業所においてデータ採取、集計報告等の明確なルールが定められており、担当者等に周知されていること。
- ・ 同一の燃料等の種類で燃料等使用量監視点が10箇所以上あること又は同一の燃料等使用量監視点で検証に用いる燃料等購買データを年間で200件以上有すること。なお、ここでいう「同一の燃料等の種類」とは、電気、都市ガス、熱の場合、エネルギー供給事業者等と排出係数が共通であり、供給契約も同一であることが確認できるものに限る。
- ・ エネルギーの外部への供給や住宅等算定対象外活動に関する燃料等使用量監視点でないこと。
- ・ 事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の利用に関する燃料等使用量監視点等でないこと。

また、検証時に発見した状況に応じて、「検証留意事項」及び検証計画を見直すことも必要である。

サンプリング検証で燃料等使用量を購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データ等と突合した結果については、第3章3(3)イで後述する手順に従って誤差の評価を行う。

(6) 品質管理手続における確認項目

検証機関は、第4章2のプロセスレビュー及びテクニカルレビューを実施するにあたり、確認すべき項目については、あらかじめ検証計画に関する書類に記載しておかなければならぬ。ただし、検証業務規程に目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）・基準量に関する品質管理手続の定めがある場合は、検証計画に関する書類に記載をする必要はない。

2 検証スケジュールの作成及び提出

検証機関は、作成した検証計画に関する書類に基づき、検証業務を行う人員編成及び役割分担、全体の検証行程（現地検証では当日の行程を含む）を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ検証先事業所に提出する。

3 「サンプリング計画書」の作成（サンプリング検証を用いる場合）

サンプリング検証を選択するためには、その燃料等の種類が1（5）イに示した【サンプリング検証を選択するための要件】を全て満たさなければならない。

また、サンプリングに当たっては、次の【サンプリングの方法】に示した要件を満たすよう、算定資料及び検証先事業所から提出を受けた詳細な燃料等使用量監視点別、月別のデータに示される燃料等使用量監視点別データから検証対象とする燃料等使用量監視点別データを選択し、さらに、選択した燃料等使用量監視点別データから検証対象とする月（以下「検証対象月」という。）を選択しなければならない。

【サンプリングの方法】

<燃料等使用量監視点別データの選択>

サンプリング検証に該当する燃料について、サンプリングする燃料等使用量監視点別データを選択する際には、次の条件を全て満たさなければならない。

- ・ 前回検証時から変化のあった燃料等使用量監視点別データ（新規の監視点が含まれるもの、計器の種類の変更等）を全て選択すること。
- ・ 燃料等使用量監視点箇所数の20%以上をカバーすること。その際、検証留意事項に関する燃料等使用量監視点を優先的に選択すること。

<検証対象月の選択>

サンプリング検証に該当する燃料等の種類について、サンプリングする検証対象月を選択する際には、次の条件を満たさなければならない。

- ・ 選択した検証対象月の燃料等使用量の合計値が当該燃料等の種類の燃料等使用量の20%以上をカバーしていること（事業者が算定した値を用いて計算する）。

サンプリング検証を選択する場合には、対象となる燃料について、上述した要件を満たすよう、次に示す「サンプリング計画書」（B号様式）を作成する。

なお、全ての燃料等の種類で全数検証を選択する場合には、「サンプリング計画書」を作成する必要はない。

【サンプリング計画書の作成】

「サンプリング計画書」（エクセルファイル形式）は次の手順に従って作成する。

- ① 算定資料の「5-1 燃料使用量」シート及び「5-2 再生可能エネルギー以外の電気・熱の使用量及び都市ガスの使用量」シートの記入内容のうち、サ

ンプリングの対象となる燃料等について「サンプリング計画書」に入力する。

- ② 上述の「燃料等使用量監視点別データの選択」の要件を満たすよう、検証の対象とする燃料等使用量監視点別データを選択し、「選択の理由」欄の該当する理由を選ぶ。

③ ②で選択した燃料等使用量監視点別データについて、上述の「検証対象月の選択」の要件を満たすよう、検証対象月を選択する。その際、「燃料等の種類別の燃料等使用量合計値」表を参照しながら、選択した検証対象月の燃料等使用量の、当該燃料等の種類におけるカバー率を計算し、「燃料等の種類のカバー率」欄に入力する。

図1-2 「燃料等使用量」シートの燃料等使用量監視点別データ

第3章 検証の実施

第1章1でも述べたように、本制度における排出量の検証は、

- ① 検証先事業所により行われた排出量の算定が、算定ガイドラインに従っているか。
- ② 算定や集計の結果が適切であるか。

について、第三者の立場でチェック、判断するものである。

その際、①の検証については「目標設定ガス排出量検証チェックリスト」(C-1号様式。以下「検証チェックリスト」という。)が、②の検証については「排出量検証実施報告書」(D号様式)が様式として定められており、検証機関はこれらの様式を用いて検証を行わなければならない。

なお、検証の実施に当たっては、検証先事業所で現地における確認、現場担当者等へのヒアリング等の検証を行うこと。また、エネルギー管理の運動性、近隣の建物等の敷地範囲や燃料等使用量監視点などについて、検証対象がないことを図面等根拠資料を用いて確認すること。ただし、書類等の確認のみで全ての検証事項について適合していることが明らかであると検証機関が合理的に説明できる場合については、現地における確認を省略することができる。

また、検証を開始する前に、検証主任者にあっては県が発行した検証主任者登録証を、検証担当者にあっては県が実施した検証主任者等講習会の修了証（登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。）を検証先事業所に必ず提示すること。

各様式を利用した具体的手順を次に示す。

<参考> ~検証対象がないことの確認方法~

- ガイドラインに示された具体的資料で、直接「ないこと」を判断できるもの
検証対象が具体的な資料に記載されておらず、存在する可能性が高い場所についてのヒアリング及び目視又は写真や動画等による確認において「ないこと」が確認された場合、事業者の「ない」という判断に対する検証結果は、「適合」とする。
- ガイドラインに示された具体的資料で、直接「ないこと」を判断できないもの
検証対象がある場合に想定される事象（例えば当該燃料種がある場合には、当該燃料を供給するための設備がある等）が可能な限り信憑性の高い資料を確認した結果、記載されておらず、存在する可能性が高い場所についてのヒアリング及び目視又は写真や動画等による確認において「ないこと」が確認された場合、事業者の「ない」という判断に対する検証結果は、「適合」とする。
- 算定報告書への記載の有無によって検証チェックの必要性が判断できる場合
算定報告書への記載がない場合、検証結果は「該当なし」とする。

1 事前説明

検証機関は検証に先立ち、[検証先事業所](#)に対して、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について、十分に説明する。

2 検証チェックリストを用いた検証

ガイドラインに従っているかの検証は、「検証チェックリスト」に示す各々の「検証チェック項目」について実施しなければならない。その際、検証を行う項目の順序は検証主任者等に委ねられるが、基本的には「検証チェックリスト」に記載される順序に沿うことが想定される。

各「検証チェック項目」に対する検証は、次の手順で実施しなければならない。

(1) 根拠資料・確認手段の選択

各「検証チェック項目」の検証に当たって、本ガイドライン第2部各章末の「検証のポイント」等に記載された事項を踏まえた上で、検証主任者等は「検証チェックリスト」[\(C-1号様式\)](#)の「根拠とした資料」欄に掲げる根拠資料又は確認手段等から一つ以上を選び、「根拠とした資料」欄にチェックする。なお、事実に該当しないため根拠資料が存在しない場合を除き、原則として、これらの書類等を用いて検証を行わなければならない（書類等の確認を行わずに、現地の目視、写真や動画等を用いた確認、担当者等へのヒアリングのみで済ませることは原則認められない。例外として、利害関係のない第三者が作成した最新の資料により、確認が可能な場合は認める。）。

また、当該検証で根拠とした図面等資料は、『「根拠とした図面等資料」一覧表』[\(C-2号様式\)](#)を用いて記録することを推奨する（C-2号様式の記入要領は表1-1のとおりである。）。

なお、C-2号様式を使用する場合、「検証チェックリスト」の備考欄にC-2号様式の「資料No.」を記載するだけでよい。C-2号様式を使用しない場合は、チェックリストの備考欄に、根拠とした資料の具体的名称、発行年月日等を記入すること。

表 1-1 C-2号様式「根拠とした図面等資料」一覧表記入要領

項目	記入要領	記入例
資料No.	<ul style="list-style-type: none">1行につき、1資料を記入する。同一資料No.の資料が複数ある場合は、直後に行を追加し、枝番を割り付ける。使用しなかった根拠とした図面等資料の項目は、資料No.ごと非表示とすることができる。資料No.は変更してはならない。	<ul style="list-style-type: none">・資料 No.7 建築基準法に基づく配置図・平面図の場合の記載例 「資料No.7 1 (○○ビル竣工図書 A-1周辺配置図)」 「資料No.7 2 (同上 B-1 1階平面図) 以下、資料No.7 の後に番号を追加する。 ・資料No.10 国有財産台帳を使用しなかつた場合 資料No.10 行ごと非表示
根拠に用いた資料	<ul style="list-style-type: none">該当資料のみ記載する。使用しない項目は非表示とすることができます。()内には資料名等の情報を記入する。	資料 No.7 建築基準法に基づく配置図・平面図の場合の()内の記載例 「○○ビル完成図書 (A-1)周辺配置図」(図番は記入しなくてもよい。)

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン
第1部 第3章 検証の実施

資料発行元	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関に許認可された文書を使用する場合は、受け付けた公的機関名（受付印に記載されている公的機関名、部署名）を記入 上記に当てはまらない文書を使用する場合は、発行者・製作者名を記入 文書の一部（図面等）を使用する場合で、文書の発行者・製作者名が不明の場合は、図面等に記載されている製作事業者・部署名を記入 	<ul style="list-style-type: none"> 文書の発行者・製作者名が確認できる場合の記載例 「完成図書製作責任者である元請（□□建設㈱等）」 文書の発行者・製作者名が不明の場合（図面のみが根拠資料とされている場合）の記載例 「図面製作事業者名（△△設計事務所等）」
資料発行年月日	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関に許認可された文書を使用する場合は、受領日又は通知日を記入 上記に当てはまらない文書を使用する場合は、発行年月日を記入 文書の一部（図面等）を使用する場合で、文書の発行年月日が不明の場合は、図面等に記載されている製作年月日を記入 更新されている図面等を使用する場合、最終更新日を記入 日付まで確認できない場合はわかる範囲で月もしくは年まで記入（ただし、更新等があった事実を明記すること） 不明の場合は不明と記入 	<ul style="list-style-type: none"> 文書の発行が「<u>2025年3月</u>」で、文書内の図面の製作年月日が「<u>2024年12月10日</u>」の場合の記載例 「<u>2025年3月</u>」 改修工事等による更新があり、更新図面の最終更新日が「<u>2026年2月</u>」と記載されている場合の記載例 「<u>2026年2月</u>」 「<u>2025年3月</u>」発行の完成図書の図面の範囲において、改修工事があるものの変更日不明の場合の記載例 「<u>2025年3月</u>以降更新有」
資料確認年月日	<ul style="list-style-type: none"> 検証主任者が事業所から提供を受け、検証を実施した日付を記入 閲覧のみ許可された場合は、閲覧日を記入 	<ul style="list-style-type: none"> 受領日不明の場合の記載例 「受領日不明（現地検証日<u>2025年10月3日</u>）」 閲覧した場合の記載例 「閲覧（<u>2025年10月3日</u>）」
自由記入欄	<ul style="list-style-type: none"> 検証機関が自由に記入して構わない。（使用した検証チェックリストの項目No.等） 	<ul style="list-style-type: none"> 特に制限はない。

(2) 検証結果の判断

(1) で選択した根拠資料、確認手段等に基づき、検証主任者等は各「検証チェック項目」の検証結果を、「第2部 排出量の検証方法と判断規準」及び次の表の基準に従って判断し、「検証結果」欄の適合／不備あり／不明／該当なしのいずれかにチェックする。あわせて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	算定資料に記載された情報が、算定ガイドラインに従って報告（算定・表示）されている。
不備あり	記載すべき情報であるにもかかわらず算定資料に記載がない、又は記載された情報が、算定ガイドラインに従って報告（算定・表示）されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、算定資料に記載された情報が算定ガイドラインに従って報告（算定・表示）されているかどうかの判断ができない。
該当なし	検証先事業所の排出形態等が項目に該当しない。ただし、事実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」としてはならない。

(3) 「不備あり」「不明」の場合の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった場合には、検証主任者等はその理由の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入するとともに、理由の詳細について「検証結果の詳細報告書」の「6 埼玉県と要協議の事由」に記述する（検証先事業所の対応により最終的に「適合」となった場合には提出する「検証結果の詳細報告書」からは削除する。）。

また、これらの検証結果に伴い、検証先事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、検証主任者等は「適合でない場合の事業者の対応」欄にその概要を記入する。

(4) 検証結果の判断理由

検証結果の判断に至った理由を「検証結果の判断理由」欄又は「備考」欄に記録すること。記録内容は、検証チェック項目で指示されている事項の他に、検証チェック項目の検証において判断するために注目した観察事項の概要と検証判断の基となる事実を記入すること。

(5) 再検証の実施

(3) の事業者による対応の結果については、確認の上、新たな検証チェックリストへ記入する（新たな検証チェックリストへの記入は、再検証を行った箇所だけでよい。再検証を行わない検証チェックリスト項目は、新たな検証チェックリストに記載しなくてよい。）。

また、検証で使用した検証チェックリストはバージョン管理をし、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンの検証チェックリストを検証結果報告書に添付する。

3 排出量検証実施報告書を用いた検証

結果が適切であるかの検証は、「排出量検証実施報告書」を用いて、次の手順で実施しなければならない。

(1) 算定資料記載事項の転記

検証主任者等は、「排出量検証実施報告書」の「算定資料の記載」欄に、算定資料における「燃料等使用量」シート等の記載内容及び検証先事業所から提供を受けた燃料等使用量に関する情報を転記する。ただし、サンプリング検証を実施する燃料等の種類については、サンプリング検証に必要な部分だけでよい。

また、再生可能エネルギー由来の電気・熱について、環境価値があることを確認した場合は、各月の使用量を確認する必要はない。

なお、算定資料の使用量記載欄が空欄となっている場合には、検証先事業所へ算定資料が空欄となっている理由を確認すること。購買の実績がないことが理由の場合には、検証先事業所に対し、算定資料の使用量記載欄に「0(ゼロ)」を記入するよう修正を求ること。

ただし、算定資料の使用量記載欄が空欄となっている場合において、閉栓または撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的または永続的に消失したことが理由である場合には、算定資料への修正を求めなくてよい。

(2) 燃料等使用量の把握方法の検証

ア 全数検証の場合

検証主任者等は、(1)で転記した「燃料等の種類」、「供給会社等」、「排出係数」、「把握方法」、「計量器の種類」、「検定等の有無」、「都市ガスメーター種」及び「単位」が実態に即しているかについて検証し、「根拠資料」欄に検証に用いた資料、確認手段等を記入する。なお、購買実績がない場合には、購買実績がないことの判断に用いた資料名を記載し、判断した理由を記載すること。

また、閉栓または撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的または永続的に消失した場合には、「根拠資料」欄に燃料等使用量監視点が消失したと判断した理由を記入すること。

再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱について、当該利用量を事業所で計測していない場合は、「5-3 再生可能エネルギー由来の電気・熱の使用量」シートへの記載は不要とする。

各燃料等の監視点ごとに検証の結果が、正しい場合には「適合」、正しくない情報が含まれる場合には「不備あり」、根拠資料が不十分である場合には「不明」と判断する。なお、購買実績がない場合には、購買実績がないことについて検証し、判断すること。その上で、「判断結果」欄に、適合の場合には「○」、「不備あり」の場合には「×」、「不明」の場合には「/」を記入する。

イ サンプリング検証の場合

検証主任者等は、第2章3で選択した算定データ記入ラインを対象として、燃料等使用量の把握方法の検証を実施する。検証の実施方法は、全数検証の場合と同様である。

(3) 燃料等使用量に係る関連データとの突合

ア 全数検証の場合

検証主任者等は、(1)で転記した各々の燃料等使用量の数値について、購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データその他の関連するデータと突合し、燃料等使用量の数値と一致する場合には「適合」、一致しない場合には「不備あり」、関連データが不足・欠損している場合には「不明」と判断する。その上で、「判断結果」欄に、適合の場合には「○」、「不備あり」の場合には「×」、「不明」の場合には「/」を記入する。

算定から除外する燃料等使用量に再生可能エネルギー等が含まれている場合には、実測データその他の関連するデータに基づき、当該燃料等使用量を分けて算定する必要がある。この場合は、算定に使用されたデータや算定方法の妥当性を確認し、適合状況を判断すること。

なお、特定計量器が存在する計量器の種類で特定計量器以外の計量器による実測値を使用している場合は保守的な算定をした後の数値と一致するかを確認する。

購買実績がなかったことにより、購買伝票がないと判断した場合には、「検証」欄には「0(ゼロ)」を記入すること。

なお、閉栓または撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的または永続的に消失したと判断した場合には、該当する月の「検証」欄には「-」を記入すること。

また、開栓前又は新設前に該当する月は、「検証」及び「判断結果」欄を空欄としてよい。

イ サンプリング検証の場合

検証主任者等は、第2章3で選択した燃料等使用量監視点別データを対象として、燃料等使用量に係る関連データとの突合を実施する。突合の実施方法は、全数検証の場合と同様である。

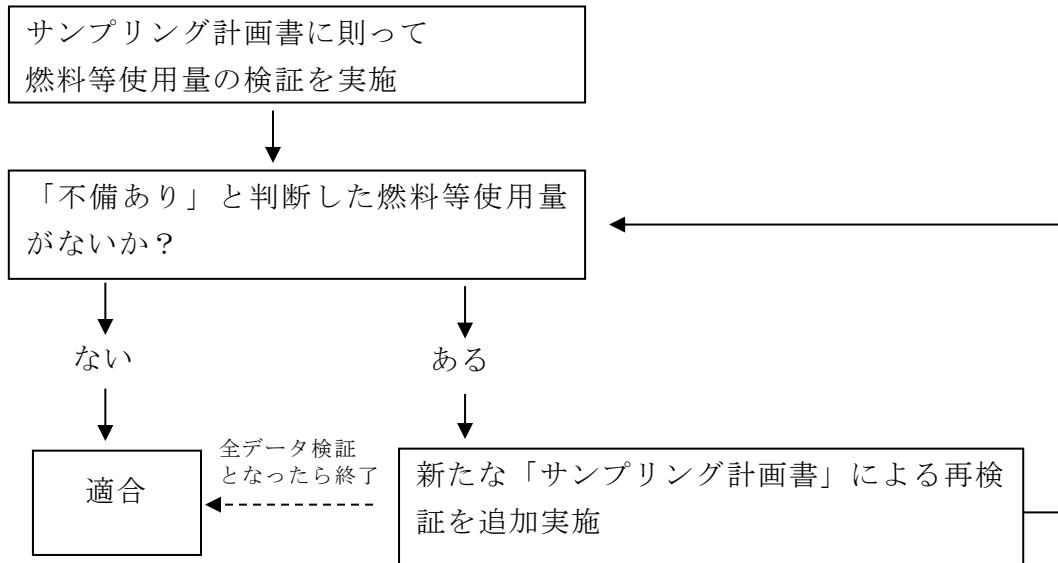
検証主任者等は、算定資料の誤りを発見して「不備あり」と判断した燃料等使用量がない場合に限り、算定資料に記載されている排出量が算定ガイドラインに基づき算定されていると判断する（適合と判断する）。

一方、「不備あり」と判断した燃料等使用量がある場合には、当該燃料等の種類について、新たな「サンプリング計画書」による再検証を実施することとする（「不備あり」と判断した燃料等使用量が無くなるまでサンプリング検証が繰り返される。）。

再検証の場合の「サンプリング計画書」における「算定データ記入ライン」の選択に当たっては、第2章3に示す方法よりも、「不備あり」とされた燃料等使用量監視点を優先すること。また、「検証対象月」の選択に当たっては、突合実績のないサンプルを選択すること。

検証で使用した「サンプリング計画書」及び「排出量検証実施報告書」は、バージョン管理を行い、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンの「サンプリング計画書」及び「排出量検証実施報告書」を検証結果報告書に添付する。

なお、検証主任者等は、「不備あり」との判断の程度に応じ、算定のやり直しを検証先事業所に求めることができる。



(4) 不備ありの有無の欄

検証主任者等は、(2)、(3)の全てで適合となった場合には不備の有無の欄を「無」と記載し、一つでも不備があった場合には同欄を「有」と記載する。

(5) 「不備あり」となった事項の修正

検証主任者等は、(2)及び(3)で発見した誤りについて、検証先事業所に対し、算定資料を修正するよう求める。ただし、修正箇所は、検証で発見した箇所に限定するものとし、他の箇所の修正は行わない。

(6) 再検証の実施

燃料等使用量監視点番号の変更、「燃料等の種類」、「供給会社等」、「排出係数」、「把握方法」、「計量器の種類」、「検定等の有無」、「都市ガスメーター種」及び「単位」の修正結果については、確認の上、新たな「排出量検証実施報告書」へ記入する。また、燃料等使用量の数値について、修正がない場合は、燃料等使用量に係る「算定」、「検証」及び「判断結果」を記入しなくてもよい。

燃料等使用量記載欄の修正結果については、確認の上、新たな「排出量検証実施報告書」へ記入する（新たな「排出量検証実施報告書」へ、再検証を行った燃料等使用量に関し、「算定」及び「検証」を1年度分記入すること。ただし、「判断結果」は、再検証した箇所のみの記入でよい。）。また、「燃料等の種類」、「供給会社等」、「排出係数」、「把握方法」、「計量器の種類」、「検定等の有無」、「都市ガスメーター種」及び「単位」に修正がない場合は、修正がない箇所に記入しなくてもよい。

検証で使用した「排出量検証実施報告書」はバージョン管理を行い、検証結果報告書を提出する際には、検証先事業所による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンの「排出量検証実施報告書」を検証結果報告書に添付する。

(7) 「不備あり」「不明」のまま残った場合の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」のまま残った燃料等使用量については、検証主任者等はその理由を「検証結果の詳細報告書」の「6 埼玉県と要協議の事由」に記述する。

4 検証機関による質問

検証を進めていく上で、検証機関が本ガイドラインによる規準では判断ができない場合、県が別に定める「検証機関の質問様式」によって、検証機関から県にその判断を求める質問を行うことができる。その際、検証機関は質問事項に対する判断の案を添えなければならない。また県が判断するための情報を、可能な限り入手して添付しなければならない。

第4章 検証結果のとりまとめと報告

1 検証結果のとりまとめ

検証主任者等は、検証の結果が次の全てを満たす場合には、「検証結果報告書」の「検証結果」の「適合」欄に○を記入しなければならない。なお、検証結果を判定するに当たり、「検証チェックリスト」、「排出量検証実施報告書」（サンプリング検証を実施した場合は「サンプリング計画書」を含む。）の全てのバージョンを網羅的に確認すること。

- ・ 「検証チェックリスト」の「検証チェック項目」に記載されている検証結果が全て「適合」であることが確認された。
- ・ 燃料等使用量の把握方法について、「排出量検証実施報告書」に記載されている検証結果が全て「適合」であることが確認された。
- ・ 燃料等使用量に係る関連データとの突合について、「排出量検証実施報告書」に記載されている検証結果が全て「適合」であることが確認された。

一方、上記の要件を満たさないまま検証を終了した場合には、「埼玉県と要協議」欄に○を記入するとともに、「検証結果の詳細報告書」の「6 埼玉県と要協議の事由」において、「不備あり」又は「不明」の該当する項目及び当該の検証結果と判断した理由を具体的に記載しなければならない。

2 検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定

検証機関は、当該案件を担当した検証主任者等の実施した検証が本ガイドラインに従っており、適切な検証意見が形成されていることを客観的に評価しなければならない。

そのために、検証機関は、品質管理手続として当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者又は管理・検証精度確保部門による検証結果の確認を実施しなければならない。

検証結果の確認は、検証結果の詳細報告書、検証チェックリスト等を参照して、検証業務規程又は検証計画書で定めた項目に基づき、次の二つの観点から実施しなければならない。また、確認した各項目についての結果を記録し、検証結果報告書の関連資料として保管しなければならない。

- ・ 検証機関が定めた手続に沿って検証が行われ、その全ての手續が完了していることを評価する（プロセスレビュー）。
- ・ 検証意見が適切なものであることを評価する（「検証結果報告書」、「検証チェックリスト」、「排出量検証実施報告書」の記述方法が本ガイドラインに従っていることを含む。）（テクニカルレビュー）。

検証機関は、上記の品質管理手続の終了後、検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の責任者による承認を経て、検証機関の責任をもって検証意見を確定させなければならない。

3 検証結果報告書の提出

検証機関は、検証結果の報告として、次の書類を電子メールで県及び検証先の事業者に提出する。また、提出の日までに必要事項を帳簿に記載し、各報告書の写しを帳簿に記載の日から起算して7年間保管しなければならない。

- ① 検証結果報告書（押印不要※）
- ② 検証結果の詳細報告書（A号様式）
- ③ サンプリング計画書（B号様式）（検証終了時の全てのバージョン）
- ④ 目標設定ガス排出量検証チェックリスト（C-1）号様式）（検証終了時の全てのバージョン）
- ⑤ 「根拠とした図面等資料」一覧表（C-2号様式）（使用した場合のみ）
- ⑥ 排出量検証実施報告書（D号様式）（検証終了時の全てのバージョン）
- ⑦ 算定資料（検証終了時のバージョン）
- ⑧ その他検証機関が必要と認める資料（事業所外供給に係る排出量の計算結果等、D号様式では明らかにならない情報を含む）

※ 第4削減計画期間から、検証結果報告書に印鑑登録制度による登録印は押印しないこととする。

なお、検証結果報告書の提出後、県が検証先事業所及び検証機関に対して、算定資料及び検証結果報告書の内容に関する聴取を行う場合がある。また、埼玉県との協議の結果、排出量を確定させるための代替措置を県が別途指示する場合があるので、その旨留意すること。検証機関は、聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料（検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、検証チェックリスト以外の根拠書類など）も上記の各書類と併せて保存すること。

検証結果報告書の埼玉県への提出方法

検証結果報告書は以下のとおり電子メールにより県に提出する。

【宛先】

a3030-18@pref.saitama.lg.jp

【提出に使用するメールアドレス】

検証機関又は検証主任者の登録申請書中に記載したメールアドレス

【メールの件名】

検証結果報告書の提出（xxxxxx：○○株式会社○○工場）

事業所番号（6桁）：検証先事業所名

【提出資料】

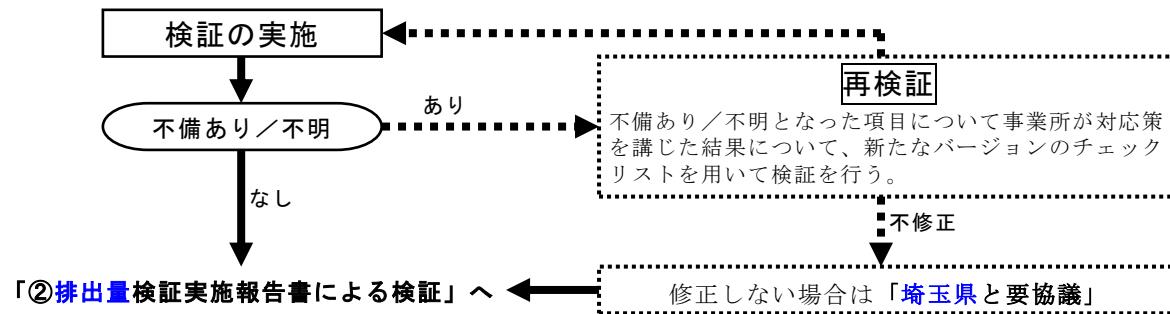
第1部第4章3 ①～⑧

※ 提出資料はPDFファイル等に変換せず、元の形式（ワード、エクセル）のまととすること。

次に検証全体のフロー図を示す。

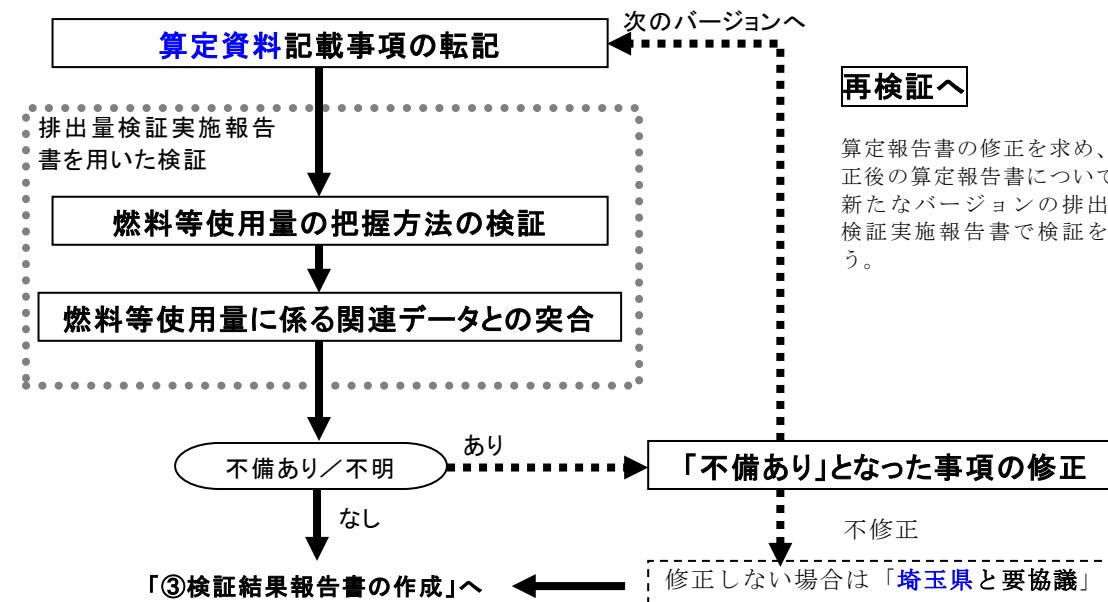
① 検証チェックリストによる検証

事業所範囲の特定、排出活動・燃料等使用量監視点の特定について検証



②排出量検証実施報告書による検証(全数検証を用いるケース)

燃料等使用量の把握、排出量の算定、規模判定エネルギー使用量の算定について検証



③ 検証結果報告書の作成

適合

チェックリスト、排出量検証実施報告書による検証を行い、全て適合になれば「適合」として終了する。

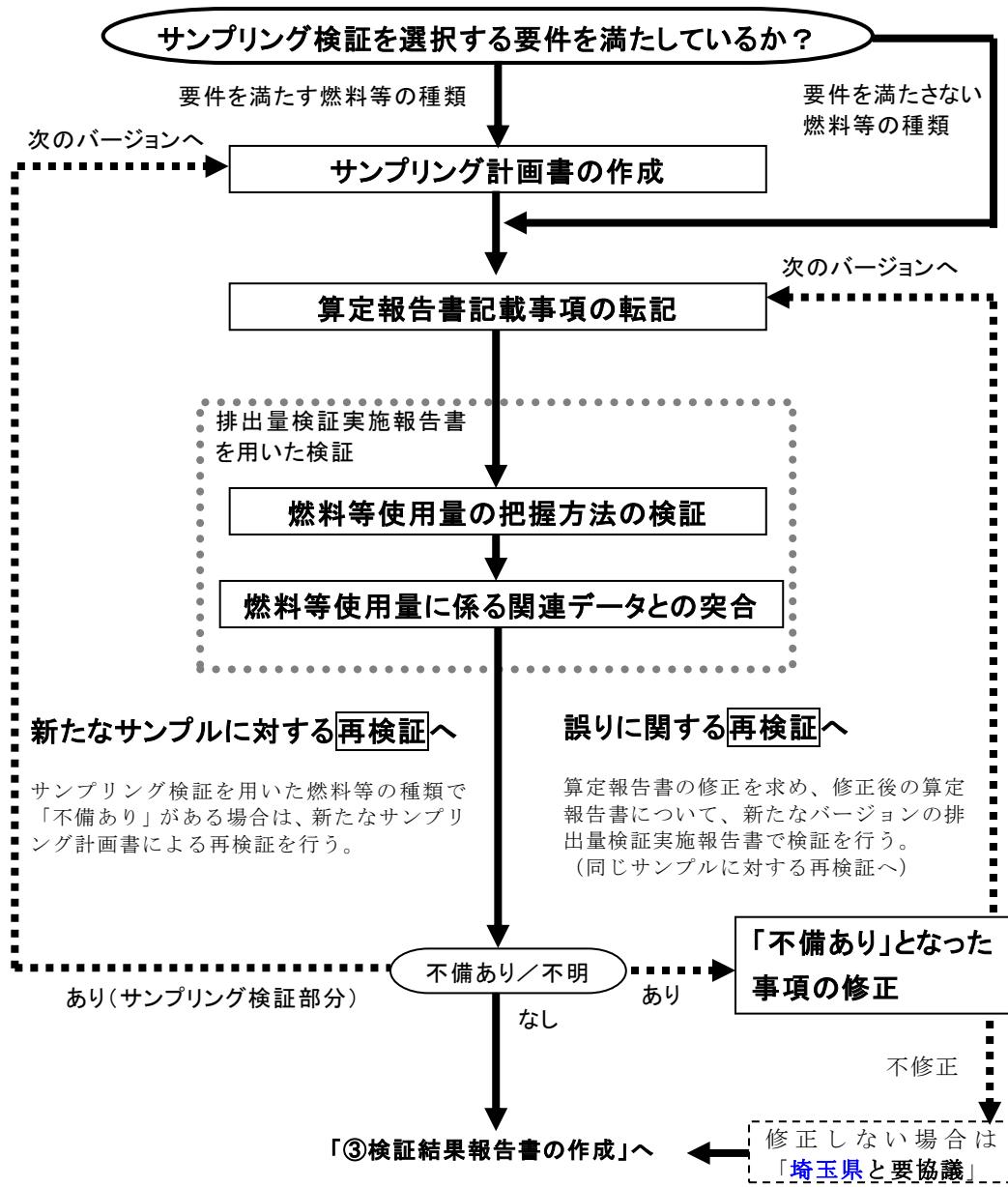
埼玉県と要協議

「不備あり」「不明」を残す場合は、「埼玉県と要協議」とし、その内容、事由等を詳述する。

図1-3 検証全体のフロー図

<参考> ~サンプリング検証を用いる場合の排出量検証実施報告書による検証~

②排出量検証実施報告書による検証(サンプリング検証を用いるケース)
燃料等使用量の把握、排出量の算定、[規模判定エネルギー使用量](#)の算定について検証



第2部 排出量の検証方法と判断規準

検証機関は、検証先事業所における排出量の検証業務を第1部に示した手順に従って進めなければならない。その際、検証機関は、検証先事業所が算定ガイドラインに従って算定しているかについて、同ガイドライン及び本ガイドライン第2部に従って判断しなければならない。

第1章 事業所範囲のとらえ方

1 算定の考え方

(1) 事業所の定義

本制度における事業所とは、事業者の経済活動の場所的単位であって、原則として次の要件の両方を備えているものと定義している。

- ① 経済活動が一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
 - ② 財又はサービスの生産と供給が、設備（建物又は施設）を有して、継続的に行われていること。
- ※人的（活動や生産・共有が行われるのが有人、無人か）の有無は問わない。

この要件により、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所などが事業所となる。

ただし、住宅用途の建物（複合用途建物においては住宅用途の部分）は事業所の範囲から除外する。

また、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、当該事業所の範囲から除外して独立した事業所として扱う（除外対象となるのは、熱供給事業に用いられている施設並びに電気事業用の発電所及び変電所のみであり、建物の自己熱源（ボイラー等）及び自家発電施設（当該事業所が独占的に使用するコージェネレーションシステムを含む。）は除外されない。）。

なお、事業所の範囲は、検証先事業所が本制度の対象（大規模事業所）となった初年度に行われた基準排出量の決定に係る協議において、おおまかな整理が行われている。そのため、検証を行う際に事業所の範囲に係る疑義が生じた場合は、協議で整理された事項であるか否かを、県の通知文書で把握するとともに、必要に応じて県に質問する必要がある。

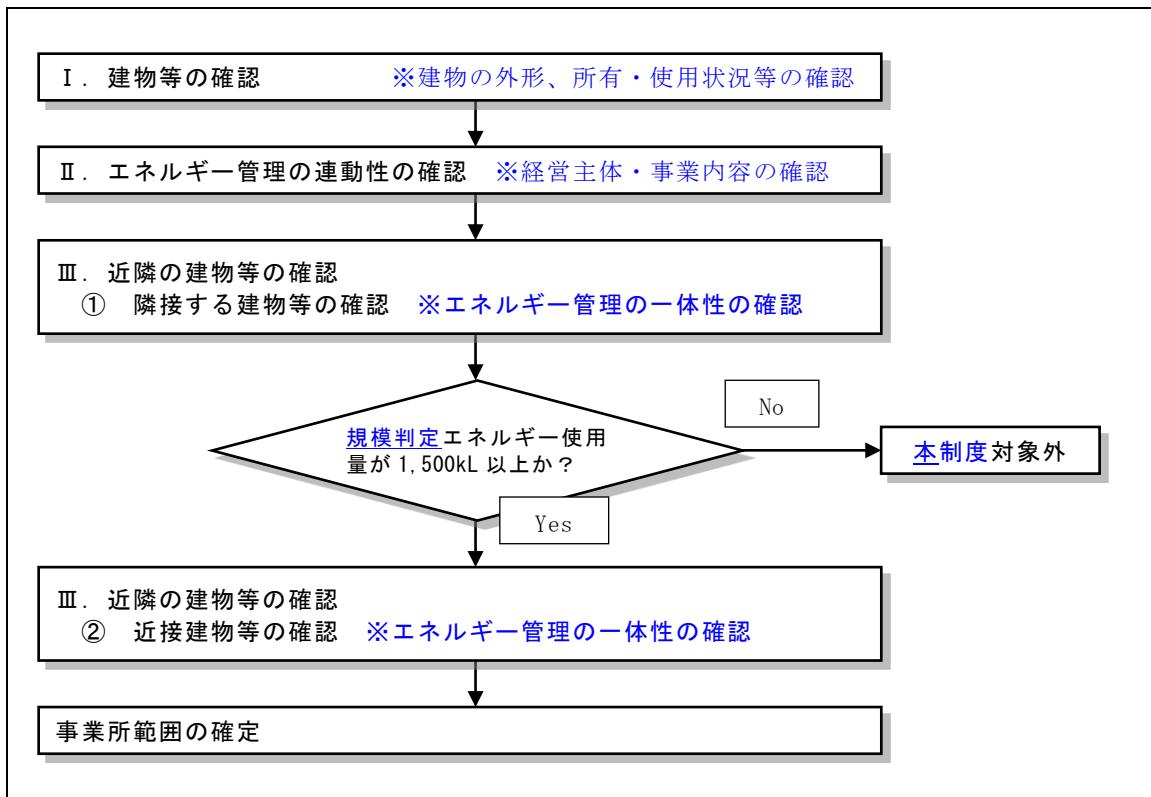


図2－1 事業所範囲確定のフロー

(2) 建物等の定義

本制度の対象となる「建物」及び「施設」は、それぞれ次のものを示す。

建物：建築基準法（昭和25年法律第201号）上の建築物。

施設：エネルギーを消費して、所定の目的・機能を果たす一連の工作物（群）。

ただし、建築基準法上の建築物及び建築物に付属の工作物は除く。

一つの建物の範囲は、原則として、建築基準法の確認申請又は計画通知の1棟の建物の範囲とする。ただし、建築基準法の確認申請又は計画通知の1棟の建物の範囲にかかるわらず、建物の使用状況や不動産登記簿に示される次の範囲等から判断して、一つの建物の範囲を定めることができる。また、外形上別棟である場合に限るものであり、棟の一部（3階以上、以下など）で建物を区分することはできない。

- 区分所有建物以外の建物
 - 主たる（主である）建物の表示及び附属建物の表示の符号ごとの建物の範囲
- 区分所有建物
 - 区分所有建物の一棟の建物の表示の建物の範囲

施設とは、例えば次に挙げるようなものを示す。原則として、建物又は施設の設置者を本制度において算定を実施する事業者とする。

施設の例
上水施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、遊園地、競艇場、平面駐車場（エネルギーを使用するもの）、工場敷地内の大型機械設備

（3）一つの建物等における事業所の範囲

ア 区分所有者とテナント

本制度では、原則として、一つの建物等全体を一つの事業所としてとらえる。したがって、区分所有のように一つの建物等を複数の事業者が所有している場合や、その一部をテナントに賃貸している場合も、同様に建物等全体を一事業所とする。

したがって、建物等内のテナント、区分所有者が使用する部分を制度対象事業所から除外することはできない。

例えば、図2-2に示すように、テナントが入居するビル、区分所有者が複数存在するビル等についても、一つの建物等全体を同一事業所としてとらえ、区分所有者の間や建物の所有者とテナントの間で地球温暖化対策に関する協力体制を構築した上で、各々が使用しているエネルギー使用量等の情報の共有化を図り、省エネルギー対策等を実施する。

これは、省エネルギー対策や省CO₂対策を実施する上では、建物全体で対策を実施する方が効果的であり、また、意図的に事業所の範囲を狭めることがないよう規定したものである。

なお、地球温暖化対策計画制度においては、上記の取扱いに関わらず、建物等のうち、区分所有部分、テナント部分についても当該部分を一つの事業所として取り扱い、温対計画書を作成することとなっている（同一敷地又は同一建物等について、複数の温対計画書が重複して作成される）。ただし、検証の対象となる事業所（大規模事業所）の範囲は、建物全体であるため、検証業務が同一の建物について重複して実施されることはない。

イ 住宅用途部分、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の除外

一方、一つの建物等のうち、熱供給事業に用いられている施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえるため当該事業所の範囲から除外する（除外対象となるのは、熱供給事業に用いられている施設並びに電気事業用の発電所及び変電所のみであり、建物の自己熱源（ボイラー等）や自家発電施設（当該事業所が独占的に使用するコージェネレーションシステムを含む。）は除外されない。）。

また、住宅用途で利用されている部分は事業所の範囲から除外する。

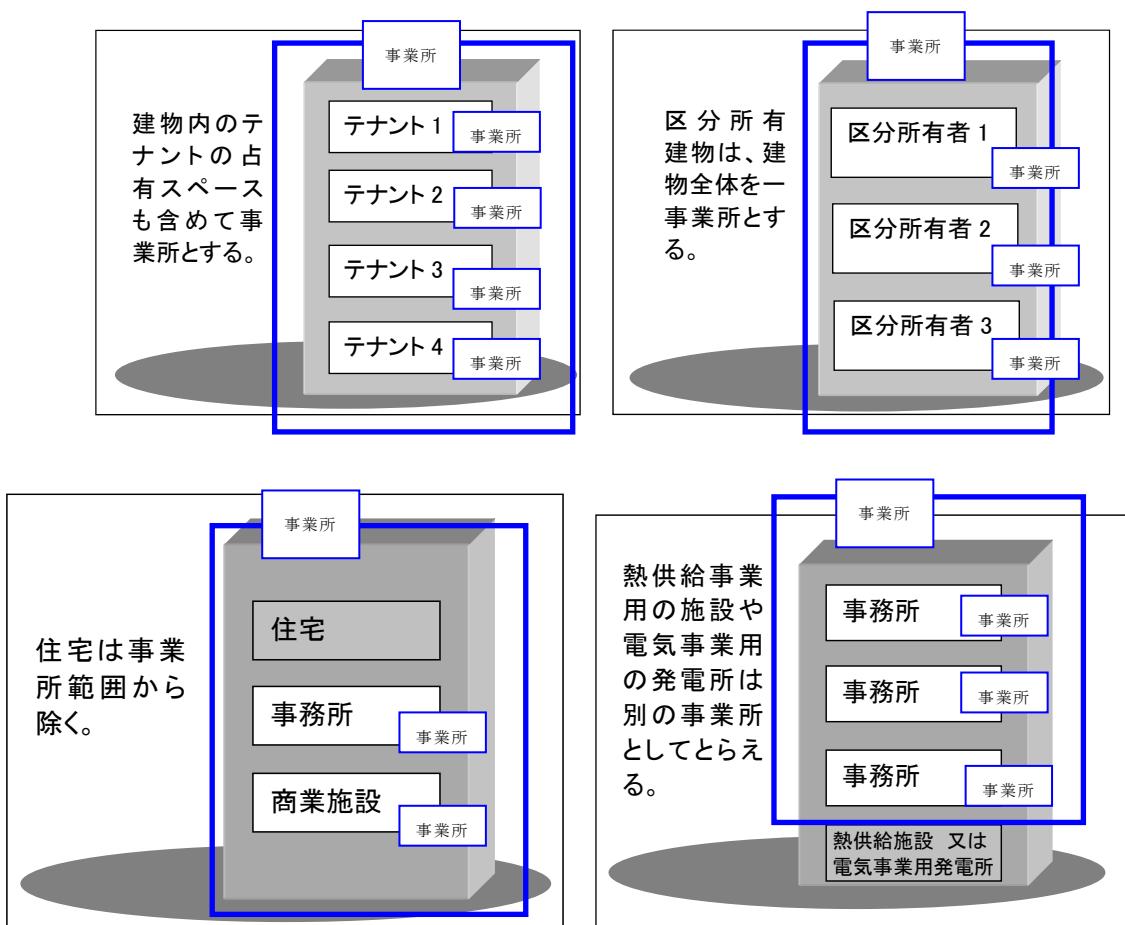


図2-2 一つの建物等における事業所の範囲

(4) エネルギー管理の連動性のある建物等の扱い

「エネルギー管理の連動性」がある複数の建物等は、原則として一つの事業所とする（図2-3）。

「エネルギー管理の連動性」とは、電気、熱又は燃料のいずれかの供給点を共有している状態、つまり、建物等に他人から供給されたエネルギーを変換せずに、他の建物等に供給している状態を指す。

具体的には、ある建物等内の受電点（高圧受電施設など）で電気を受け、さらに他の建物等に電力を供給している場合、地域熱供給の受入施設から複数の建物等に蒸気等を搬送している場合、ある建物に付属する燃料タンクから、配管等で接続して、他の建物等への燃料供給を行っている場合などが該当する。

ただし、エネルギー管理の連動性はあるものの、経営主体や事業内容が全く異なる建物であって、事業敷地が明確に区分できる場合にあっては、それぞれの敷地に存する建物等を別の事業所として扱うことができる（図2-4）。

この場合、エネルギーの供給側の事業者が、隣接する事業者に供給したエネルギー量を計量器又は適切な方法による推計によって明確に把握しているか、その方法が適切であるかについて確認する必要がある。

また、エネルギーを供給している他の建物等へのエネルギー供給量が原油換算で年間15kL未満の場合は、エネルギー管理の連動性がないものとすることができる。この判断ができるのは、[基準年度のエネルギー起源CO₂排出量検証](#)又は新たに他の建物等に燃料等を供給することとなった年度の[エネルギー起源CO₂排出量検証](#)が行われ排出量が確定する前までに限られる。また、これらの判断の対象年度の途中で他の建物等へのエネルギー供給を開始している場合には、その翌年度の年間の供給量も原油換算で15kL未満であることを確認する必要がある。15kL未満であることの確認は、原則として購買伝票等又は特定計量器等による計量により把握したエネルギー供給量に基づき実施する。

なお、供給された都市ガスをボイラーやコーチェネレーションシステムで燃焼させて発生した電気や蒸気を事業所外へ供給するなど、一度供給されたエネルギーを変換して送る場合は、エネルギー管理の連動性があるとはみなさない。[\(大規模事業所が独占的に使用するボイラーやコーチェネレーションシステムは、これに該当しない。\)](#)

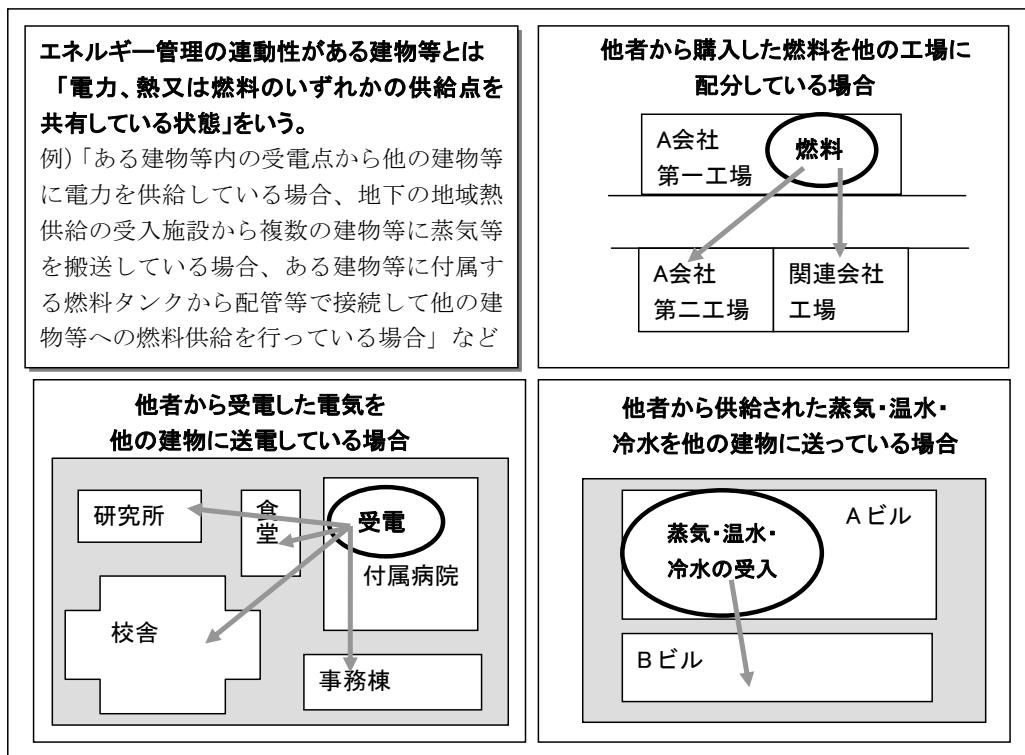
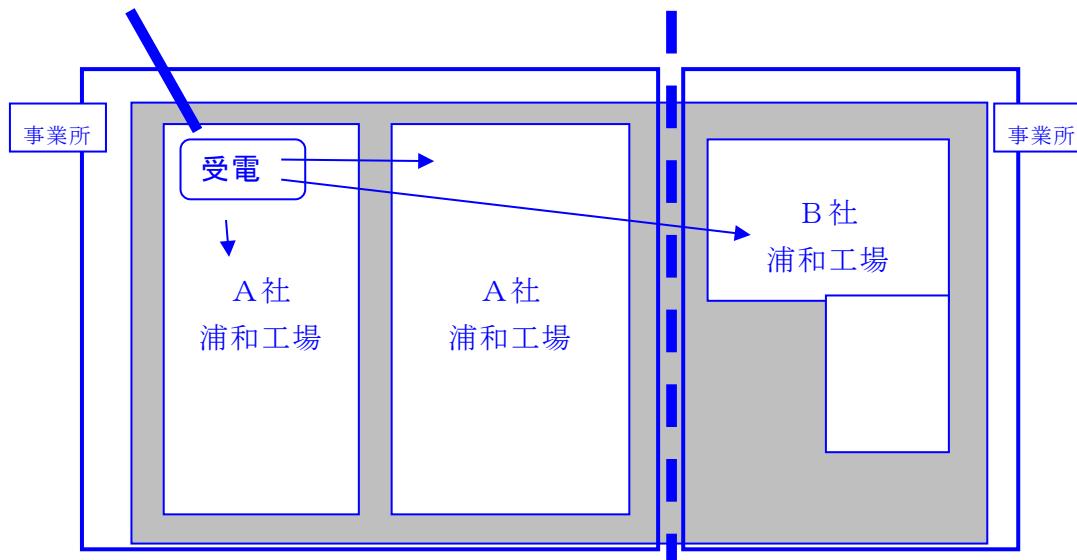


図2-3 エネルギー管理の連動性のある建物等の取扱い



- ※ A社とB社は経営主体や事業内容が異なる。
- ※ A社の管理する敷地とB社が管理する敷地は明確に区分可能
(例) 当初はA社が全体を使用していたが、B社に敷地の一部を売却した場合等

図2-4 エネルギー管理の連動性を持つ建物を異なる事業所として取り扱う場合

(5) 近隣の建物等の扱い

建物等において、共通の所有者が存在する「隣接（定義はアに後述）」する建物等が存在する場合、これらの複数の建物等をまとめて一つの事業所とみなす。ただし、建物については主たる使用者が同一の場合に限定される。

また、隣接している建物等であっても、一体的なエネルギー管理が行われていない建物等については、別の事業所として扱うことができる。

上記の隣接する建物等を併せた場合又は単独の建物等で、一年間当たりの規模判定エネルギー使用量が1,500kL以上のときは、さらに「道路・水路を挟んで近接（定義はイに後述）」している建物等を把握する必要がある。

「道路・水路を挟んで近接」する建物等の把握についても「隣接」の判断と同様に、建物等において、共通の所有者が存在する「道路・水路を挟んで近接」する建物等が存在する場合、これらの複数の建物等を一つの事業所とみなす。ただし、建物については、主たる使用者が同一の場合に限定される。

また、「隣接」の判断と同様に、近接している建物等であっても、一体的なエネルギー管理が行われていない建物等については、別の事業所として扱うことができる。

ア 隣接する建物等

(ア) 「隣接」の条件

「隣接」とは、次の二つのいずれかの条件を満たすものとする。

- ・ 同一敷地内に存在すること
- ・ 隣接する敷地内に存在すること

その際、上記の「敷地」は、次に指定する届出で提出された配置図に基づいて確認する。なお、工場立地法（昭和34年法律第24号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）又は水道法（昭和32年法律第177号）における届出がある場合は、建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告において提出された配置図の敷地の範囲よりも優先させる。

- ・ 建築基準法における確認申請、計画通知又は定期報告において提出された敷地の範囲（定期報告は建物の一部を示している場合があるので注意が必要である。）
- ・ 工場立地法における工場の立地・変更に当たっての届出において提出された敷地の範囲
- ・ 水道法における水道事業経営の認可の申請において提出された水道施設における敷地の範囲
- ・ 下水道法で終末処理場又はポンプ場の事業計画の認可申請時に添付される図面における敷地の範囲
- ・ 廃棄物処理法における一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可において提出された敷地の範囲

（イ）「共通する所有者が存在」の条件

隣接する建物等のうち、「建物」においては、「共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一」の場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物をまとめて一つの事業所とする。「施設」においては、「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の施設をまとめて一つの事業所とする。

ここで「主たる使用者」とは、共用部を除く床面積の半分以上を占有する使用者を指す。賃貸借契約を行っていないなど、他人が使用していることが認められない場合であって、所有者自身が実質的に使用しているときは、所有者を使用者とする（一時的にテナントが退去して空室となった場合などは、使用者は存在しないものとする）。

なお、所有者については固定資産の名寄帳（ある法人・人物が持っている市町村内の不動産の一覧表）、主たる使用者については所有者自身作成のテナントリスト等を、検証を利用する資料として、検証先事業所に求めることが望ましい。賃貸借契約等を行っていない場合は、所有者を主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。

(ウ) 「一体的なエネルギー管理」の条件

隣接する建物等のうち、一体的なエネルギー管理が行われていない場合、これらの建物等については当該事業所から除外することができる。

ここで「一体的なエネルギー管理が行われていない」とは、異なる管理者が、エネルギー使用量の把握、省エネルギー、省CO₂対策等の実施等を行っている状態をいう。この場合、除外する建物等のエネルギー管理の実施状況等について、組織体制や管理形態、エネルギー使用量の把握状況、対策実施の判断者等を確認する。

イ 道路・水路を挟んで近接している建物等

(ア) 「道路・水路を挟んで近接」の条件

「道路・水路を挟んで近接」とは、それぞれの建物等の敷地が図2-5に示す関係にある状態をいう。図2-6の状態は「道路・水路を挟んで近接」に当たらない。ただし、水路を挟む場合、大きな河川を挟んでいるなど、事業所間の行き来が容易ではなく、一つの事業所として取り扱うのが適当でないと県が認める場合は、「道路・水路を挟んで近接」としては取り扱わない。

なお、敷地の範囲は、アの隣接と同様、ア(ア)に示した「指定する届出で提出された配置図」に基づいて確認することが望ましい。

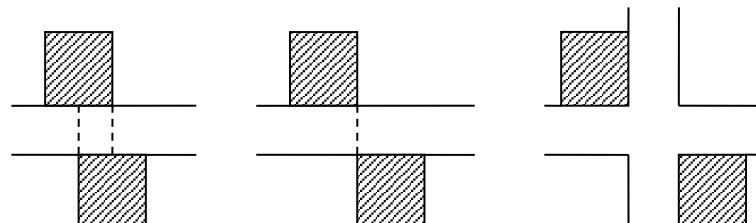


図2-5 道路・水路を挟んで近接に該当する例

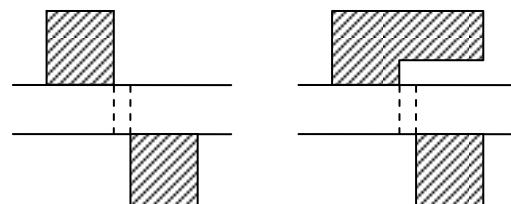


図2-6 道路・水路を挟んで近接に該当しない例

(イ) 「共通する所有者が存在」の条件

ア (イ) に示した条件と同様である。

(ウ) 「一体的なエネルギー管理」の条件

ア (ウ) に示した条件と同様である。

近隣の建物等とは

次の二つのいずれかの条件を満たすものとする。

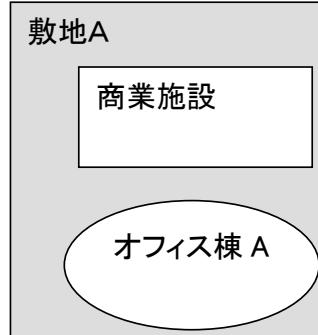
①共通の所有者が存在する隣接する建物等

②共通の所有者が存在する道路・水路を挟んで近接する建物等

※①を合わせて規模判定エネルギー使用量が1,500 kL未満の場合は大規模事業所とならない。

※①②ともに「建物」同士の場合は主たる使用者が同一の場合に限る。

①同一敷地内又は隣接する敷地内の共通の所有者が存在する建物等（住宅は除く。）は同一事業所（建物同士の場合は主たる使用者が同一の場合のみ）



②道路・水路を挟んで近接している敷地内の共通の所有者が存在する建物等は、同一事業所（建物同士の場合は主たる使用者が同一の場合のみ）

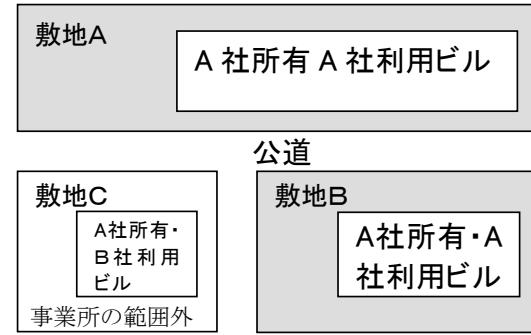


図2-7 近隣の建物等の取扱い

<参考> 敷地の範囲の把握に使用する届出等の概要

建築基準法における建築物の建築等に関する確認申請、計画通知又は定期報告

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条において、敷地の定義は、「一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう」とされている。

具体的な敷地の範囲は、個々の建築物に関して提出された確認申請（建築基準法第6条）、計画通知（建築基準法第18条）又は定期報告（建築基準法第12条）に添付されている「配置図」に示されている。

建築基準法における届出に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別はこの「配置図」に基づいて行う。ただし、定期報告は、建物の一部を示している場合があるので注意が必要である。

工場立地法における届出

工場立地法第6条第1項に規定されている届出に「工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置」、「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図」等に事業所の範囲を記す図面の添付が義務付けられている。

工場立地法における届出に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記二つのいずれかの図面に基づいて行う。

なお、工場立地法の届出の提出要件は次のとおりである。

業種：製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気・ガス・熱供給業（水力・地熱発電所、太陽光発電施設を除く。）

規模：敷地面積9,000m²以上又は建築面積3,000m²以上

特定工場：一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が一定規模以上（上記、規模の面積）であるもの

提出要件：①特定工場を新設する場合

②敷地の拡張、建築物の増設等により、特定工場に該当することとなる場合

③特定工場が届出事項を変更する場合（軽微な変更に該当する場合を除く）。

水道法における水道事業経営の認可

水道法第7条に基づく、水道事業経営の認可の申請をするためには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

水道法における水道事業経営の認可申請に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記の提出物に基づいて行う。

下水道法における事業計画

下水道法第5条に基づく、第4条第1項の事業計画においては、「一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに予定処理区域」、「二 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置」及び「三 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力」を提出しなければならない。

下水道法における事業計画に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記の提出物に基づいて行う。

廃棄物処理法における許可申請

（一般廃棄物処理業）

他人から委託を受けて一般廃棄物処理業を行う場合には、廃棄物処理法第7条に基づき、市町村長の許可を受けなければならず、次に掲げる事項等を記載した申請書を提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 事業場の設置の場所
- ・ 取り扱う一般廃棄物の種類

（産業廃棄物処理業）

他人から委託を受けて産業廃棄物処理業を行う場合には、廃棄物処理法第14条に基づき、都道府県知事の許可を受けなければならず、次に掲げる事項等を記載した申請書を提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 事業場の設置の場所
- ・ 事業の範囲、事業の用に供する施設

廃棄物処理法における許可申請に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記の提出物に基づいて行う。

2 検証の具体的な方法

次に示す手順で検証先事業所の範囲を確認する。

(1) 建物等の確認

検証先事業所の設置者が対象となる建物及び施設を1(2)に記した定義により正しく把握しているか確認する。その際、建物等の範囲が不明確である場合には、これを明らかにするために、例えば次の資料により確認する。

- ・ 建築基準法の確認申請、計画通知、確認済証、検査済証
- ・ 国有財産台帳
- ・ 工場立地法の事業所新設時届出書類
- ・ 工場立地法の建屋新設、建屋売却等の変更時の届出書類
- ・ 水道事業経営の認可の申請
- ・ 下水道事業計画許可申請
- ・ 廃棄物処理法の一般廃棄物処理業の許可申請、産業廃棄物処理業の許可申請

また、建築基準法の確認申請又は計画通知の1棟の建物の範囲にかかわらず、建物の使用状況及び、建物の不動産登記簿に示される次の範囲等から判断する場合にあっては、外形、使用状況、所有関係等を現地及び登記簿謄本（登記事項証明書）、賃貸借契約書等の書類を用いて確認する。

(2) エネルギー管理の連動性の確認

エネルギー管理の連動性がある状態とは、電気、熱又は燃料のいずれかの供給点を共有している状態をいう。具体的には次の手順で検証を行う。

- ① 電気、ガス、地域熱供給の蒸気等が外部へ供給されているか否かを建物等の配電図、都市ガス事業者が作成した配管図、空気調和設備系統図等の根拠資料によって確かめること。また、現地における確認、現場担当者等へのヒアリング等によって確かめる。
- ② 危険物施設、燃料貯蔵所等について、配管等の接続による建物等の外への燃料供給があるかを確認する。その方法としては、消防法（昭和23年法律第186号）等に基づく危険物施設の届出、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく燃料貯蔵所の届出等の根拠資料によって確かめること。また、現地における確認、現場担当者等へのヒアリング等によって確かめる。
- ③ 上記を検証した結果、他人から供給を受けたエネルギーを変換せずにそのまま建物等の外へ供給している場合、その供給先の建物等について①及び②について同様の作業を行う。
- ④ 把握された建物等の所有・経営主体や事業内容を確認する。これは、経営主体や事業内容が全く異なる建物であって、事業敷地が明確に区分できる場合は、それぞれの敷地に存する建物等を別の事業所として扱うことができることから

行うものであり、別の事業所として扱う建物等があるか確認する。

- ⑤ 別の事業所として扱う建物等を除き、把握された建物等について、一つの事業所とする。ただし、エネルギーを供給している他の建物へのエネルギー供給量が原油換算で年間15kL未満の場合、エネルギー管理の連動性がないものとすることができる（1（4）参照）。
- ⑥ ④で当該建物等を異なる事業所と扱う場合、建物の所有権利関係、事業内容等及び敷地の状況等の根拠を確認する。

（3）近隣の建物等の確認

ア 隣接する建物等の確認

隣接する建物等の検証に当たっては、次の手順のとおりに公的資料等に基づくことが望ましい。

- ① （2）までで一つの事業所としたものについて、建築基準法、工場立地法、水道法、下水道法又は廃棄物処理法の届出等とともに提出された配置図を閲覧する（届出等は最新のものを参照する。）。
 - ② 配置図に記された敷地の範囲を確認する。ただし、これらの届出の配置図と実態が異なる場合には、実態を優先し、敷地の範囲とする。
 - ③ 同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物で、共通の所有者が存在し、主たる使用者が同一の建物を一つの事業所とする。また、同一の敷地内又は隣接する敷地内の施設で、共通の所有者が存在する施設を一つの事業所とする。その際、所有者については固定資産の名寄せ帳（ある法人・人物が持っている市町村内の不動産の一覧表）又は不動産登記簿、主な使用者については賃貸借契約（複写でも可）入手し、又は閲覧することにより確認することが望ましい（届出等は最新のものを参照する。）。
 - ④ 関連する建物等のうち、エネルギー管理が一体的に行われていないために、事業所から除外する場合には、エネルギー管理の状況等を事業者の組織図、エネルギー使用量の管理記録等を用いて確認する。
 - ⑤ このほか、現地における確認、検証先の事業者へのヒアリング、その他の資料等により、隣接する建物等の範囲を確認する。
- ※ 同一又は隣接する敷地内の建物と施設で、共通の所有者が存在するとき、まとめて一つの事業所とする。
- ※ 隣接する建物等であっても一体的なエネルギー管理が行われていない場合には、別の事業所として扱うことができる。
- ※ 主たる使用者とは共用部以外の床面積の半分以上を専有する使用者を指す。
賃貸借契約を行っていない場合など他人が使用していることが認められない場合は、所有者を主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。
- ※ 次に、隣接する建物等の例を記す。

- ・ 建築基準法における確認申請又は定期報告の図面で、敷地が隣接している大学キャンパス内の建物
- ・ 工場立地法における届出の図面で、敷地の範囲内の所有者及び主たる使用者が同じ工場建屋

イ 規模判定エネルギー使用量の確認

この項目は、基準年度の排出量を検証する場合のみ確認する。（また、近接する建物等が存在しない場合には確認する必要はない。）

エネルギー管理の連動性のある建物等及び共通する所有者が存在する隣接する建物等について、後述の「排出活動・燃料等使用量監視点の把握」、「燃料等使用量の把握」及び「規模判定エネルギー使用量の算定」についての検証を行い、規模判定エネルギー使用量が1,500kL以上であるかを確認する。

さらに、道路・水路を挟んで近接している建物等のうち、共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一の建物等についても確認する必要がある。基準年度の規模判定エネルギー使用量が1,500kL以上でない場合であっても同様に確認する。

※ 規模判定エネルギー使用量が1,500kL未満の建物等だけが道路・水路を挟んで近接していたとしても、それらを合わせて一つの事業所とはしない。

ウ 道路・水路を挟んで近接している建物等の確認

道路・水路を挟んで近接している建物等の検証に当たっては、次の手順のとおりに公的資料等に基づくことが望ましい。

- ① アまでで一つの事業所とした敷地と道路・水路を挟んで近接する敷地を確認する。
- ② アと同様に、共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一の建物等を正確に把握しているか確認する。固定資産の名寄帳（ある法人・人物が持っている市町村内の不動産の一覧表）や不動産登記簿、テナントリスト等を入手し、又は閲覧することにより所有者及び主たる使用者を確認することが望ましい。
- ③ 道路・水路を挟んで近接する敷地内の建物で、共通の所有者が存在し、主な使用者が同一の建物を一つの事業所とする。また、道路・水路を挟んで近接する敷地内の施設で共通の所有者が存在する施設を一つの事業所とする。
- ④ 関連する建物等のうち、エネルギー管理が一体的に行われていないために、事業所から除外する場合には、エネルギー管理の状況等を事業者の組織図、エネルギー使用量の管理記録等を用いて確認する。
- ⑤ このほか、現地における確認、検証先の事業者へのヒアリング、その他の資料等により、近接する建物等の範囲を確認する。

※ 道路・水路を挟んで近接する敷地内の建物と施設で、共通の所有者が存在

するとき、まとめて一つの事業所とする。

- ※ いずれの敷地においても、建築基準法、工場立地法、水道法、下水道法又は廃棄物処理法の届出等とともに提出された配置図を閲覧する（届出等は最新のものを参照する。）。ただし、これらの届出と実態が異なる場合には、実態を優先し、敷地の範囲とする。
- ※ 隣接する建物等であっても一体的なエネルギー管理が行われていない場合には、別の事業所として扱うことができる。
- ※ 主たる使用者とは共用部以外の床面積の半分以上を占有する使用者を指す。賃貸借契約を行っていないなど他人が使用していることが認められない場合は、所有者を主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。
- ※ 規模判定エネルギー使用量が1,500kL未満の建物等だけが道路・水路を挟んで近接していたとしても、それらを合わせて一つの事業所とはしない。
- ※ ウまでで一つの事業所とした範囲に近接する建物等も同様に確認する（ただし、県が認める場合に限り、一つの事業所とはしないこともできる）。
- ※ 次に、近接する建物等の例を記す。

- 道路を挟んで近接しており、所有者と主たるテナント（共用部以外の床面積の半分以上を使用するテナント）が同じオフィスビルやテナントビル
- 道路を挟んで近接しており、共通する所有者が存在し、主たる使用者が同一の工場建屋

(4) 事業所に関するその他の情報の確認

ア 住宅用途建物、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の確認

1 (1) にあるように、住宅用途建物は事業所に該当せず、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえるため事業所の範囲から除外する。そのため、住宅用途の範囲を確認する必要がある。また地下等に設置された熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所に用いられている施設についても図面等で確認する。

なお、確認の際には、必要に応じて事業所に建築基準法に基づく届出とともに提出された配置図・平面図（住宅用途建物・住宅用途のフロアを示すもの）等、公的資料を求めることが望ましい。

イ 延床面積の確認

建築基準法の届出等、一定の根拠資料を用いて事業所の延床面積について確認する。

(5) 算定資料への記載事項の確認

次の項目について、算定資料の記載内容を確認する。

ア 事業所境界の図示

事業所範囲外の建物が当該事業所の範囲に含まれないと判断できる図が明示されているかを確認する。その上で、地図と実態とが合っているかを確認する。また、必要に応じて固定資産の名寄帳又は登記簿謄本を利用してもよい。

なお、[算定資料](#)の記載スペースが不足する場合には、別紙に記載し、当該別紙を添付して提出される。

イ 事業所範囲と燃料等使用量監視点の図示

確認した事業所範囲が、[算定資料](#)の「燃料等使用量監視点」の部分に正しく図示されているかを確認する。その上で、「事業所の範囲」、「事業所内の建物」及び「(第2章で把握する)燃料等使用量監視点」が明示されているかを確認すること。なお、[算定資料](#)の記載スペースが不足する場合には、別紙に記載し、当該別紙を添付して提出される。

ウ 事業所の延床面積

建築基準法の届出等の一定の根拠資料に基づいて延床面積を確認する（敷地の一部を別事業所として扱う場合には当該部分を除いた面積を確認する）。

なお、建物の解体に伴い減少している面積がある場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第10条第1項又は第2項に基づく届出書を根拠資料として用いることができる。

3 熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の扱い

1(1)にあるように、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえる。

(1) 热供給事業用の施設

熱供給事業用の施設の事業所範囲については次のとおりとする。

- 当該施設が熱供給施設であることを確認する。その方法としては、熱供給事業法に基づく事業に係る届出等を用いることが望ましい。
- なお、「熱供給施設」とは、熱供給事業の用に供されるボイラー、冷蔵設備、循環ポンプ整圧器、導管その他の設備であって、熱供給事業を営む者の管理に属するものをいう（熱供給事業法第2条第4項）。
- 他のプラントと導管が連結されている場合は、エネルギー管理の連動性があるものとして一つの事業所となる。

(2) 電気事業用の発電所及び変電所

電気事業用の発電所及び変電所の事業所範囲については次のとおりとする。

- 当該施設が電気事業用の発電所又は変電所であることを確認する。その方法

として、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく事業に係る届出等を用いることが望ましい。

4 事業所範囲の変更

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により複数の建物等を一つの事業所とみなす条件を満たさなくなった場合又は新たに満たした場合は、状況などの変更があった時点で事業所範囲を変更するものとする。このとき、変更される事業所範囲の規模によっては「算定ガイドライン第3部第2章 基準排出量の変更」に従って基準排出量の変更を行う必要がある。

なお、一つの大規模事業所が複数の大規模事業所相当規模の事業所に分割される場合又は複数の大規模事業所が一つの事業所に統合する場合は、別途県と削減期間開始年度等の協議を行うものとする。

5 検証のポイント

検証に当たっては、事業所範囲の特定に利用した書類を確認する必要がある。

なお、検証の際の確認資料は、公的書類を基本とするが、[検証先事業所](#)が公的書類を準備できなかった場合には、施工業者作成の図面などの他者が作成した資料又は事業者自身が作成した資料により確認してもよい。ただし、その場合は、現地における確認、現場担当者等へヒアリング等を行う。また、公的書類は、原本であることが望ましいが、不鮮明である等、書類の信頼性に問題がある場合を除き、複写での対応も可能とする。

表2-1に、検証の際の確認資料の例を示す。

表2-1 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する書類	
		基本的に準備すべき書類 (公的書類)	代替的な資料
建物又は施設の把握	建物又は施設が適切に把握されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の確認申請 ・ 建築基準法の計画通知 ・ 建築基準法の確認済証 ・ 建築基準法の検査済証 ・ 国有財産台帳 ・ 工場立地法の事業所新設時届出書類 ・ 工場立地法の建屋新設、建屋売却等の変更時の届出書類 ・ 水道事業経営の認可の申請 ・ 下水道事業計画許可申請 ・ 廃棄物処理法の一般廃棄物処理業の許可申請 ・ 廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可申請 ・ 建設リサイクル法の第10条届出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業者が作成した図面（しゅん工図など） ・ 自作の固定資産リスト（固定資産台帳、<u>国有（公有）財産台帳</u>など） ・ 建築基準法の定期報告（建物の一部を示している場合があるので注意が必要）
エネルギー管理の運動性の把握	受電施設の他建物等との共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ (燃料等使用量監視点が判明する書類で把握) ・ 配電図 ・ ガス配管図 ・ 空気調和設備系統図 ・ 消防法等に基づく危険物施設の届出 ・ 高圧ガス保安法に基づく燃料貯蔵所の届出 	
	都市ガスマーターの他建物等との共有		
	地域熱供給受入施設の他建物等との共有		
	燃料貯蔵所の他建物等との共有		

表2-1 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する書類	
		基本的に準備すべき書類 (公的書類)	代替的な資料
近隣建物の把握	敷地を適切に識別しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法、工場立地法、下水道法、廃棄物処理法又は水道法における届出(最新の届出)とともに提出された配置図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業者が作成した図面(しゅん工図など) ・ パンフレットの配置図 ・ 住宅地図等
	近隣の建物等の所有者の把握は網羅的になされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産の名寄帳 ・ 事業所内建物等の不動産登記簿 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自作の物件リスト
電所及び変電所の把握	住宅用途の建物等を適切に把握しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に基づく配置図・平面図(住宅用途の建物又は住宅用途の部分を示すもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業者が作成した図面(しゅん工図など) ・ 自作の図面
	熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所を適切に把握しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱供給事業用の施設又は電気事業用の発電所若しくは変電所の位置を示す図面 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業者が作成した図面 ・ 自作の図面

第2章 算定対象活動・燃料等使用量監視点等の特定

1 考え方

計画制度における報告の対象となる活動（以下、「算定対象活動」という。）は排出活動及び非排出活動のことをいう。

（1）排出活動

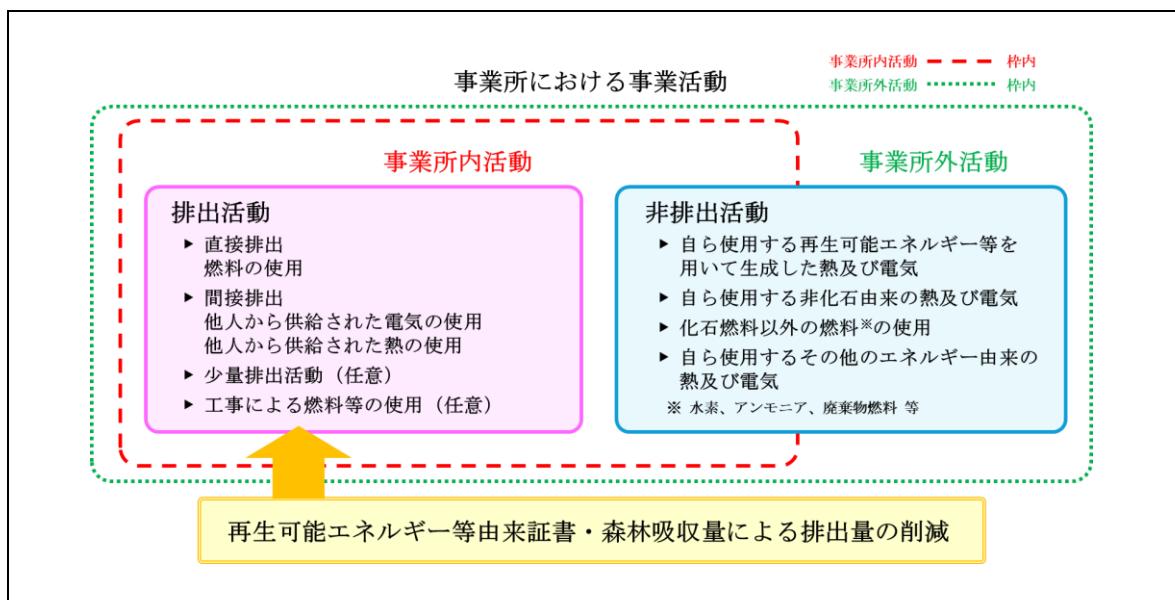
排出活動とは、事業所内で行われる温室効果ガスの排出を伴った活動をいう。また排出活動うち、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量の算定対象とする排出活動は、事業所の内部における化石燃料の燃焼などによる目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の排出（直接排出）と、事業所の外部から供給された電気及び熱の使用に伴った間接的な目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の排出（間接排出）である。

また、事業所内における排出活動のうち、少量排出活動（後述の「燃料等使用量監視点の特定」で記述する要件に該当しない排出活動）及び工事による燃料等の使用については、排出量の算定対象に含める必要はない。

また、事業所外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体への供給（陸電を含む。）、事業所外へのエネルギー供給（住宅用途、他事業所等への供給）などは、原則として算定対象から除外する。

（2）非排出活動

非排出活動とは、事業所内外で行われる温室効果ガスは排出しない活動のうち、再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱の利用、非化石燃料（水素、アンモニア及び廃棄物燃料等）の利用によって、事業所内の温室効果ガスの排出を削減するものをいう。



(3) 算定対象となる排出活動等

ア 排出活動

(ア) 直接排出（燃料の使用）

ボイラー、工業炉等の設備における化石燃料の燃焼等によって、直接的に目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）を排出する排出活動を直接排出と呼ぶ。本制度において対象となる化石燃料について表2-2に示す。化石燃料の定義は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）定期報告書と同様に取り扱う。

なお、廃棄物の焼却によるCO₂の排出は、焼却の熱をエネルギーとして使用した場合であっても、排出活動に含まない（ただし、その他ガスとしての報告対象にはなる。）。

表2-2 化石燃料の種類と定義

原油	天然に産出し、我が国において精製原料又はエネルギー源として用いられる鉱物油。タールサンド、オイルサンド及びこれらの抽出油等も含まれる。
原油のうち コンденセート (NGL)	天然ガスの採取・精製の過程で得られる常温・常圧で液体の炭化水素油。一般の原油より軽質でナフサに近い性状を有し発熱量も原油と異なる。
揮発油 (ガソリン)	原油を直接常圧蒸留して精製する際、30～200℃の留分として得られる軽質液体留分。
ナフサ	原油を直接常圧蒸留して精製する際、30～240℃の留分として得られる最も軽質な液体留分。
灯油	原油を直接常圧蒸留して精製する際、150～300℃の留分として得られる軽質液体留分。
軽油	原油を直接常圧蒸留して精製する際、200～350℃の留分として得られる中質液体留分や、常圧蒸留の残油を減圧蒸留し得られる同様の中質液体留分。
重油 イ A重油 ロ B・C重油	原油を直接常圧蒸留して精製する際、300℃以上の留分として得られる中質・重質液体留分や、常圧蒸留の残油を減圧蒸留して得られる同様の重質液体留分。A重油とは、重油のうち、引火点60℃以上、動粘度20mm ² /s以下、残留炭素分4%以下、硫黄分2.0%以下の性状を有するもの。B重油とは、重油のうち、引火点60℃以上、動粘度50mm ² /s以下、残留炭素分8%以下、硫黄分3.0%以下の性状を有するもの。C重油とは、重油のうち、引火点70℃以上、動粘度50mm ² /s以上、硫黄分3.0%以上の性状を有するもの。
石油アスファルト	常圧蒸留残油や減圧蒸留残油等の重質油から揮発性成分や潤滑油成分等の液状～ゲル状成分を除去して得られる半固体の物質。
石油コークス	常圧蒸留残油や減圧蒸留残油等の重質油を熱分解や接触分解し軽質留分を得る際、残留物として生成する固体の物質。

石油ガス	液化石油ガスは、石油精製・化学工場における原油や石油製品の処理過程において発生するガスの成分中から回収したプロパン、ブタン等を主成分とするガス及び可燃性天然ガスから得られた物質。
イ 液化石油ガス (LPG)	石油系炭化水素ガスは、液化石油ガス以外の石油系のガス。
ロ 石油系炭化水素ガス	
可燃性天然ガス	
イ 液化天然ガス (LNG)	地下から産出される鉱物性可燃性ガスであって、コンデンセートを除去したもの。このうち輸入天然ガスは液化天然ガス(LNG)に、国産天然ガスはその他可燃性天然ガスに計上する。
ロ その他可燃性天然ガス	
石炭	
イ 原料炭	<u>原料炭とは、石炭のうち原料として用いられる石炭をいう。このうち、コークスを製造するための原料として用いられるものをコークス用原料炭、高炉製鉄において微粉炭吹込用石炭として用いられ、高炉ガス、転炉ガスにその成分の一部が転換される原料となる石炭を吹込用原料炭といい、それ以外のものを輸入原料炭という。</u>
(1)輸入原料炭	
(2)コークス用原料炭	
(3)吹込用原料炭	
ロ 一般炭	<u>一般炭は、発電・蒸気発生・材料加熱等の目的で直接燃焼して用いられる石炭であって、無煙炭、亜炭でないもの。一般炭のうち、輸入されたものを輸入一般炭、国内で算出したものを国産一般炭という。</u>
(1)輸入一般炭	
(2)国産一般炭	
ハ 輸入無煙炭	<u>輸入無煙炭は、炭化度が最も進み有水有灰状態で測定した揮発分を10重量%以下しか含有しない石炭。</u>
石炭コークス	コークス用原料炭をコークス炉で乾留して得られる固体のエネルギー源。
コールタール	コークス用原料炭等をコークス炉で乾留した際に、コークス用原料炭中の揮発分等から得られる重質な液体状の炭化水素製品。
コークス炉ガス	コークス用原料炭をコークス炉で乾留する際に、コークス用原料炭中の揮発分が分解して生成したガス。
高炉ガス	製鉄用高炉において投入されたコークスや吹込用原料炭が、炉下部から吹込まれた高温空気と反応して分解・部分酸化して一酸化炭素となり酸化鉄を還元する際に、炉頂部から回収されるガス。
発電用高炉ガス	<u>発熱量を安定させるために純粋な高炉ガスにコークス炉ガスや転炉ガスを添加し、発電用燃料としたもの。</u>
転炉ガス	高炉で生成された銑鉄には過剰の炭素分や少量の水素分等の不純物が含まれ、そのままでは鋼にできないため、転炉で酸素を吹込み、銑鉄中の過剰炭素分や不純物を酸化して転炉ガスや転炉スラグにすることにより除去するが、この際に回収されるガス。
都市ガス	地域の家庭や企業に対して専用の施設及び配管網により、天然ガスやLPG等を混合・希釈・調整し、地域のガス事業者から配送されるガス。
ジェット燃料油	<u>石油製品のうち、軟質液体留分であってジェットエンジンに使用される燃料として特別の規格・基準に従って製造、調整されたもの</u>
その他の燃料	上記以外の、燃料として使用されたもので、県が個別に認めるもの。

(イ) 間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用）

事業所の外部から供給された電気及び熱の使用に伴って、間接的に目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）を排出する活動を間接排出と呼ぶ。

電気又は熱を外部から供給を受けて使用する場合には、対象事業所内では直接には目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）は排出されないが、その電気又は熱を発生させるために発電所又は熱供給施設で目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）が排出されている。このため、電気及び熱の使用は「間接排出」としてその排出量を算定する。

表2-3 算定対象活動の種類（間接排出）

活動	内容
他人から供給された電気又は熱の使用	<ul style="list-style-type: none">電気の使用産業用蒸気の使用産業用以外の蒸気の使用温水・冷水の使用

※ 産業用蒸気とは、製造業に属する事業の用に供する工場等であって、専ら事務所その他これに類する用途以外の工場等から供給された蒸気をいう。産業用以外の蒸気、冷水・温水とは、産業用蒸気以外の熱で、熱供給事業者（加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気を導管により供給する事業を行う者）等から受け入れた熱をいう。

イ 非排出活動

(ア) 再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱の使用

事業所の内部及び外部から供給された、表2-4に示す再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱を対象とする。なお、計画制度において報告を求める再生可能エネルギー等の種類は表2-5に示すものとする。

表2-4 再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱

供給方法	内容
事業所範囲内 からの供給	自家発電・発熱 事業所等の敷地内に設置した再生可能エネルギー設備で発生させた電気又は熱であって、自営線等を介して事業所等に供給されたもの
	オンサイト型PPA 事業所等の敷地内に設置した第三者保有の再生可能エネルギー設備で発生させた電気又は熱であって、自営線等を介して事業所等に供給されたもの
事業所範囲外 からの供給	自営線等 事業所等の敷地外に設置した再生可能エネルギー設備で発生させた電気又は熱であって、自営線等を介して、事業所等に供給されたもの

供給方法	内容
オフサイト型 PPA	事業所等の敷地外に設置した第三者保有の再生可能エネルギー設備で発生させた電気（特定の需要家に供給することを約束されたものに限る。）であって、直接事業所等に供給されたもの
自己託送 ^{※1}	再生可能エネルギー設備を用いて発電した電気であって、自営線等とは別の搬送方法で、当該再生可能エネルギー設備を設置する者の別の場所にある事業所等に供給されたもの

[※1：自己託送利用者の範囲は、「自己託送に係る指針（令和6年2月12日改正、資源エネルギー庁）の規定に準じる」](#)

表 2-5 地球温暖化対策計画において報告を求める再生可能エネルギー等の種類

太陽光	
風力	
地熱	
水力	
バイオマス ^{※1}	黒液 木材 木質廃材 バイオエタノール バイオディーゼル バイオガス その他バイオマス
温泉熱	
雪氷熱	

[※1：バイオマスは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第五条第一項第十一号ハに規定される基準に適合しないものは、環境価値を保有していないものとして取り扱う。](#)

[※2：海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱（ヒートポンプを除く）は、使用量の報告は任意とし、使用した場合は地球温暖化対策計画書にその内容を記載することが可能。使用量を計量している場合は、\[地球温暖化対策計画書に添付する算定資料\]\(#\)に記載することが可能。](#)

(イ) 非化石燃料（再生可能エネルギーを除く。）の使用

事業所の目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量を削減するために使用された非化石燃料（水素、アンモニア及び廃棄物燃料等）を対象とする。なお、非化石燃料を使用した場合は、[その他ガス排出量](#)における報告対象となる。

ウ 移動体の扱い

敷地の範囲内のみで利用される移動体からのエネルギー使用量及び排出量については、算定対象とする。敷地の範囲外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体に起因するエネルギー使用量及び排出量は算定対象から除く。

自動車の場合、敷地の範囲内で利用される移動体であるかどうかは、ナンバーの有無により判断する。

また、図2-8に敷地の範囲内の給油所等で給油等する自動車の場合の算定範囲の判断方法を示す。

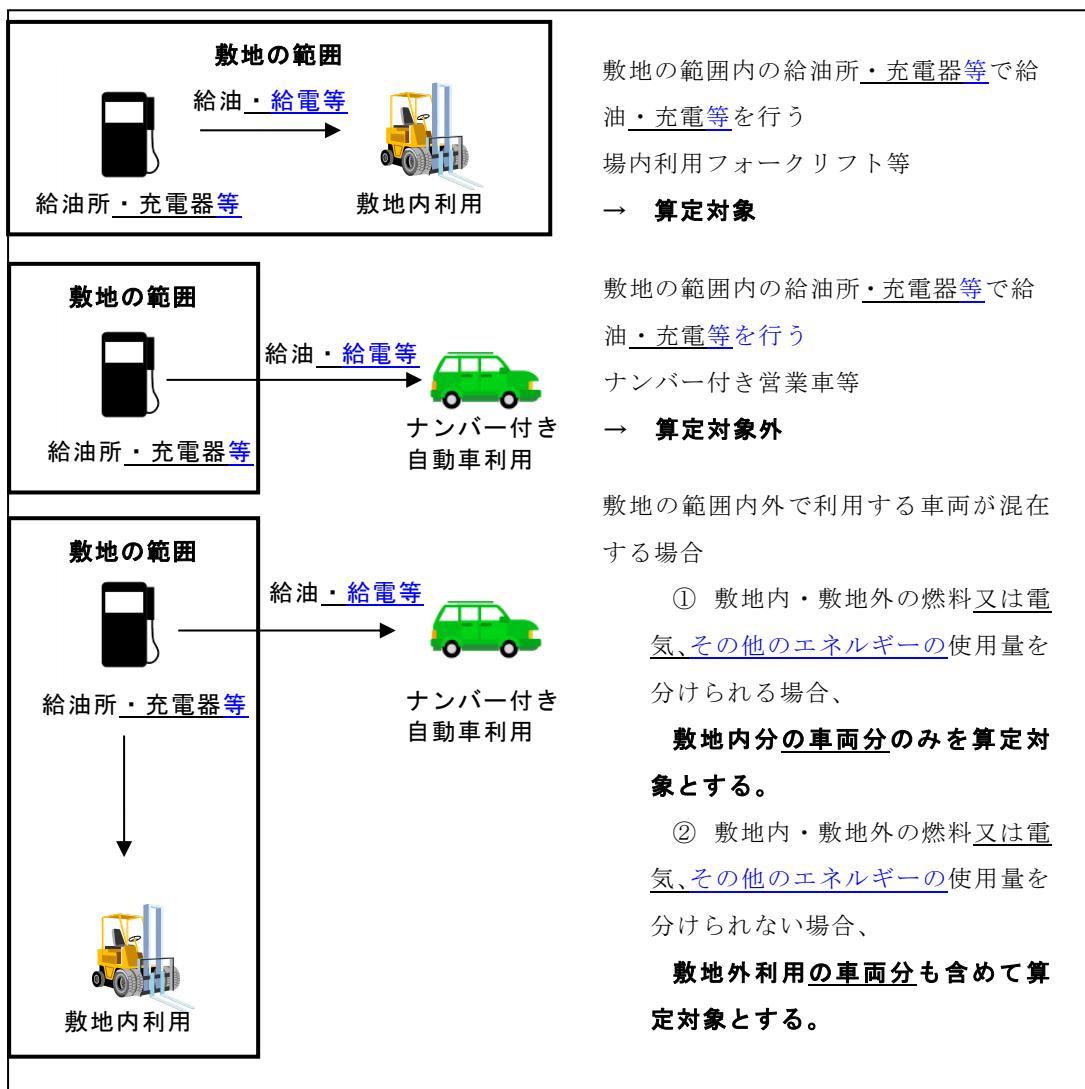


図2-8 敷地の範囲内で給油等を行う自動車の算定範囲

(4) 算定対象から除く排出活動等

ア 算定対象から除く排出活動等

次の排出活動及び非排出活動については、原則として、算定対象から除外する。ただし、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により燃料等使用量を把握する（詳細は第3章2（2）イ実測による把握の確認に記載）ことが不可能である場合には、算定対象に含める。

また、算定対象外活動は、基準排出量の算定期間及び削減計画期間を通して一貫している必要がある。

（ア）駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動及び非排出活動

駅において、鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用された燃料等の使用量として県が認めるものは算定対象から除外する。

駅においては、駅に併設された商業施設など鉄道輸送に必要のない排出活動及び非排出活動に係る燃料等の使用量が算定対象となる。

（イ）住宅用途への供給

住宅用途（共用部も含む。）の部分への供給分は算定対象外とする。

なお、複合用途の建物については、住宅用途の範囲を建築基準法に基づく配置図、平面図（住宅用途の建物又は住宅用途のフロアを示すもの）等により把握することで、燃料等の使用量及び目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量から除外する範囲を特定する。

なお、把握の際には建築基準法等の公的資料を用いることが望ましい。

（ウ）他事業所への熱又は電気の供給

他事業者への熱及び電気の供給に起因する燃料等の使用量は算定対象外とする。

他事業所へ供給される熱及び電気に起因する排出量については、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量から除外する（ただし、いずれの場合も熱供給事業者による蒸気又は冷水の供給など、本来業務として供給している場合の外部への供給は算定対象外とすることはできない。）。

第1章1（4）に示したとおり、経営主体や事業内容が全く異なる建物であって、事業敷地が明確に区分できる場合であって、別の事業所として扱う建物等がある場合には、その建物等に供給した熱及び電気に起因する燃料等の使用量はエネルギー使用量から除外し、排出量についても目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量から除外する。

上記以外で、他人から供給されたエネルギーを変換せずに事業所範囲外へ供給する場合は、供給先の建物をエネルギー管理の連動性がある建物等とするため、必然的に算定対象活動となる。

（エ）事業所外で利用される移動体への供給

前述のとおり、対象事業所の敷地の範囲外を移動する自動車、鉄道、船舶、航

空等の移動体への燃料等の使用量はエネルギー使用量の算定対象から除外し、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の排出についても算定対象外活動とする。

対象事業所の敷地の範囲外で利用される自動車であるか否かの識別は、ナンバープレートの取り付けの有無による。

イ 算定対象から除くことができる排出活動等

(ア) 少量排出

事業所範囲に含まれ、かつ、算定対象活動となる活動のうち、「燃料等使用量監視点の特定」（詳細は、（5）燃料等使用量監視点の特定に記載）に示す「事業所内に供給される燃料等使用量監視点」の把握要件を満たさない排出活動は少量排出とみなし、燃料等の使用量をエネルギー使用量の算定に含める必要はない。また、排出量についても含める必要はない（含めてもよい）。

(イ) 工事のための燃料等の使用

工事のための燃料等はエネルギー使用量の算定から除外することができる（除外しなくてもよい）。また、工事のための燃料等の使用による目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の排出についても、排出量から除外することができる（除外しなくてもよい）。ただし、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により当該燃料等使用量を特定可能な場合に限る。

(5) 燃料等使用量監視点の特定

事業所全体のエネルギー使用量及び目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の排出量を算定するためには、これまでに述べた排出活動に関する「燃料等使用量」を把握する必要がある。

電気の受電点（高圧受電施設など）、都市ガスマーター、燃料タンクなど、燃料等使用量を測定する箇所を「燃料等使用量監視点」と呼び、燃料等使用量監視点については、表2－6の「把握すべき燃料等使用量監視点の要件」を満たすものを網羅的に把握する必要がある。

したがって、検証の際においても、事業所範囲内における燃料等使用量監視点を網羅的に特定する必要がある。また、その際には可能な限り公的資料を用いることが望ましい。

なお、本制度における、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量は、「事業所内へ供給される燃料等起因の排出量」から「算定対象から除く排出活動起因の排出量」を差し引いて、事業所の排出量を算定する。このため、把握すべき燃料等使用量監視点は大きく分けると、「事業所内へ供給される燃料等使用量監視点（燃料タンク、受電点等）」と「算定対象から除く排出活動量監視点（他事業所への供給点等）」の2種類である。

また、事業所へ供給される燃料等については、購買伝票等により把握することを基本とするため、購買伝票等と個々の燃料等使用量監視点との関連について併せて確認する必要がある。

再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱の利用状況としては、再生可能エネルギー等の種類及び供給方法を把握する必要がある。事業所範囲内の再生可能エネルギー設備（以下、再エネ設備という。）については、基本的には再エネ設備で発電又は製造した熱のうち、当該事業所での燃料等使用量監視点等を網羅的に把握する必要がある。事業所範囲外から供給される再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱については、購買伝票等、小売電気事業者等との契約書等により把握する必要がある。

2 検証の具体的な方法

(1) 排出活動の確認

ア 算定対象活動の確認

1 (1)に示した排出活動の考え方従って、事業所範囲内のエネルギー使用の状況（排出活動）を確認する。なお、確認の際には、どのような燃料等を使用しているのかを確認し、燃料等の種類の漏れがないよう留意すること。

イ 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動の確認

駅において、鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用された燃料等の使用量として県が認めるものは算定対象から除外する。

逆に、駅において、算定対象となるのは、駅に併設された商業施設等における鉄道輸送に必要な排出活動のための燃料等の使用であるので、実際の手順としては、商業施設等の施設の把握がされているかを確認する。

ウ 算定対象から除くその他の排出活動の確認

住宅用途への供給、他事業所への電気や熱の供給及び事業所外で利用される移動体への供給は、原則として算定対象から除き、少量排出及び工事のための燃料等の使用については、算定対象から除くことができる。

なお、算定対象から除くことができるのは、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により燃料等使用量を特定可能な場合（詳細は第3章2 (2) イ 実測による把握の確認に記載）に限られる。また、算定対象外活動は、基準排出量の算定期間及び削減計画期間を通して一貫している必要がある。

エネルギー管理の連動性のある建物等を別の事業所として扱う場合には、連動性のある建物等全体に供給されるエネルギー量を複数の事業所に区分して使用することとなるため、当該事業所以外の事業所におけるエネルギー使用量等についても検証先事業所を通じて他の事業所から入手し、確認する必要がある。

検証では、少量排出以外の算定対象から除くべき排出活動が網羅されているか、算定対象から除いた排出活動がこれらの要件を満たしているかを、資料等の確認や、事業所へのヒアリング等により確認する。

(2) 非排出活動の確認

1 (2)に示した非排出活動の考え方従って、再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱の利用及び非化石燃料によって事業所内の温室効果ガスの排出を削減する活動状況を、再生可能エネルギー等及び非化石燃料の種類ごとに把握していることを、資料等の確認や、現地における確認、事業所へのヒアリングなどにより確認する。

(3) 事業所内に供給される燃料等使用量監視点の確認

(1) 及び(2)で確認した、事業所内で使用している燃料等について、事業所内のどこで供給を受けているのか（電気の受電点（高圧受電施設など）、都市ガスメーター、外部から供給を受ける燃料タンク等、燃料等使用量を測定する箇所）を確認する。事業所内で貯蔵して用いる燃料等はその貯蔵する場所を監視点とし、貯蔵しない燃料等についてはその使用量を特定できるメーターを監視点とする。また、事業所内で自家発電等している場合は、事業所内のどこで供給を受けているのか（電気又は熱の製造設備、パワーコンディショナー、燃料計等）を確認する。

検証では、表2-6に記した要件を満たす燃料等使用量監視点の所在地を全て確認しなければならない。その際、可能な限り同表に示す資料を用いるほか、必要に応じて事業所内の確認を行う。

表2-6 事業所内に供給される主な燃料等使用量監視点と確認する資料

種類		把握すべき燃料等使用量監視点の要件	確認する資料
直接排出	燃料	気体・液体 ・ 固体燃料	<ul style="list-style-type: none"> 消防法の危険物貯蔵所又は取扱所※¹
			<ul style="list-style-type: none"> 市町村の火災予防条例対象の少量危険物貯蔵取扱所等※¹
			<ul style="list-style-type: none"> 同指定可燃物貯蔵取扱所等※¹
			<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス保安法の第一種貯蔵所
		都市ガス	<ul style="list-style-type: none"> 同第二種貯蔵所
			<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス事業者から供給される都市ガスメーター
			<ul style="list-style-type: none"> しゅん工図書の衛生図面
	LPG	LPG	<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス事業者提供のガス工作物図面
			<ul style="list-style-type: none"> 液化石油ガス販売事業者から供給されるLPG供給メーター
		液石法※ ² における液化石油ガス設備工事届対象のLPG貯槽	<ul style="list-style-type: none"> 液化石油ガス販売事業者提供のLPG供給設備図
		高圧ガス保安法の規制対象の容器の置き場	<ul style="list-style-type: none"> 事業者あるいは第3者作成の配置図 購買伝票等
間接排出	電気	他人から供給される電気	<ul style="list-style-type: none"> 他人から供給される電気の受電施設を示した配電図（電気事業法の保安規程・工事計画届出の主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図が望ましい。）
	熱	他人から供給される熱	<ul style="list-style-type: none"> 他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設を示した空気調和設備系統図（省エネ法の特定建築物届出（建築物省エネ法※³に基づき提出された建築物エネルギー消費性能確保計画を含む。）に添付されるものが望ましい。）
			<ul style="list-style-type: none"> 他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設を示した空気調和設備系統図（省エネ法の特定建築物届出（建築物省エネ法※³に基づき提出された建築物エネルギー消費性能確保計画を含む。）に添付されるものが望ましい。）
非排出活動 事業所範囲内からの供給	自家発電・ 発熱	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内に設置された再生可能エネルギー設備 	<ul style="list-style-type: none"> しゅん工図書の単線結線図
			<ul style="list-style-type: none"> 計量器又はパワーコンディショナー
	オンライン型PPA	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内に設置された再生可能エネルギー設備 	<ul style="list-style-type: none"> しゅん工図書の単線結線図
			<ul style="list-style-type: none"> オンラインPPAによる電気供給契約書 購買伝票等

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン
第2部 第2章 算定対象活動・燃料等使用量監視点等の特定

事業所範囲外からの供給 非排出活動	<u>自営線等</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・他人から供給される電気の受電設備 ・他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・他人から供給される電気と同様 ・自営線等で供給される電気・熱の供給契約書 ・購買伝票等
	<u>オフサイト型PPA</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・他人から供給される電気の受電設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・他人から供給される電気と同様 ・オフサイト型PPAで供給される電気の供給契約書 ・オフサイト型PPAの再生可能エネルギーの種類を示す資料 ・オフサイト型PPAの再生可能エネルギーの種類がバイオマス由来であった場合のバイオマスの種類を示す書類 ・購買伝票等
	<u>自己託送</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>託送した</u>電気の受電設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・他人から供給される電気と同様 ・発電量調整供給兼基本契約書に添付された受電地点発電場所を示す資料 ・接続供給兼基本契約書に添付する供給地点及び供給先施設を示す資料 ・(接続送電サービス料金等に係る) 購買伝票等

※1 液体燃料の一つの系統に複数の貯蔵所、取扱所、貯蔵取扱所が存在する場合には、外部から供給を受けるものののみを燃料等使用量監視点とする。

※2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）

※3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）

<参考>

消防法における危険物貯蔵所・取扱所

引火性液体燃料、可燃性固体類を含む危険物を恒久的にある一定以上の数量（指定数量）に対して貯蔵・取扱を行う場合にその設備に対して危険物施設と適用され、危険物貯蔵所・取扱所に関する市町村長等への届出が必要となる。

本ガイドラインにおける排出活動に当たる化石燃料は、主に第4類の危険物に含まれるため、第4類の危険物の指定数量と物品名を参考として記す。

表2-7 消防法第4類の危険物

品名	性質	指定数量	物品例
特殊引火物	—	50L	ジエチルエーテル、二硫化炭素、アセトアルデヒド、酸化プロピレン
第1石油類	非水溶性液体	200L	ガソリン、ギ酸エチル、シクロヘキサン、酢酸エチル、ベンゼン
	水溶性液体	400L	アセトン、アセトニトリル、(t)ブチルアルコール、ピリジン、ジエチルアミン
アルコール類	—	400L	メチルアルコール、エチルアルコール、イソプロピルアルコール
第2石油類	非水溶性液体	1,000L	軽油、灯油、キシレン、酢酸アミル、スチレン、無水酢酸
	水溶性液体	2,000L	アクリル酸、アリルアルコール、酢酸
第3石油類	非水溶性液体	2,000L	クレオソート油、重油、アニリン、ニトロベンゼン
	水溶性液体	4,000L	エチレングリコール、グリセリン、メタクリル酸、酪酸
第4石油類	—	6,000L	ギヤー油、シリンドー油、潤滑油
動植物油類	—	10,000L	ヤシ油、オリーブ油

※ 排出活動に当たる化石燃料を□で囲い示す。

火災予防等に関する市町村が定めた条例等における 少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所

消防法の指定数量未満の危険物を貯蔵又は取り扱う場合についても、市町村の火災予防条例で定められた量（多くの市町村が指定容量を1／5と規定）以上となる場合については、市町村の火災予防条例に基づいて、貯蔵取扱所の消防長等への届出が必要となる。これらは、少量危険物貯蔵取扱所と呼ばれる。

また、指定可燃物（わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの）を貯蔵又は取り扱う場合についても、市町村の火災予防条例により、消防長等への届出が必要となる。これらは、指定可燃物貯蔵取扱所と呼ばれる。

高圧ガス保安法における第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、特定高圧ガス消費者

高圧ガス保安法により、容積が1,000m³（重量10t）以上の高圧ガスを貯蔵する場合は、その貯蔵所に関する都道府県知事の許可を受け、貯蔵計画書を提出する必要がある（第一種貯蔵所）。

また、容積が300m³（液化ガスにあっては重量3t）以上の高圧ガスを貯蔵する場合にも、同様に許可等が必要となる（第二種貯蔵所）。

さらに、特定高圧ガスを規定数量以上に貯蔵して消費する場合は、特定高圧ガス消費者の届出が必要となる（特定高圧ガス消費者）。

液石法における液化石油ガス設備工事届対象のLPG貯槽

液石法により、貯蔵能力が500kgを超えるLPG貯槽（貯蔵設備であって地盤面に対して移動することができないもの）については、設置工事又は変更工事をする場合に届出が必要である。

高圧ガス保安法における容器置き場

高圧ガス保安法による容器とは「高圧ガスを充てんするための容器であって地盤面に対して移動することができるもの」であり、刻印又は塗色が指定されている。この容器を置いている場所を「容器の置き場」とする（高圧ガス保安法の「容器置き場・貯槽を含む。ここで、貯槽とは「貯蔵設備であって地盤面に対して移動することができないもの」を指す。）。

なお、「容器置き場・貯槽」は300m³（重量3t）以上の規模であれば、高圧ガス保安法の届出の対象となるが、届出の対象とならない規模のものであっても、同法の規制対象である貯蔵容量が0.15m³（重量1.5kg）以上の規模の「容器の置き場」については、事業者自身が事業所内で燃料として使用する高圧ガスを貯蔵する容器の置き場を把握するものとする。

液化石油ガス販売事業者から供給されるLPG供給メーター（LPG供給設備）

液石法では、液化石油ガス販売事業者に対して「LPG保安業務（容器交換時供給設備点検（月1回以上））」として、LPG供給設備（貯蔵設備、気化装置、調整器及びガスマーター並びにこれらに準ずる設備）の検査を義務付けている。

このため、液化石油ガス販売事業者は、同法に位置付けられているLPG供給メーターの場所、供給量等に関する情報を把握している。

他人から供給される電気の受電施設

他人から供給される電気の受電施設については、事業所内の配電図により確認する。

なお、電気事業法により、発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する電気工作物のうち、一定規模以上の事業用電気工作物については保安規程の作成・届出が必要であり、保安規程（工事計画）の届出書類には「主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図」が添付されている。

他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設

他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設については、事業所内の空気調和設備系統図により確認する。

(3) 算定対象から除く排出活動等の燃料等使用量監視点の確認

算定対象から除く排出活動等がある場合、該当する算定対象別の燃料等使用量監視点を確認する。算定対象から除く排出活動等の燃料等使用量監視点としては、次のものが挙げられる。

表2-8 算定対象から除く排出活動等の燃料等使用量監視点

- ・ 事業所外で使用される移動体へのエネルギー供給ポイント（移動体に積載される冷凍・冷蔵機能付きのコンテナ等が一時的に事業所内に保管されている場合のコンテナへのエネルギー供給を含む。）
- ・ 工事用途へのエネルギー供給ポイント
- ・ 住宅用途・熱供給事業用施設への供給ポイント
- ・ 経営主体・事業内容が異なる他の事業所への供給ポイント
- ・ 自家発電設備など外部への供給設備に関する燃料等使用量監視点※
 - ・ 外部への供給量に関する監視点

(4) 算定資料への記載事項の確認

ア 燃料等使用量監視点リスト

確認した燃料等使用量監視点全てについて、算定資料に、番号、排出活動、燃料等の種類及び燃料等使用量監視点の位置が漏れなくリストアップされているかを確認する。

確認した再生可能エネルギー等の燃料等使用量監視点についても、排出活動の燃料等使用量監視点同様に番号、排出活動等、再生可能エネルギー等の種類及び再生可能エネルギー等の燃料等使用量監視点の位置がもれなくリストアップされているかを確認する。

イ 燃料等使用量監視点の位置

確認した燃料等使用量監視点の位置が、算定資料の「燃料等使用量監視点」（上述の「事業所敷地図」が検証対象となる場合もある。）に正しく図示されているかを確認する。また、再生可能エネルギー等の燃料等使用量監視点の位置と事業所内にある再生可能エネルギー設備の位置が算定報告様式の「(2) 事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示」に正しく図示されているかを確認する。

なお、テナントが個別に供給を受ける都市ガスなど多数の燃料等使用量監視点がある場合については、省略の表示又は配置図を記載した別紙が添付される場合がある。

3 検証のポイント

検証では、燃料等使用量監視点が網羅されていることを確認しなければならない。その際、可能な限り表2-6に例示してあるような公的書類等の確認資料を用いるほか、必要に応じて現地における確認を行う。

第3章 燃料等使用量の把握

1 算定の考え方

(1) 算定のための組織体制

エネルギー使用量及び目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量を適切に算定するためには、事業所範囲の特定、算定対象活動（燃料等使用量監視点）の特定及び購買伝票等、計量器による実測の記録等による燃料等使用量の把握を算定ガイドラインに示した方法に従って実施しなければならない。

特に、後述する月別の購買伝票等による把握、計量器による実測の記録等を漏れなく正確に実施するためには、日常的なデータ採取、集計、報告等のルールが明確化されている必要がある。このため、大規模事業者は算定責任者及び算定担当者を設置し、温対計画書に組織体制図を記すなどして、組織体制を明確にし、保管するものとする。

(2) 燃料等使用量の把握方法

第2章で把握した、算定対象活動（燃料等使用量監視点）ごとの燃料等使用量を把握する。

その際、事業所による燃料等使用量の把握は、購買伝票等により把握した燃料等の購買量を基本としている。ただし、購買伝票等により把握不可能（燃料等の入手手段が取引によるものではなく、購買伝票等が元々存在しないような場合）であり、かつ、取引又は証明に使用可能な計量器で燃料等使用量を計測した場合に限り、実測に基づく把握も許容することとしている。

非排出活動である、再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱の使用量については、環境価値がない場合のみ検証すればよい。その把握方法は、事業所範囲内からの供給について、自家発電・発熱で供給される電気・熱の量は実測に基づく把握、オンサイト型PPAで供給される電気の量は、購買伝票等により把握する。また、事業所範囲外からの供給について、オフサイト型PPAや自己託送等で供給される電気・熱の量は、購買伝票等により把握した電気・熱の購買量とする。

なお、購買伝票等に基づき燃料等使用量を把握する場合、燃料等の購買量と実際の燃料等使用量（エネルギー使用量）の差（以下「在庫変動」という。）が生じるが、在庫変動を踏まえて算定することは認められない。

また、燃料の廃棄分については、取引又は証明に使用可能な計量器で計測した場合に限り、排出量から除くことが認められる。

(3) 燃料等使用量の単位換算方法

エネルギー使用量及び目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量の算定においては、算定式（算定資料）に適切な値を入力するために、購買伝票等や実測により把握するデータについて、燃料等使用量の単位換算を行う必要がある場合がある。

具体的には、蒸気を還流水の量で把握している場合には熱量に換算することが必要となる。

なお、都市ガスについては、「中圧供給／低圧供給」を確認し、標準状態への換算を行う必要がある。(第4計画期間は、基準排出量の算定においてのみ換算を行う必要がある。)また、LPGについては換算係数を用いて重量への換算を行う必要がある。

ただし、これらの換算は、県が配布する[Excelファイル](#)の算定資料（以下「算定資料（エクセル）」という。）においては自動計算されるため、[Excelファイル](#)の所定のセルに購買伝票等に記載された燃料等使用量（エネルギー使用量）を入力すればよい。

2 検証の具体的な方法

(1) 算定のための組織体制の確認

日常的にデータ採取、集計、報告等を実施するためのルール及び組織体制が構築され、算定責任者や算定担当者などが特定されているかについて、[検証先事業所](#)へのヒアリングや関連組織の運用を示す記録などにより確認する。

(2) 燃料等使用量の把握状況の確認

ア 購買伝票等による把握

(ア) 把握方法

領収書、請求書、納品書等の購買伝票等で確認する。その際、必要に応じて月報などの内部資料との整合を見るなどして、購買伝票等に不足がないか確認する。

その上で、燃料等使用量監視点と燃料等購買データ、[算定資料](#)に記載されている各月の燃料等使用量との対応を確認する。

(イ) 年間燃料等使用量の取扱い

年間燃料等使用量は各年度の4月～3月分の購買伝票等の合計値とする。つまり、検針日が月途中であるために、請求された燃料等使用量が月始から月末の期間の燃料等使用量を示していない場合も、各月の購買伝票等に示された数値を合計した値を年間燃料等使用量とする。

また、オンサイト型PPA、オフサイト型PPA、自己託送等で供給された再生可能エネルギー電気・熱の量についても、上記と同様、購買伝票等による把握とする他、供給契約により月当たりの供給量を一定量又は上限量を定めている場合に限り、供給契約書に付属する供給計画量に関する資料又はエネルギー供給事業者が発行する供給量を示す資料で把握する。

購買伝票等がどの月の値であるかの判断は、次の考え方により行い、毎回の算定時で同じ考え方になるようとする。従って検証の際には、年度の変わり目において報告に漏れや重複がないかについて確認する。

表2-9 購買伝票等に関する該当月判断基準

分類	燃料等の例	該当月の判断
連続のもの (配管等で連続的に供給されるもの)	電気、都市ガス、熱	購買伝票等に記載されている使用(請求対象)期間の日を含む月
不連続のもの (タンクローリー等で一定単位毎に納入されるもの)	重油、軽油、灯油等の燃料	納入された日を含む月又は請求のあった日を含む月

※ 購買の実績がなく、購買伝票等が存在しない場合は、燃料等使用量を「0」^{ゼロ}と記入する。

※ 閉栓または撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的または永続的に消失したため、購買伝票等が存在しない場合は、燃料等使用量を「-」と記入する

<参考>

購買伝票等とは

本制度における「購買伝票等」とは、次のような「2者間の取引※又は第三者等への証明※に用いられる書類等及び電磁的記録」を示す。

※ ここでいう「取引」及び「証明」とは、計量法第2条第2項で定義されているものとする。

- ・ 電気事業者から発行されるお知らせ伝票、領収書、請求書その他電気事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売電気事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- ・ ガス事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書、請求書、検針票その他ガス事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売ガス事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- ・ 熱供給事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書、請求書その他熱供給事業者から提供される使用量の証明・報告書類
- ・ 燃料購入時の領収書、請求書、納品書その他燃料販売業者から提供される使用量の証明・報告書類
- ・ 相対取引（個々の事業所一対一の取引）における領収書、請求書及び納品書

購買伝票等の保管義務

購買伝票等については、次に示すとおり、帳簿として一定期間の間保管することが法令により義務付けられている。

帳簿の保存期間は法令の規定などの定めによるものがあり、法定保存期間と債権債務の時効によるものとがある（企業の資本金等の金額によって保存期間が異なる。）。

・ 商法（明治32年法律第48号）の保存期間（商法第19条（商人の商業帳簿に関する規定））	
商業帳簿、営業に関する重要書類	10年間
・ 法人税法（昭和40年法律第34号）の保存期間（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第59条（帳簿書類の整理保存））	
帳簿等（仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳など）	7年間
決算関係書類（損益計算書、貸借対照表、棚卸表など）	7年間
証憑書類（請求書、領収書など）	7年間
その他の書類	5年間

～「購買伝票等」として認められるための基準等～

「購買伝票等」として認められる基準は、次のとおりである。

- 一定の間保管することが、法令により義務付けられた書類であること。
 - 供給事業者が当該書類に記載された使用量の値について責任をもって証明する内容であること。
 - 供給事業者で定める様式により作成されたもの（文書作成ソフトにより作成されたものを除く。）である場合は、供給事業者の社印等の押印は要しない。
 - 白紙の用紙等から文書作成ソフトにより作成するものについては、供給事業者が発行者であることを証すること。やむを得ない事情により、発行者を証することができない場合は、社印の押印、責任者の押印その他の県が認める方法によることも可能とする。

【購買伝票等として認められる証明書類の例】

 ○○電力株式会社				
2021年4月1日				
2021年3月分				
電力ご使用量のお知らせ				
<p>ご契約者名 株式会社 □□□</p> <p>ご使用場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号</p> <p>ご契約電力 2,000kW</p> <p>ご使用期間 2021年3月1日～2021年3月31日</p>				
時間帯区分	その他季間	夏季間	ピーク	夜間
ご使用量	550,000kWh	0kWh	150,000kWh	500,000kWh
ご使用量	全日		有効	無効
うち季間	1,200,000kWh		800,000kWh	43,000kvarh
うち夜間	800,000kWh			
ご使用量	400,000kWh			

電気の使用量証明書類（例）

ガス使用量証明書	2021年4月1日
 ○○株式会社	
ガス使用量証明書	
ガスご使用場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
事業所名	株式会社 □□□
対象件数	1件
契約お客様番号	12345

月別供給量			
検針月	使用量(m3)低圧	使用量(m3)中圧	使用量(m3)合計
2020年4月	318	0	318
2020年5月	405	0	405
2020年6月	286	0	286

都市ガスの使用量証明書類（例）

なお、購買伝票等には、発行に際して費用が発生しないもの（無償）のほか、発行に際して費用が発生するもの（有償）がある。次に例を示す。

供給事業者	無償	有償
東京電力エナジーパートナー株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・電気ご使用量のお知らせ ・ビジネス TEPCO 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用量証明（カスタマーセンター照会） ・電気使用量に関する証明書
東京ガス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスご使用量のお知らせ ・myTOKYOGAS ビジネス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス使用量に関する証明書

※詳細は、巻末の資料「購買伝票等として認められる伝票類の事例」参照

イ 実測による把握の確認

購買伝票等により把握不可能であり、かつ、取引又は証明に使用可能な計量器で燃料等使用量を計測した場合に限り、実測に基づく把握も許容することとする。

なお、計量法（平成4年法律第51号）では、特定計量器を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する場合には、当該計量器が検定又は定期検査に合格したもの（検定の有効期間が定められている特定計量器にあっては、その有効期間内であるもの）を用いることを義務付けている。このため、実測の際に特定計量器を使用する際は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものを使用しなければならない。

また、再生可能エネルギー等を変換して得られる電気又は熱の量のうち、事業所範囲内の自家発電・発熱で供給される電気・熱の量については、実測に基づく把握とする。なお、計量器については、取引又は証明に使用可能な計量器を用いるものとする。

検証では、検証先事業所が排出量の実測を行っている場合、上記の要件を満たしているかを確認する。

ウ 新設時の購入分及び廃棄分の取扱い

次に掲げる量については排出量から除外できることとしている。ただし、廃棄分の除外は、除外量を購買伝票等の第3者との契約に基づく資料又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により把握できる場合に限る。

- ・非常用発電機のタンクの新設時の燃料購入量
- ・燃料の種類と当該燃料の廃棄量が確認できる廃棄分

検証では、検証先事業所がこれらに該当する量を排出量から除外している場合、こうした要件を満たしているかを確認する。

～本ガイドラインにおける特定計量（特定計量制度）の取扱い～

本ガイドラインにおいては、計量法（平成4年法律第51号）で定められている特定計量器に、電気事業法（昭和39年法律第170号）で規定されている特定計量の届出をする計量で用いる電気計器を加えて「特定計量器等」という。

（参考：「特定計量制度に係るガイドライン」（経済産業省））

表2-10 特定計量器の一覧

一 タクシーメーター
二 質量計のうち、次に掲げるもの
イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの
(1) 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が100mg以上であって、目量標識の数が100以上のもの（(2)又は(3)に掲げるものを除く。）
(2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、標記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）が10mg以上のもの
(3) 自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。）
ロ 自動はかり
ハ 表す質量が10mg以上の分銅
ニ 定量おもり及び定量増おもり
三 溫度計のうち、次に掲げるもの（略）
四 皮革面積計
五 体積計のうち、次に掲げるもの
イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの
(1) 水道メーターのうち、口径が350mm以下のもの
(2) 温水メーターのうち、口径が40mm以下のもの
(3) 燃料油メーター（揮発油、灯油、軽油又は重油（以下「燃料油」）という。）の体積の計量に使用する積算体積計をいう。）のうち、口径が50mm以下のもの（50L以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。）
(4) 液化石油ガスマーテーのうち、口径が40mm以上であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの
(5) ガスマーテーのうち、口径が250mm以下のもの（実測湿式ガスマーテーを除く。）
(6) 排ガス積算体積計
(7) 排水積算体積計
ロ 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの
六 流速計のうち、次に掲げるもの（略）
七 密度浮ひょうのうち、次に掲げるもの（略）
八 アネロイド型圧力計のうち、次に掲げるもの（略）
九 流量計のうち、次に掲げるもの（略）
十 積算熱量計のうち、口径が40mm以下のもの
十一 最大需要電力計
十二 電力量計
十三 無効電力量計
十四 照度計
十五 騒音計
十六 振動レベル計
十七 濃度計のうち、次に掲げるもの（略）
十八 浮ひょう型比重計のうち、次に掲げるもの（略）

注) 網掛けは燃料等使用量の計測に関連が深いと考えられる計量器

エ 特例措置

(ア) テナント事業者の燃料等使用量に関する特例措置

平成20年度以前の排出量の算定にあっては、テナント事業者の変更があり、過去に入居していたテナント事業者が独自で契約していた都市ガス使用量等の燃料等使用量が確認できない場合で、現在入居しているテナント事業者と同種の燃料等の使用があったと考えられるような場合には、現在入居している、又は把握可能な過去のテナント事業者の燃料等使用量で代替することができる。代替する場合には、1年間分の燃料等使用量を代替しなければならない。（例：平成19年度を基準年度にする場合で、平成20年1～3月の燃料等使用量が購買伝票等で把握できていたとしても、平成19年4～12月の燃料等使用量のみを現在入居しているテナント事業者の燃料等使用量で代替することはできない。このときは、平成19年度の1年間の燃料等使用量を現在入居しているテナントの1年間の燃料等使用量で代替する。）

代替するテナント事業者の燃料等使用量は、原則として同一場所（区画）のテナント事業者の燃料等使用量（都市ガスの場合、熱量を含む）で代替するものとする。同一場所（区画）に同種の燃料等を使用しているテナント事業者が現在又は過去にいない場合には、現在入居している事業所内の同種の燃料等を使用しているテナント事業者のうち、平成20年度の燃料等使用量が最も少ないテナント事業者の燃料等使用量を用いることができる。

現在入居している、又は把握可能な過去のテナント事業者の燃料等使用量で代替する場合に使用できる燃料等使用量は、平成15年度から平成20年度までのうちで1年間の燃料等使用量が把握可能な年度のうち直近の年度（最も現在に近い年度）とする。ただし、これらの年度で把握不可能な場合又は同一場所（区画）のテナント事業者の燃料等使用量を用いる場合は、平成21年度の燃料等使用量を使用できる。

なお、検証時には、代替して使用したテナント事業者の燃料等使用量に関する購買伝票等のほかに、現在入居しているテナント事業者と異なるテナント事業者が入居していたこと及び当該事業者が同様の燃料等を使用していたと考えられることを示す証拠資料を確認する。

(イ) 実測による場合の特例措置

① 特定計量器等の取扱い

第1計画期間（平成23年度から平成26年度まで）の燃料等使用量の把握は、特定計量器等での実測に加え、緩和措置として特定計量器等ではない計量器による実測も認める（表2-11参照。以下「緩和措置」という。）。

第2計画期間以降（平成27年度から）の燃料等使用量の把握は、特定計量器等での実測に限り認めるものとする。やむを得ず、特定計量器等ではない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、保守的な算定を行うものとする。ただし、当該事業所の削減期間開始年度の前年度までは、保守的な算定を行う必要はない（表2-12参照）。

なお、計量法で規定する特定計量器が存在しない計量器（例えば、口径40ミリメートルより大きな積算熱量計）の場合は、保守的な算定を行う必要はないが、当該計量器の定期的な保守・校正に努め、より精度の高い計量を行うものとする。

表 2-1-1 特定計量器等の取扱い

第1計画期間				第2計画期間					第3計画期間				
H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024
B事業所	C事業所 (大規模事業所)	C事業所 (大規模事業所)					C事業所 (大規模事業所)						
平成26年度末までは、特定計量器等でない計量器での実測可能				平成27年度以降は、特定計量器等での実測又は保守的な算定									

表 2-1-2 第4計画期間の途中から大規模事業所になる事業所の取扱いの例

第4計画期間				
2025	2026	2027	2028	2029
—	B事業所	B事業所	B事業所	C事業所 (大規模事業所)
<u>削減期間開始年度の前年度(2028年度末)までは、特定計量器等でない計量器での実測が可能。</u> <u>※特定計量器等でない計量器であっても、保守的な算定の必要はない。</u>				<u>削減期間(2029年度)からは、特定計量器等での実測又は保守的な算定</u>

② 保守的な算定方法

保守的な算定とは、本来特定計量器等で実測すべき燃料等使用量を、特定計量器等でない計量器で実測する場合に、実測した燃料等使用量に1.05又は0.95を乗じて算定した値を、当該燃料等使用量とする方法である。事業所の排出量として算定すべき排出量又は算定することができる排出量（他人から供給されたエネルギー使用量、事業所の敷地内を走行する移動体の燃料使用量など）の場合は、実測した燃料等使用量に1.05を乗じて算定する。事業所の排出量から除外すべき排出量又は除外することができる排出量（住宅用途の電気使用量、他事業所へのエネルギー供給量など）の場合は、実測した燃料等使用量に0.95を乗じて算定する。

また、再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱であって、環境価値を保有している場合の使用量については、実測した使用量に1.00を乗じて算定し、環境価値を保有していない場合にあっては、実測した使用量に1.05を乗じて算定する。

なお、算定資料には実測した使用量を記載し、保守的算定に係る乗率を選択するものとする。

<算定例1>

事業所で使用している電気使用量を特定計量器でない計量器で実測する場合
実測値が120,000kWhである場合、
 $120,000 \times 1.05 = 126,000\text{kWh}$ を当該事業所の燃料等使用量とする。

<算定例2>

事業所で一括受電した電気の一部を住宅用途の建物へ供給しているときの
住宅用途への電力供給量を特定計量器でない計量器で実測する場合
実測値が6,800kWhである場合、
 $6,800 \times 0.95 = 6,460\text{kWh}$ を当該事業所の燃料等使用量から除外する。

③ 保守的な算定の適用範囲

特定計量器等でない計量器で実測している場合に、保守的な算定を適用するものは、
燃料の使用、他人から供給された電気及び熱並びに再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱の使用の「算定対象となる排出活動等（第2章1（3）ア、イ）」、
住宅用途への供給など「算定対象から除く排出活動等（第3章1（4）ア）」、「算定対象から除くことができる排出活動等（第2章1（4）イ）」とする。

保守的な算定の適用範囲の例を表2-13に示す。

表 2-13 保守的な算定の適用範囲の例

対象の例	特定計量器等でない計量器で実測している場合、実測値に以下の値を乗じる。
■ 「算定対象となる排出活動等（第2章1（3）ア）」 ・直接排出（燃料の使用） ・間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用）	<u>1.05</u> <u>1.05</u>
■ 「算定対象となる排出活動等（第2章1（3）イ（ア））」 ・再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱の使用 <u>環境価値を保有している場合</u> <u>環境価値を保有していない場合</u>	<u>1.00</u> <u>1.05</u>
■ 「算定対象から除く排出活動等（第2章1（4）ア）」 ・駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動 ・住宅用途への供給 ・他事業所への熱又は電気の供給 ・事業所外で利用される移動体への供給	<u>0.95</u> <u>0.95</u> <u>0.95</u> <u>0.95</u>
■ 「算定対象から除くことができる排出活動等（第2章1（4）イ）」 ・工事のための燃料等の使用	<u>0.95</u>

計量法と計量法施行令に基づく計量器の検査

取引若しくは証明における計量又は消費者の生活に使用される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして「特定計量器」が計量法により定められている。

「特定計量器」は国などの指定を受けた検定機関による検査が必要であり、所持するためには製造又は修理された特定計量器の構造や精度が法令で定める基準に適合しているという「検定証印」が必要である。

特定計量器のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適當であると認められるものであつて政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事が行う定期検査を受けなければならない。なお、定期検査は1年以上において特定計量器ごとに政令で定める以下の期間に1回、区域ごとに行う。

表2-14 特定計量器の有効期間

特定計量器（抜粋）	有効期間
水道メーター	8年
温水メーター	8年
燃料油メーター	7年（一部5年）
液化石油ガスマーター	4年
ガスマーター	10年（一部7年）
積算熱量計	8年
最大需要電力計	7年（一部5年）
普通電力量計（定格電圧300V以下）	10年（一部5年）
普通電力量計（上記以外のもの）	5年
無効電力量計	7年（一部5年）

(ウ) 定額電灯契約に基づく燃料等使用量に関する特例措置

定額電灯契約であり、請求書等の購買伝票等により電気の使用量を把握できない場合の電気の使用量は、

契約電力容量 (W) × 12時間 × 使用日数 (契約期間)
で算定するものとする。

また、実際の1日当たりの使用時間及び使用日数が何らかの根拠資料に基づいて示せる場合には、12時間及び契約期間に代えて、実際の1日当たりの使用時間及び使用日数により算定してもよい。

なお、算定方法については、基準排出量算定期間と削減計画期間と同じ方法とする必要がある。

(3) 燃料等使用量の単位換算

ア 都市ガス

都市ガスは気体燃料であるため、同じ体積量でも圧力及び温度の条件によって絶対量が変化する。このため、測定の際の圧力及び温度を把握し、一定の条件にそろえるため標準環境状態（温度が25℃で圧力が1bar (=100kPa) の状態 (SATP=standard ambient temperature and pressure))へ換算する必要がある。(第4計画期間は、基準排出量の算定においてのみ標準状態へ換算する必要がある)。

県内のガス事業者により測定されているガス使用量（購買伝票等に記された使用体積量）は、メーターにより圧力補正がされている場合（中間圧以上の供給）とされていない場合（低圧の供給）との大きく2種類に分けられる。この、圧力補正の有無については、ガス事業者の供給約款又は表2-15に従ったメーターの型番を参照したりガス事業者に問い合わせるなど、適切に把握がなされ、適切に換算されているか確認する。

表2-15 都市ガスマーターの種類

メーターの圧力補正	供給圧力	メーターの型番の例
圧力補正なし	低圧用	頭文字が「N」（又は「R」「D」）
圧力補正あり	中間圧以上用	頭文字が「R」又は「D」

※1 メーターの型番の頭文字が「R」又は「D」のものは、一般的に中間圧以上用に用いられるが、低圧用にも使うことがあるので、購買伝票によりよく確認すること。

※2 圧力補正あり（中間圧以上用）のメーターの型番は、中間に「M」（例：RMA等）が入ることが多く、目安にできる。ただし、全てではないため、必ず購買伝票で確認すること。

算定資料（エクセル）においては、「購買伝票等に記された使用体積」（実測）を入力し、「単位」や「圧力補正の有無」をプルダウン上で選択することで、自動的に標準環境状態へ換算される。

参考までに、次に標準環境状態換算の算定式を記載する。

低圧用	使用量(標準環境状態)[m ³] = 298.15[K] × $\frac{1[\text{bar}] + 0.02[\text{bar}]}{273.15[\text{K}] + 15[\text{C}]}$ × 使用量(実測)[m ³]
中間圧以上用	使用量(標準環境状態)[m ³] = 298.15[K] × $\frac{1[\text{bar}] + 0.00981[\text{bar}]}{273.15[\text{K}] + 15[\text{C}]}$ × 使用量(実測)[m ³]

※ 県制度では、ガス使用状態の温度を15℃、低圧の供給圧力を2kPa、中間圧以上の供給圧力（圧力補正後）を0.981kPaとみなす。

基準排出量の算定資料においては、「購買伝票等に記された使用体積」（実測）を入力し、「単位」や「圧力補正の有無」をプルダウン上で選択することで、自動的に標準状態へ換算される。

参考までに、次に標準状態換算の算定式を記載する。

低圧用	使用量(標準状態)[Nm ³] $= \frac{101.325[\text{kPa}] + 2[\text{kPa}]}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + 15[\text{°C}]} \times \text{使用量(実測)}[\text{m}^3]$
中間圧以上用	使用量(標準状態)[Nm ³] $= \frac{101.325[\text{kPa}] + 0.981[\text{kPa}]}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + 15[\text{°C}]} \times \text{使用量(実測)}[\text{m}^3]$

※ 本制度では、ガス使用状態の温度を15°C、低圧の供給圧力を2kPa、中間圧以上の供給圧力(圧力補正後)を0.981kPaとみなす。

イ LPG

LPGの使用量を気体の**体積「m³（立方メートル）」**で実測している場合には、表2-16の数値を用いて重量単位の使用量に適切に換算されているか確認する。

算定資料（エクセル）においては、購買伝票等に記された単位（重量単位又は**体積単位**）をプルダウン上で選択し、購買伝票等に記された使用量を入力することで、自動的に適切な値に換算される。

表2-16 LPGの換算係数

種類	1 m ³ 当たりのt(トン)への換算係数
プロパン	1 / 502 t
ブタン	1 / 355 t
プロパン・ブタンの混合	1 / 458 t
その他	1 / 482 t

ウ 石炭

石炭の燃料等使用量については、使用した量が**算定資料**に正確に入力されているか確認する。

この際、湿重量で重量を把握している場合においても、含水率を考慮して乾重量に換算する必要はない。

エ 他人から供給された熱

蒸気使用量が還流水重量〔t〕で購買伝票等に記載されている場合には、熱供給事業者に問い合わせて熱量(GJ単位)換算した使用量が**算定資料**に入力されているか確認する。

なお、参考として還流水重量〔t〕を熱量に換算する算定式を次に示す。

$$\text{使用熱量[GJ]} = (h_{\text{蒸気}}[\text{GJ/kg}] - h_{\text{還流水}}[\text{GJ/kg}]) \times \text{還流水量[kg]}$$

$$h_{\text{蒸気}} = h'[\text{GJ/kg}] + X \times (h''[\text{GJ/kg}] - h'[\text{GJ/kg}])$$

h' : 飽和水の比エンタルピー（蒸気の「温度」及び「圧力」を把握し、飽和水の比エンタルピーを蒸気表から読み取る）

h'' : 飽和蒸気の比エンタルピー（同様に飽和蒸気の比エンタルピーを蒸気表から読み取る）

X : 蒸気の乾き度

※ h_{還流水}については、還流水の温度を把握し、101.325kPa (1atm)の飽和水の比エンタルピーを蒸気表から読み取る。

オ 都市ガス・LPG以外の気体燃料

都市ガス・LPG以外の気体燃料（天然ガス、コークス炉ガス、高炉ガス又は転炉ガス）の使用量を体積で把握している場合には、次の式を用いて標準環境状態に換算する。検証の際には、標準環境状態換算されているかを関連する記録等により確認する。ただし、第4計画期間は、基準年度の排出量算定においてのみ標準状態へ換算を行うものとする。

算定資料（エクセル）においては、購買伝票等に記された体積、単位、圧力、温度を入力することで、自動的に適切な値に換算される。

標準環境状態

$$\text{標準環境状態体積 [m}^3] = 298.15 \times \frac{\text{計測時圧力 [bar]}}{273.15[\text{K}] + \text{計測時温度 [}^{\circ}\text{C}]} \times \text{計測時体積 [m}^3]$$

※1bar = 100kPa

標準状態

$$\begin{aligned} \text{使用量(標準状態)[Nm}^3] \\ = \frac{\text{気体燃料圧力 [kPa]}}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[\text{K}]}{273.15[\text{K}] + \text{気体燃料温度 [}^{\circ}\text{C}]} \times \text{使用量(実測)[m}^3] \end{aligned}$$

3 検証のポイント

検証の際には、[検証先事業所に表2-17](#)に例示してあるような資料の提示を可能な限り求め、確認しなければならない。なお、購買伝票等については、原本の提示を求めることを原則とするが、[不鮮明である等、書類の信頼性に問題がある場合を除いて、複写でもよい。](#)

表2-17 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する資料
算定体制の整備	データ採取、集計、報告等は明確にルール化されているか。	<ul style="list-style-type: none">・ 算定責任者、担当者の名刺・ 社内組織図
	担当者等はルールを遵守しているか。	
	データは算定体制どおりに集計報告されているか。	
燃料等使用量の把握	把握した燃料等使用量監視点に対応する購買伝票等（実測の場合はデータ）が取得されているか。	<ul style="list-style-type: none">・ 購買伝票等・ 実測結果（管理月報等）
	把握方法は、購買伝票等を優先して選択しているか。	—
	購買伝票等による場合、購買伝票等に漏れはないか。	<ul style="list-style-type: none">・ 購買伝票等・ 月報等の社内資料との整合確認
	実測に基づく場合、取引又は証明に使用可能な計量器が使用されているか。	<ul style="list-style-type: none">・ 計量器検査成績表・ 檢定証印
	都市ガスの供給は網羅的に把握されているか。	<ul style="list-style-type: none">・ 供給約款・ 購買伝票等
	都市ガスの圧力補正の有無は適切に把握されているか。	<ul style="list-style-type: none">・ メーターの目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認・ 供給約款
	LPGの単位は適切に選択されているか。	<ul style="list-style-type: none">・ 購買伝票等
	その他燃料の単位換算は適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・ （各種算定資料）

第4章 エネルギー起源CO₂排出量及びエネルギー使用量の算定

1 算定の考え方

(1) 基本算定式

目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量は、次の式を用いて算出した排出量の合計値とする。

<直接排出（燃料の燃焼）>

目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量

$$= \text{燃料等使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times 44 / 12^*$$

<間接排出（電気及び熱）>

目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量 = 燃料等使用量 × 排出係数

<再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱の使用>

目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量 = 燃料等使用量 × 排出係数

*1 燃料の排出係数は炭素量で設定されているため、二酸化炭素の分子量（44）／炭素の原子量（12）を乗じることにより二酸化炭素の量に換算している。

*2 第4計画期間の都市ガスの目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の「年度排出量」は、間接排出（電気及び熱）と同様の方法で算定する。

原油換算エネルギー使用量及び規模判定エネルギー使用量は、次の式を用いて算出した量の合計値とする。

<直接排出（燃料の燃焼）>

原油換算エネルギー使用量 = 規模判定エネルギー使用量

$$= \text{燃料等使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{原油換算係数}$$

<間接排出（電気及び熱）>

原油換算エネルギー使用量 = 規模判定エネルギー使用量

$$= \text{燃料等使用量} \times \text{一次エネルギー換算係数} \times \text{原油換算係数}$$

<非化石エネルギーを変換して得られる電気及び熱の使用>

原油換算エネルギー使用量

$$= \text{燃料等使用量} \times \text{一次エネルギー換算係数} \times \text{原油換算係数}$$

*1 規模判定エネルギー使用量については、事業所範囲内から供給される再生可能エネルギー電気・熱及び使用した非化石燃料の量は燃料等使用量に含めない。

なお、上記の目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の排出量及びエネルギー使用量の算定式は省エネ法で用いる算定式と同様の方法である。

(2) 発熱量・排出係数(直接排出)

ア 固体・液体・気体燃料(都市ガスの発熱量を除く。)

各燃料の単位発熱量は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号。以下、「省エネ法施行規則」という。)第4条で規定する単位発熱量を用い、排出係数は、国が定める特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)に基づく排出係数を用いる(表2-18)。

なお、第1計画期間、第2計画期間、第3計画期間における各燃料の単位発熱量及び排出係数(都市ガスの単位発熱量についてはイに別途記載)は、表2-19に示す標準値を用いる。第1計画期間の目標設定ガス(エネルギー起源CO₂)の基準排出量及び年度排出量の算定には、第1計画期間の排出係数を用い、第2計画期間及び第3計画期間の目標設定ガス(エネルギー起源CO₂)の基準排出量及び年度排出量の算定には、第3計画期間の排出係数(第2計画期間と同値)の排出係数を用いる。同表に記載のない燃料については、供給事業者が個別に証明する発熱量と排出係数を用いる。

第4計画期間については、目標設定ガス(エネルギー起源CO₂)の「基準排出量」の算定には、第3計画期間の単位発熱量及び排出係数を用いるものとし、目標設定ガス(エネルギー起源CO₂)の「年度排出量」の算定には、第4計画期間の単位発熱量及び排出係数を用いる。

また、目標設定ガス(エネルギー起源CO₂)の排出量の実測等に基づき、同表に示す単位発熱量又は排出係数に相当する値として県が適切と認めるものを求めることができるときは、同表に示す値に代えて当該実測等に基づく値を用いることができる。

表2-18 燃料の単位発熱量及び排出係数

燃料の種類	単位	単位発熱量	排出係数	
			第4計画期間	
原油	k L	38.3 [GJ/kL]	0.0190	[t-C/GJ]
原油のうちコンデンセート (NGL)	k L	34.8 [GJ/kL]	0.0183	[t-C/GJ]
揮発油 (ガソリン)	k L	33.4 [GJ/kL]	0.0187	[t-C/GJ]
ナフサ	k L	33.3 [GJ/kL]	0.0186	[t-C/GJ]
灯油	k L	36.5 [GJ/kL]	0.0187	[t-C/GJ]
軽油	k L	38.0 [GJ/kL]	0.0188	[t-C/GJ]
A重油	k L	38.9 [GJ/kL]	0.0193	[t-C/GJ]
B・C重油	k L	41.8 [GJ/kL]	0.0202	[t-C/GJ]
石油アスファルト	t	40.0 [GJ/t]	0.0204	[t-C/GJ]
石油コークス	t	34.1 [GJ/t]	0.0245	[t-C/GJ]
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	50.1 [GJ/t]	0.0163 [t-C/GJ]
	石油系炭化水素ガス	千m ³	46.1 [GJ/千m ³] (SATP)	0.0144 [t-C/GJ]
可燃性	液化天然ガス (LNG)	t	54.7 [GJ/t]	0.0139 [t-C/GJ]
天然ガス	その他可燃性天然ガス	千m ³	38.4 [GJ/千m ³] (SATP)	0.0139 [t-C/GJ]
石炭	原料炭	t	[GJ/t]	[t-C/GJ]
	輸入原料炭	t	28.7 [GJ/t]	0.0246 [t-C/GJ]
	コークス用原料炭	t	28.9 [GJ/t]	0.0245 [t-C/GJ]
	吹込用原料炭	t	28.3 [GJ/t]	0.0251 [t-C/GJ]
	一般炭	t	[GJ/t]	[t-C/GJ]
	輸入一般炭	t	26.1 [GJ/t]	0.0243 [t-C/GJ]
	国産一般炭	t	24.2 [GJ/t]	0.0242 [t-C/GJ]
	輸入無煙炭	t	27.8 [GJ/t]	0.0259 [t-C/GJ]
石炭コークス		t	29.0 [GJ/t]	0.0299 [t-C/GJ]
コールタール		t	37.3 [GJ/t]	0.0209 [t-C/GJ]
コークス炉ガス	千m ³	18.4 [GJ/千m ³] (SATP)	0.0109 [t-C/GJ]	
高炉ガス	千m ³	3.23 [GJ/千m ³] (SATP)	0.0264 [t-C/GJ]	
	発電用高炉ガス	千m ³	3.45 [GJ/千m ³] (SATP)	0.0264 [t-C/GJ]
転炉ガス	千m ³	7.53 [GJ/千m ³] (SATP)	0.0420 [t-C/GJ]	
ジェット燃料油	k L	36.3 [GJ/kL]	0.0186	[t-C/GJ]

※ 単位にSATPと記載されている気体燃料については、標準環境状態(25°C、1 bar)の状態の使用量を示しています。

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン
第2部 第4章 エネルギー起源CO₂及びエネルギー使用量の算定

表2-19 燃料の単位発熱量及び排出係数（第1計画期間から第3計画期間まで）

燃料の種類	単位	単位発熱量	排出係数		
			第1計画期間	第2計画期間	第3計画期間
原油	k L	38.2 [GJ/kL]	0.0187 [t-C/GJ]	0.0187 [t-C/GJ]	0.0187 [t-C/GJ]
原油のうちコンデンセート（NGL）	k L	35.3 [GJ/kL]	0.0184 [t-C/GJ]	0.0184 [t-C/GJ]	0.0184 [t-C/GJ]
揮発油（ガソリン）	k L	34.6 [GJ/kL]	0.0183 [t-C/GJ]	0.0183 [t-C/GJ]	0.0183 [t-C/GJ]
ナフサ	k L	33.6 [GJ/kL]	0.0182 [t-C/GJ]	0.0182 [t-C/GJ]	0.0182 [t-C/GJ]
灯油	k L	36.7 [GJ/kL]	0.0185 [t-C/GJ]	0.0185 [t-C/GJ]	0.0185 [t-C/GJ]
軽油	k L	37.7 [GJ/kL]	0.0187 [t-C/GJ]	0.0187 [t-C/GJ]	0.0187 [t-C/GJ]
A重油	k L	39.1 [GJ/kL]	0.0189 [t-C/GJ]	0.0189 [t-C/GJ]	0.0189 [t-C/GJ]
B・C重油	k L	41.9 [GJ/kL]	0.0195 [t-C/GJ]	0.0195 [t-C/GJ]	0.0195 [t-C/GJ]
石油アスファルト	t	40.9 [GJ/t]	0.0208 [t-C/GJ]	0.0208 [t-C/GJ]	0.0208 [t-C/GJ]
石油コークス	t	29.9 [GJ/t]	0.0254 [t-C/GJ]	0.0254 [t-C/GJ]	0.0254 [t-C/GJ]
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	50.8 [GJ/t]	0.0161 [t-C/GJ]	0.0161 [t-C/GJ]
	石油系炭化水素ガス	千Nm ³	44.9 [GJ/千Nm ³]	0.0142 [t-C/GJ]	0.0142 [t-C/GJ]
可燃性	液化天然ガス（LNG）	t	54.6 [GJ/t]	0.0135 [t-C/GJ]	0.0135 [t-C/GJ]
天然ガス	その他可燃性天然ガス	千Nm ³	43.5 [GJ/千Nm ³]	0.0139 [t-C/GJ]	0.0139 [t-C/GJ]
石炭	原料炭	t	29.0 [GJ/t]	0.0245 [t-C/GJ]	0.0245 [t-C/GJ]
	輸入原料炭	t	[GJ/t]	[t-C/GJ]	[t-C/GJ]
	コークス用原料炭	t	[GJ/t]	[t-C/GJ]	[t-C/GJ]
	吹込用原料炭	t	[GJ/t]	[t-C/GJ]	[t-C/GJ]
	一般炭	t	25.7 [GJ/t]	0.0247 [t-C/GJ]	0.0247 [t-C/GJ]
	輸入一般炭	t	[GJ/t]	[t-C/GJ]	[t-C/GJ]
	国産一般炭	t	[GJ/t]	[t-C/GJ]	[t-C/GJ]
	輸入無煙炭	t	26.9 [GJ/t]	0.0255 [t-C/GJ]	0.0255 [t-C/GJ]
石炭コークス		t	29.4 [GJ/t]	0.0294 [t-C/GJ]	0.0294 [t-C/GJ]
コールタール		t	37.3 [GJ/t]	0.0209 [t-C/GJ]	0.0209 [t-C/GJ]
コークス炉ガス		千Nm ³	21.1 [GJ/千Nm ³]	0.0110 [t-C/GJ]	0.0110 [t-C/GJ]
高炉ガス		千Nm ³	3.41 [GJ/千Nm ³]	0.0266 [t-C/GJ]	0.0263 [t-C/GJ]
	発電用高炉ガス	千Nm ³	[GJ/千Nm ³]	[t-C/GJ]	[t-C/GJ]
転炉ガス		千Nm ³	8.41 [GJ/千Nm ³]	0.0384 [t-C/GJ]	0.0384 [t-C/GJ]
都市ガス（6A、12A、13A）		千Nm ³	— [GJ/千Nm ³]	0.0136 [t-C/GJ]	0.0136 [t-C/GJ]
ジェット燃料油	k L	36.7 [GJ/kL]	0.0183 [t-C/GJ]	0.0183 [t-C/GJ]	0.0183 [t-C/GJ]

イ 都市ガス

都市ガスは、対象年度における都市ガス事業者の単位発熱量を用い、排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第3項で定める「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法」に基づく温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき公表された調整後排出係数（以下「実排出係数」という。）を用いて、エネルギー使用量と目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）を算定する。

なお、第1計画期間から第3計画期間で使用する単位発熱量及び排出係数は、表2-1-9及び表2-2-1に示す単位発熱量と排出係数を用いる。

第4計画期間における目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の「基準排出量」の算定には、表2-1-9及び表2-2-1に示す第3計画期間の単位発熱量と排出係数を用いるものとし、規模判定エネルギー使用量の算定で使用する単位発熱量については都市ガス事業者の標準環境状態（25°C、1 bar）における単位発熱量の数値を用いる。なお、都市ガス事業者の標準環境状態における単位発熱量の数値が把握できない場合は、「40GJ/千m³」を用いる。

第4計画期間中の目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の「年度排出量」は、間接排出（電気及び熱）と同様の方法で算定するものとし、表2-2-0に示す排出係数を用いる。

表2-2-0 第4計画期間の都市ガスの排出係数(t-CO₂/千m³)

燃料の種類	第4計画期間		
	単位	排出係数	
		代替値	
都市ガス	千m ³	対象年度の都市ガス事業者の数値※1	対象年度の国が公表する代替値※2

※1 対象年度の都市ガス事業者の排出係数は、国が公表する数値を用いるものとする。

※2 対象年度の都市ガス事業者の排出係数が使用できない場合は代替値を用いる。

表2-21 第1計画期間から第3計画期間の埼玉県内の都市ガス事業者の単位発熱量

都市ガスの種類(区分)	熱量(MJ/Nm ³)	期間
東京ガス ^{※1} 、角栄ガス、坂戸ガス、幸手都市ガス、松栄ガス、大東ガス、東彩ガス、日高都市ガス、武州ガス、鷺宮ガス、太田都市ガス(13A)	46.04	平成14年 4月から 平成18年 2月まで
	45	平成18年 3月から
伊奈都市ガス(13A)	45	平成19年 4月から
入間ガス(13A)	46.04	平成14年 4月から 平成17年 9月まで
	43.12	平成17年10月から 平成28年 9月まで
	45	平成28年10月から
埼玉ガス、新日本瓦斯(13A)	43.12	平成14年 4月から 平成28年 9月まで
	45	平成28年10月から
西武ガス(13A)	46.04	平成14年 4月から 平成21年 9月まで
	43.12	平成21年10月から 平成28年 9月まで
	45	平成28年10月から
秩父ガス(13A)	46.04	平成16年 6月から
武蔵野ガス(13A)	46.04	平成16年 1月から 平成23年 3月まで
	45	平成23年 4月から
本庄ガス(13A)	43.12	平成19年 4月から 平成28年 9月まで
	45	平成28年10月から
本庄ガス(12A)	41.86	平成14年 4月から 平成28年 9月まで
本庄ガス(調整ガス)	43.4	平成28年10月から 平成29年 9月まで
入間ガス、角栄ガス、新日本瓦斯、秩父ガス、日高都市ガス、武蔵野ガス(6A)	29.3	平成14年 4月から ※入間ガスと日高都市ガス以外は、既に供給が終了している。
堀川産業(13A)	43.12	平成27年 4月から 平成28年 9月まで
	45	平成28年10月まで

※1 導管事業者の導管網を利用して託送により供給される都市ガスは、当該導管事業者を選択するものとする。

※2 都市ガス事業者に合併や社名変更等が生じたときは、合併や社名変更後の事業者を選択するものとする。
合併や社名変更後の事業者が表中に存在しない場合は、合併前、社名変更前の事業者を選択するものとする。

(3) 排出係数（間接排出）

ア 他人から供給された電気

他人（電気事業者及び電気事業者以外の他の事業所）から供給された電気の排出係数は、第1計画期間から第3計画期間までの間、固定するものとし、電気事業者等の別によらず一律に、次の標準値を用いる。

なお、第1計画期間から第3計画期間までの各計画期間の目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の基準排出量及び年度排出量の算定には、各計画期間の排出係数を用いる。

<他人から供給された電気の排出係数（第1計画期間から第3計画期間まで）>

第1計画期間	第2計画期間、第3計画期間
0.386 [t-CO ₂ /千 kWh]	0.495 [t-CO ₂ /千 kWh]

※ 県内に電気を供給する東京電力の実績値を基に、第1計画期間の排出係数は、平成16年度から20年度の5か年度平均値、第2計画期間の排出係数は、平成23年度及び24年度の2か年度平均値で設定した。第3計画期間の排出係数は、平成26年度から平成28年度までの3か年度平均値が、第2計画期間の排出係数から大きなかい離がないため、第2計画期間と同じ値とした。

第4計画期間の他人（電気事業者及び電気事業者以外の他の事業所）から供給された電気の排出係数は、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の「基準排出量」の算定には第3計画期間の排出係数を用いるものとし、「年度排出量」の算定には、事業所で契約する電気事業者等ごとの排出係数を用いる。

<他人から供給された電気の排出係数（第4計画期間）>

基準排出量の算定用	年度排出量の算定用
0.495 [t-CO ₂ /千 kWh]	対象年度の電気事業者等ごとの数値*

※ 対象年度の電気事業者等ごとの排出係数は、国が公表する数値を用いるものとする。

※ 対象年度の電気事業者等ごとの排出係数が把握できない場合、小売電気事業者から供給を受けた電気については国が公表する代替値を用い、それ以外の者から供給を受けた電気については排出係数を作成して使用する。ただし、当該代替値等よりも実排出係数の数値が大きいこと等を理由に、実排出係数を故意に算定しないなど、代替値等を用いることが適切でない場合は、基準排出量の算定用の排出係数を代替値として用いる。

※ それ以外の者から供給を受けた電気は、事業所が「(5)発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給する場合のエネルギー使用量及び排出量の算定」に準じて算定した数値を使用することができます。その場合、算定した数値については、検証機関による検証を受ける必要がある。

イ 他人から供給された熱

他人（熱供給事業者及び熱供給事業者以外の他の事業所）から供給された熱（蒸気、温水及び冷水）の排出係数は、第1計画期間から第3計画期間までの間、固定するものとし、熱供給事業者等の別によらず一律に、次の標準値を用いる。

なお、第1計画期間から第3計画期間までの各計画期間の目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の基準排出量及び年度排出量の算定には、各計画期間の排出係数を用いる。

＜他人から供給された熱（産業用蒸気のみ）の排出係数＞

0.060 [t-CO₂/GJ]

＜他人から供給された熱（産業用蒸気を除く蒸気・温水・冷水）の排出係数＞

0.057 [t-CO₂/GJ]

（第1計画期間、第2計画期間、第3計画期間 共通）

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）の算定で使用する排出係数と同じ値として設定した。

第4計画期間の他人（熱供給事業者及び熱供給事業者以外の他の事業所）から供給された熱（蒸気、温水及び冷水）の排出係数は、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の「基準排出量」の算定には第3計画期間の排出係数を用いるものとし、「年度排出量」の算定には、事業所で契約する熱供給事業者等ごとの排出係数を用いる。

＜他人から供給された熱（産業用蒸気のみ）の排出係数＞

基準排出量の算定用	年度排出量の算定用
0.060 [t-CO ₂ /GJ]	対象年度の熱供給事業者等ごとの数値*

＜他人から供給された熱（産業用蒸気を除く蒸気・温水・冷水）の排出係数＞

基準排出量の算定用	年度排出量の算定用
0.057 [t-CO ₂ /GJ]	対象年度の熱供給事業者等ごとの数値*

※ 対象年度の熱供給事業者等ごとの排出係数は、国が公表する数値を用いるものとする。

※ 対象年度の熱供給事業者等ごとの排出係数が把握できない場合は、小売事業者から供給を受けた熱については国が公表する代替値を用い、それ以外の者から供給を受けた熱については排出係数を作成して使用する。

※ それ以外の者から供給を受けた熱は、事業所が「(5)発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給する場合のエネルギー使用量及び排出量の算定」に準じて算定した数値を使用することができます。その場合、算定した数値については、検証機関による検証を受ける必要がある。

清掃工場等で廃棄物の焼却に伴い発生した熱又は当該熱を利用して発電した電気のみを直接受け入れて使用する場合には、当該熱及び電気の使用量については排出量算定の対象外となる。

(4) 排出係数（再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱の使用）

再生可能エネルギー等を変換して得られる電気及び熱の排出係数は、第4計画期間から、再生可能エネルギー等の種類によらず一律に、「0」^{ゼロ}を用いる。ただし、環境価値を保有していない再生可能エネルギー等を変換して得られる電気の排出係数は、国が公表する全国平均係数を用い、環境価値を保有していない再生可能エネルギー等を変換して得られる熱の排出係数は、国が公表する代替値を用いる。

(5) 発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給する場合のエネルギー使用量及び排出量の算定

ア 算定方法

発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給（以下「事業所外供給」という。）する場合については、この量をエネルギー使用量から除外する。

また、制度対象者自身が発電した電気又は発生させた熱について単位供給量当たりの排出係数を作成し、事業所外供給の量に乘じたものを事業所外供給に関する排出量とし、この量を目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量から除外する。このときの排出係数は年度を単位として作成する。

なお、熱供給事業者による蒸気又は冷水の供給など、本来業務として供給している場合の外部への供給は算定対象外とすることができないので、この算定は適用しない。

$$\begin{aligned} \text{事業所外供給に関する排出量} & [t - CO_2] \\ & = \text{電気供給量又は熱供給量} [千kWh, GJ] \\ & \times \text{単位供給量当たりの排出係数} [t - CO_2 / 千kWh, t - CO_2 / GJ] \end{aligned}$$

イ 事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成

次の式に従って、事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を作成して、アの算定式に用いる。

なお、第4計画期間から、単位供給量当たりの排出係数を作成する際に使用する単位発熱量及び排出係数は、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の基準年度の排出量の算定には第3計画期間の単位発熱量と排出係数を用いるものとし、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の年度排出量の算定には当該計画期間の単位発熱量と排出係数を用いる。

<電気>

単位電気供給量当たりの排出量[t - CO₂ / 千kWh]

$$= \frac{A \times \text{単位発熱量} [\text{GJ/t, GJ/kL, GJ/Nm}^3] \times \text{排出係数} [\text{t - C / GJ}] \times \frac{44}{12}}{\text{当該設備で発電した電気量} [\text{千kWh}]}$$

A : 発電のために投入した燃料使用量 [t , k L , N m³]

<熱>

単位熱供給量当たりの排出量[t - CO₂ / GJ]

$$= \frac{B \times \text{単位発熱量} [\text{GJ/t, GJ/kL, GJ/Nm}^3] \times \text{排出係数} [\text{t - C / GJ}] \times \frac{44}{12} + C \times \text{排出係数} [\text{t - CO}_2 / \text{千kWh}]}{\text{当該設備で発生させた熱の量} [\text{GJ}]}$$

B : 热の発生のために投入した燃料使用量 [t , k L , N m³]

C : 当該事業所で热の発生のために使用した電力使用量 [千kWh]

～他人から供給された電気が含まれている場合の例～

発電した電気と他人から供給された電気を合わせて事業所外へ供給する場合、以下の方法で事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を算定する。

ステップ1：各電力源のCO₂排出量を算出

・発電した電気のCO₂排出量

$$= \text{発電した電気量} \times \text{発電した電気の排出係数}^{*1}$$

・他人から供給された電気のCO₂排出量

$$= \text{他人から供給された電気量} \times \text{契約電力の排出係数}^{*2}$$

※1：「(5)イ事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成」に示す方法で算定した排出係数を使用

※2：「(3)ア他人から供給された電気」に示す排出係数を使用

ステップ2：全体の電気量とCO₂排出量を算出

・全体の電気量

$$= \text{発電した電気量} + \text{他人から供給された電気量}$$

・全体のCO₂排出量

$$= \text{発電した電気のCO}_2 \text{排出量} + \text{他人から供給された電気のCO}_2 \text{排出量}$$

ステップ3：合わせた排出係数を算定

・単位電気供給量当たりの排出量[t-CO₂/千kWh]

$$= \text{全体のCO}_2 \text{排出量} \div \text{全体の電気量}$$

他人から供給された電気が複数の場合や再生可能エネルギー等を変換して得られる電気が含まれる場合も、同様の方法で算定する。

ウ コージェネレーションシステムにおける事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成

コージェネレーションシステムにより製造した熱又は電気を事業所外供給している場合は、投入した燃料使用量から算定される排出量を熱と電気に案分し、熱と電気それぞれについて事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を作成して、アの算定式に用いる。

熱と電気への案分の際に用いる熱電比率は、次の比率とする。

<コージェネレーションシステムにおける熱電比率>

(2. 17 × 該当する設備の発電効率) : 該当する設備の排熱利用率

※1 発電効率及び排熱利用率は、高位発熱量基準(HHV)を用いる。

※2 発電効率算定の際の発電量は、補機使用分の電力を除いた値とする。補機使用分の電力は実測値を原則とするが、必要な項目を計測できない場合は、把握可能なデータを使用して、推定を行う。その場合、推定の算定式が合理的であることを、十分な根拠資料を用いて説明が必要である(例えば、ガスエンジンの運転時間や稼働率と循環ポンプ・冷却塔ファンなどの各補機の定格出力より補機使用分の電力を算定するなど。)。以上の方針により補機使用分の電力を決定できない場合は、発電量の10%を補機使用分として発電量から差し引く。

※3 補機使用分の電力とは、コージェネレーションシステムの運転に必要な温水送出用ポンプ、冷却塔、冷却水循環ポンプ、冷却ファン等の動力に使用される電力を指す。

※4 発電効率及び排熱利用率算定の際の都市ガス使用量は、算定対象とするコージェネレーションシステムに供給した都市ガスの使用量であり、第3章2(3)アの方法により標準状態へ換算した量とする。ただし、第4計画期間は、基準排出量の算定においてのみ換算した量を用いるものとする。

※5 都市ガスの熱量換算係数は、対象年度における都市ガス事業者の単位発熱量又は45[GJ/千Nm³]に代えて、使用する都市ガスの組成に応じて知事が適切と認める値を用いることができる(表2-2-1参照)

※6 コージェネレーションシステムで発電した電力を事業所外供給しない場合は、特定温室効果ガスの年度排出量算定の際に使用する排出係数の算定においては、該当する設備の発電効率に乗じる係数は「1.90」を使用する。

<コージェネレーションシステムにおける

単位供給量当たり排出係数の算定式>

排出係数(電気)

$$= \frac{\text{投入した燃料起因の全排出量} \times \frac{2.17 \times A}{2.17 \times A + B}}{\text{当該設備の全発電量}}$$

排出係数(熱)

$$= \frac{\text{投入した燃料起因の全排出量} \times \frac{B}{2.17 \times A + B}}{\text{当該設備の全発熱量}}$$

- A : 該当する設備の発電効率
B : 該当する設備の排熱利用率

※1 当該設備の全発電量は補機使用分の電力を除かない値とする。

※2 投入した燃料起因の全排出量の算定に使用する単位発熱量と排出係数は、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の基準年度の排出量の算定には第3計画期間の単位発熱量と排出係数を用いるものとし、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の年度排出量の算定には第4計画期間の単位発熱量と排出係数を用いる。

※3 ユージェネレーションシステムで発電した電力を事業所外供給しない場合は、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の年度排出量算定の際に使用する排出係数の算定においては、該当する設備の発電効率に乘じる係数は「1.90」を使用する。

(6) 算定対象から除くその他の排出活動のエネルギー使用量及び排出量の算定

ア 算定方法

算定対象から除くその他の排出活動において使用されたエネルギー使用量は算定から除外する。

また、算定対象から除くその他の排出活動の排出量を算定する場合については、排出活動に使用した電気、燃料又は熱について単位供給量あたりの排出係数を作成し、排出活動の量に乘じたものを排出量とし、この量を目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）から除外する。この時の排出係数は年度を単位として作成する。

<電気・熱>

算定対象から除くその他の排出活動の排出量[t-CO₂]

= 算定対象から除くその他の排出活動に使用された電気量又は熱量[千kWh, GJ]

× 単位供給量当たりの排出係数[t-CO₂/千kWh, t-CO₂/GJ]

<燃料>

算定対象から除くその他の排出活動の排出量[t-CO₂]

= 算定対象から除くその他の排出活動に使用された燃料使用量[kL, t, 千m³又は千Nm³]

× 単位発熱量[GJ/kL, t, 千m³又は千Nm³] × 単位供給量当たりの排出係数[t-C/GJ] × 44/12

イ 単位発熱量及び単位供給量当たりの排出係数

算定対象から除くその他の排出活動の排出量の算定に使用する排出係数は、原則、(2) 又は (3) に示す単位発熱量及び排出係数を使用する。算定対象から除くその他の排出活動に使用する電気又は熱に、事業所で発電した電気や製造した熱が含まれている場合や複数の他人から供給された電気又は熱が含まれている場合については、排出係数を作成して、アの算定式に用いる。排出係数の算定方法は (5) に示す方法と同様とする。

(7) エネルギー使用量の算定

原油換算エネルギー使用量及び規模判定エネルギー使用量については、化石燃料の場合は発熱量に換算した値、電気及び熱については一次エネルギー換算した値に、表2-2-2に示す原油換算係数を乗じて算定する。

表2-2-2 原油換算係数

原油換算係数	
0.0258 kL/GJ	

電気及び熱の場合は、表2-2-3の一次エネルギー換算係数を乗じて一次エネルギー換算する。

表2-2-3 一次エネルギー換算係数(第4計画期間)

種類	区分	一次エネルギー換算係数
電気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電	電気事業者からの買電 8.64 [GJ/千kWh]
		オフサイト型PPA 3.60 [GJ/千kWh]
		自己託送(非燃料由来の非化石電気) 3.60 [GJ/千kWh]
		それ以外の自己託送 8.64 [GJ/千kWh]
	上記以外	オンサイト型PPA 3.60 [GJ/千kWh]
		自家発電(太陽光・風力・地熱・水力) 3.60 [GJ/千kWh]
		非燃料由来の非化石電気 3.60 [GJ/千kWh]
		上記以外からの買電 8.64 [GJ/千kWh]
熱	産業用蒸気	1.17 [GJ/GJ]
	産業用以外の蒸気	1.19 [GJ/GJ]
	温水	1.19 [GJ/GJ]
	冷水	1.19 [GJ/GJ]

※1 再生可能エネルギー等で発生させた熱のうち、太陽熱・地熱・温泉熱・氷雪熱の使用量の報告においては、他者から供給された熱を使用する場合には、購買量に供給された熱の形態に応じて、表2-2-4の係数を乗じた熱量とし、事業所内において施設又は設備によって集約した熱※2を使用する場合には、計量法に基づく検定済み積算熱量計又は検定済み積算熱量計に準じた積算熱量計(検定済み積算熱量計を生産しているメーカーによる品質保証書が付いているもの等)を使用し、指示値を適切に読み取った値とする。

なお、太陽熱については、「省エネルギー法定期報告書・中長期計画書(特定事業者等)記入要領(2025年4月8日改訂)別添資料6 自然界に存する熱等の測定方法について」の規定に準じて推計した数値を報告することを可能とする。

ただし、温泉熱を集熱して暖房に使用している場合や、氷室を備えて野菜の冷蔵に使用している場合等、技術的・経済的に測定が困難であると認められる場合には、報告対象から除外する。

※2 热交換器又はヒートポンプなどの設備によって集約した熱とし、例えば以下のように設備を用いずに利用している場合には除外することとする。

ア 温泉水を熱交換せずに供給している場合

イ 日射取得のように設備を使用せずにそのまま太陽熱を利用している場合

※3 海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱については、エネルギーに定義されないため、報告は任意とする。

他方、これらの熱を使用した場合、以下のA又はBに該当した場合で、Cにも該当するものについてのみ、算定資料に記載することが可能。

(A). 他者から供給された熱を使用する場合には、購買量

(B). 事業所内において施設又は設備によって集約した熱^{※4}を使用する場合には、計量法に基づく検定済み積算熱量計又は検定済み積算熱量計に準じた積算熱量計（検定済み積算熱量計を生産しているメーカーによる品質保証書が付いているもの等）を使用し、指示値を適切に読み取った値

(C). 一定の工夫をしたと認められる施設又は設備^{※6}を使用して当該熱を使用する場合

※4 ヒートポンプ等の施設又は設備によって使用した冷熱については、国内において適切な測定方法が定まっていないため、報告可能とする対象からは除外することとする。

※5 どのような方法で測定したかについても報告すること。なお、ヒートポンプを使用する場合は、以下のいずれかの方法で熱量を測定することとする。

ア ヒートポンプ熱源の採熱量を測定する。

イ ヒートポンプによる供給熱量と機器稼働に要するエネルギー量（ヒートポンプ本体や熱源からヒートポンプまでの熱媒体の搬送に用いるポンプ等の駆動に要する電気消費量及び燃料消費量）を測定し、供給熱量から機器稼働に要するエネルギー量を控除する。

ウ ヒートポンプによる供給熱量又は機器稼働に要するエネルギー量を測定し、期間エネルギー消費効率から採熱量を推計する。

採熱量 = 機器稼働に要するエネルギー量 × (期間エネルギー消費効率 - 1)

採熱量 = 供給熱量 × (1 - 1 / 期間エネルギー消費効率)

なお、ヒートポンプに附属する機能・サービスによって、機器稼働に要するエネルギー量を把握できる場合はそれを使用することが可能。また、期間エネルギー消費効率は、年間供給熱量を機器稼働に要する年間エネルギー量で除した期間平均の成績係数とし、機器のカタログ等から設定可能とする。これらについては、どのような方法で測定、設定したかについて報告すること。

※6 「一定の工夫をしたと認められる施設又は設備」とは、例えば以下を指す。なお、熱供給事業者から供給された熱のうち、海水熱等由来の熱であることが明確であって、当該熱供給事業者が以下の条件に当てはまる場合にも、「一定の工夫をしたと認められる施設又は設備」を使用したとみなす。

ア 蓄熱槽又は貯湯槽を備えた施設又は設備等の場合。

イ 冷熱・温熱の両方の負荷がある一部の季節や時間帯においては、冷水と温水を同時に製造できる施設又は設備等（熱回収運転モードを備えるヒートポンプ）の場合。

なお、第3削減計画期間までの一次エネルギー換算係数は表2-24に示す換算係数を用いる。

表2-24 一次エネルギー換算係数(第1計画期間から第3計画期間)

種類	区分		一次エネルギー換算係数
電気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電*	昼間（8時～22時）	9. 97 [GJ/千kWh]
		夜間（22時～翌日8時）	9. 28 [GJ/千kWh]
		昼夜不明	9. 76 [GJ/千kWh]
	上記以外からの買電		9. 76 [GJ/千kWh]
熱	産業用蒸気		1. 02 [GJ/GJ]
	産業用以外の蒸気		1. 36 [GJ/GJ]
	温水		1. 36 [GJ/GJ]
	冷水		1. 36 [GJ/GJ]

* 第2計画期間までの原油換算エネルギー使用量の算定においては、「一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電」を「東京電力からの買電」と読み替えて算定する。

～東京電力からの買電の昼間と夜間の電気使用量の確認方法～
(第2計画期間まで適用)

昼間（8時～22時）と夜間（22時～翌日8時）との使用量の別は、料金の契約上の昼間時間及び夜間時間の使用量とは異なる場合がある。

東京電力からの買電の場合の昼間（8時～22時）と夜間（22時～翌日8時）との使用量の別は、高圧電力、季時別などの契約の場合は、請求書等から、「力率測定用有効電力量」を昼間の使用量とし、「全使用電力量－力率測定用有効電力量」を夜間の使用量として求めることができる。「力率測定用有効電力量」が不明な場合には、昼夜不明とする。

～昼間と夜間の電気使用量の確認方法～
(第3計画期間に適用)

昼間（8時～22時）と夜間（22時～翌日8時）との使用量の別は、料金の契約上の昼間時間及び夜間時間の使用量とは異なる場合がある。

高圧電力、季時別などの契約の場合は、請求書等から、「力率測定用有効電力量」を昼間の使用量とし、「全使用電力量－力率測定用有効電力量」を夜間の使用量として求めることができる。「力率測定用有効電力量」が不明な場合には、原則として、昼夜不明とする。ただし、供給事業者により、請求書等に記載された使用量が、休日等を含む全ての日における昼間（8時～22時）又は夜間（22時～翌日8時）の使用量であることが証明された場合には、それを本制度上の「昼間」又は「夜間」の使用量とすることを可能とする。供給事業者によっては、請求書等に記載された「昼間電力使用量」に、日曜日や祝日等の昼間時間の使用量が含まれていないことがあるので、注意すること。

2 検証の具体的な方法

(1) 算定資料の仕組みについて

目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量及びエネルギー使用量の算定は、一部を除いて、算定資料（エクセル）においては、第3章までに把握した燃料等使用量及び排出係数の入力、排出活動の選択、単位の選択などを適切に実施することで、自動的に計算される。

目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量及び原油換算エネルギー使用量、規模判定エネルギー使用量とともに、途中段階で自動的に端数処理が行われ、さらに、事業所全体の合計値を算出した後、小数第一位を四捨五入し、整数值とする。

(2) 算定資料への記載事項について

ア 燃料等使用量の入力

燃料等使用量については、購買伝票等に記されたものと同じ値を入力することを基本とするが、同一燃料について燃料等使用量監視点が多数ある場合については、燃料等使用量監視点との対応を明記した上で、同一燃料使用量を合計した値を入力できるものとする。このときも、購買伝票等に記されたものを合計した値をそのまま入力するものとし、四捨五入等の処理は行わない。実測の場合は、計測の方法で担保される有効桁数を考慮して入力する。ただし、有効桁数が不明の場合は有効桁数3けたとして入力する。入力した値が「購買伝票等に記されたものと同じ値」であるか、「自ら計測した値」であるかについては、該当するプルダウン部分から選択する。

算定資料に記入された値が上記の方法に従っているか確認する。

イ 排出係数の入力

排出係数については、1 (2) (3) (4) に示す値を入力する。

ウ 独自に算定が必要なデータ

次の項目については、1に示したルールに従って適切に算定し、算定資料に記入する必要がある。これらについては、算定資料とは別に、算定プロセスを取りまとめた資料により、適切に算定されているか確認する。

- ・ LPG及び都市ガス以外の単位換算後の燃料等使用量
- ・ 事業所外供給に関する排出係数
- ・ コージェネレーションシステムにより製造した事業所外供給用の電気及び熱の排出係数

3 検証のポイント

検証の際には、検証先事業所に表2-25に例示してあるような資料の提示を可能な限り求め、確認しなければならない。これらの資料は、原本を提示することを原則とするが、不鮮明である等、書類の信頼性に問題がある場合を除いて、複写の提示でもよい。なお、燃料等使用量に関する算定資料への記入結果と購買伝票等との突合の手順については、第1部第2章及び第3章を参照すること。

表2-25 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する資料
把握した燃料等使用量との整合	把握した燃料等使用量は、様式に記入された値と整合しているか。	<ul style="list-style-type: none">購買伝票等実測結果（管理月報等）算定様式
	把握した排出活動と燃料等の種類は、様式に記入された内容と整合しているか。	<ul style="list-style-type: none">購買伝票等実測結果（管理月報等）算定様式
排出係数・発熱量・原油換算係数の設定	発熱量は適切に選択されているか。	<ul style="list-style-type: none">購買伝票等又は供給会社の成分析表算定様式
	排出係数は適切に選択されているか。	<ul style="list-style-type: none">購買伝票等又は供給会社の成分析表算定様式<u>電気・熱の発電・製造設備を示す資料</u><u>電気・熱の供給事業者を示す資料</u><u>電気・熱のメニューを示す資料</u>国が公表する排出係数
	標準値のない燃料の発熱量及び排出係数は、燃料供給者の証明する資料に基づいているか。	<ul style="list-style-type: none">燃料供給者の排出係数を証明する書類
	事業所外供給量の算定における排出係数の算定は適切にされているか。	<ul style="list-style-type: none">発電量又は熱量を示す書類
	コーポレーティングシステムの排熱利用率及び発電効率は適切に把握されているか。	<ul style="list-style-type: none">コーポレーティングシステムの仕様書コーポレーティングシステムの運転実績など

第5章 エネルギー起源CO₂排出量算定に係るその他の方法

本章では、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量の算定について、前章までに掲げる算定方法に代えて用いることができる方法等を定める。

1 環境価値を有する再生可能エネルギー等の取扱い

(1) 事業所等で再生可能エネルギー等により発電した電気及び発生させた熱の自家消費した場合の取扱い

事業所内に設置された再生可能エネルギー等により発電した電気又は発生させた熱を、自家消費している場合（電気については、当該使用した電気の量について再エネクレジットとして評価しないときに限る。）は、再生可能エネルギー等の種類によらず目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量の算定に含めないものとする（排出係数「0」として取り扱う）。なお、第3計画期間まで実施していた、自家消費した電気量に応じて算定できる目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）の削減量の仕組みは、第4計画期間からは廃止する。

(2) 事業所外から供給される再生可能エネルギー等により発電した電気及び発生させた熱の取扱い

オフサイト型PPA又は自己託送等で、事業所外に設置された再生可能エネルギー等により発電した電気又は発生させた熱を供給され、当該事業所で使用した場合は、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量の算定に含めないものとする（排出係数「0」として取り扱う）。なお、化石燃料を使用して発電した電力及び熱を自己託送した場合は排出量の算定に含める。

オフサイト型PPAのうち、仮想電力購入契約（バーチャルPPA）により環境価値を取引した場合、当該事業所で使用した他人から供給された電気の排出量から、環境価値量に応じた電気の排出量を以下の式により控除するものとする。

目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）控除量[t-CO₂]

= 仮想電力購入契約で取引した環境価値量[千kWh] × 電気の排出係数*

*電気の排出係数は第4章1(3)アに準ずる。

2 環境価値を移転した再生可能エネルギー等の取扱い

(1) 事業所等で再生可能エネルギー等により発電した電気及び生成した熱の自家消費分の環境価値を移転した場合の取扱い

太陽光発電施設等で自ら発電し、使用している電気であっても、その環境価値を他人へ移転した場合には再生可能エネルギー等としての価値のない電気を使用することとなるため、当該電気の使用に伴う目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量は他人からの買電と同等に評価する。また、太陽熱利用施設等で自ら発生させ、使用している熱の環境価値を他人へ移転した場合も同様である。

再生可能エネルギー等により発電した電気（以下「再エネ電気」という。）の環境価値をグリーン電力証書化又は再エネクレジット化（当該再エネクレジットの算定対象となる年度が、第1計画期間又は第2計画期間に属する場合は、クレジットの量を1.5倍換算できる再生可能エネルギーの0.5倍分の再エネクレジット化を除く。）して他人へ移転している場合には、当該再エネ電気を自家消費した量のうち、環境価値を移転した量の電気の使用について、次の式により排出量を算定しなければならない。

$$\begin{aligned} \text{目標設定ガス (エネルギー起源CO}_2\text{) 排出量 [t-CO}_2\text{]} \\ = & \text{再エネ電気の自家消費量のうち環境価値を移転した量 [千kWh]} \\ & \times \text{電気の排出係数}^* \end{aligned}$$

※電気の排出係数は国が公表する代替値を用いる。

太陽熱利用施設等で発生させた熱の環境価値をグリーン熱証書化している場合には、当該熱を自家消費した量のうち、グリーン熱証書化した量を環境価値を移転した量の熱の使用について、次の式により排出量を算定しなければならない。

$$\begin{aligned} \text{目標設定ガス (エネルギー起源CO}_2\text{) 排出量 [t-CO}_2\text{]} \\ = & \text{太陽熱等の自家消費量のうち環境価値を移転した量 [GJ]} \\ & \times \text{熱の排出係数}^* \end{aligned}$$

※熱の排出係数は国が公表する代替値を用いる。

(2) 事業所外から供給される再生可能エネルギー等により発電した電気及び発生させた熱の自家消費分の環境価値を保有していない場合の取扱い

オフサイト型PPA又は自己託送等で、事業所外に設置された太陽光発電施設等で発電した電気又は発生させた熱が供給され、当該事業所で使用した場合であっても、環境価値を他人へ移転するなど、供給された電気又は熱が環境価値を保有していない場合には再生可能エネルギー等としての価値のない電気又は熱を使用することとなるため、当該電気又は熱の使用に伴う目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量は他人から供給された電気又は熱と同等に評価する。排出量の算定方法は2(1)と同様とする。

3 持続可能性を確認できないバイオマス燃料により発電した発電した電気及び発生させた熱の取扱い

バイオマス燃料は、燃焼時に発生する温室効果ガス排出がカーボンニュートラルになると整理されているが、バイオマス燃料の原料生産、加工、運搬などの燃焼までの過程でも温室効果ガスが発生している。バイオマス燃料の利用に当たっては、利用されるバイオマス資源が十分に再生可能であり、過度な消費や枯渇を招かないようすること、この原料生産から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス排出量の総量（以下、ライフサイクルGHGという。）が最低限に抑えられることが重要となる。また、他の再生可能エネルギー等と違って、発電等には燃料が必要となることから、バイオマスによる安定的かつ効率的な発電等が可能となるよう、バイオマス資源の安定的な確保や安定的な調達も重要視されている。

このため、バイオマス燃料で発電した電気又は発生させた熱を自家消費した量のうち、持続可能性（ライフサイクルGHGの最小化や資源の安定的な確保や調達）が示された燃料で発電した電気又は発生させた熱以外は、環境価値がない電気又は熱として、エネルギー使用量として算定する。

また、次の式により排出量を算定し、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量の算定に含めるものとする。

持続可能性が示された燃料の確認方法は、資源エネルギー庁が公表する「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に準ずる。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/file_2017/legal/guideline_biomass.pdf

(電気)

目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量[t-CO₂]

=バイオマス燃料で発電した電気の自家消費量のうち持続可能性が示されたバイオマス燃料以外で発電した量[kWh] × 電気の排出係数^{※1}

(熱)

目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量[t-CO₂]

=バイオマス燃料で製造した熱の自家消費量のうち持続可能性が示されたバイオマス燃料以外で製造した量[GJ] × 热の排出係数^{※2}

※1 電気の排出係数は国が公表する代替値

※2 热の排出係数は国が公表する代替値

4 再生可能エネルギー等由来の証書等の取扱い

(1) 使用可能な再生可能エネルギー等由来の証書

対象事業所の再生可能エネルギー等利用を促すため、計画期間の年度排出量から再生可能エネルギー等由来の証書に記録された電気等環境価値保有量を目標設定ガス(エネルギー起源CO₂)排出量に換算した量を減ずることができるものとする。ただし、バイオマスについては、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。

再生可能エネルギー等由来の証書は表2-26に示すものに限り使用することができる。また、県制度に利用できる証書は、環境価値を使用する事業所等が明確になっているものとする。このため、使用する事業所等が明確になっていない当該証書の場合、目標設定ガス(エネルギー起源CO₂)の排出量の削減には利用できない。

表 2-26 利用可能な再生可能エネルギー等由来の証書

供給方法	内容
グリーン電力・熱証書	<ul style="list-style-type: none">県が再エネクレジットへの変換を認めたグリーンエネルギー証書の認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再生可能エネルギーにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書。再エネクレジットとして利用した証書は、目標設定ガス(エネルギー起源CO₂)の排出量削減には利用できない。
非化石証書	<ul style="list-style-type: none">再生可能エネルギーなどの非化石電源の「環境価値」を取引するために、日本卸電力取引所の非化石価値取引市場において取得する証書。制度に利用できる非化石証書は「FIT非化石証書」と「非FIT非化石証書(再生可能エネルギー指定)」とする。使用できる非化石証書は、算定年度の翌年度6月の口座凍結時に所有する証書又は仲介事業者が発行する報告対象分の購入証書量の証明書(他者に販売した証書や、電気事業者・熱供給事業者が排出係数の調整に使用した証書は使用することができない。)

(2) 再生可能エネルギー等由来の証書の使用方法

再生可能エネルギー等由来の証書による削減については、次の式により目標設定ガス(エネルギー起源CO₂)排出量に換算した値を年度排出量から削減する。このとき、熱、電気に対応した置き換えの制限はない。(ただし、事業所で使用しているエネルギー種の証書のみ利用可能。) また、年度排出量を超えて使用することはできない。

(電気)

目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量[t-CO₂]

=電気に係る電気等環境価値保有量[千kWh] × 電気の排出係数^{*1}

(熱)

目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量[t-CO₂]

=熱に係る電気等環境価値保有量[GJ] × 熱の排出係数^{*2}

※1 電気の排出係数は国が公表する全国平均係数

※2 熱の排出係数は国が公表する代替値

(3) 電気等環境価値保有量等の確認方法

「グリーン電力・熱証書」については、グリーン電力・熱証書に記載の電力量又は熱量を、「非化石証書」については、「権利確定残高証明書」に記載の電力量をそれぞれ電気等環境価値保有量等とする。電気等環境価値保有量等は、記載されている電気等環境価値保有量等を上限に、任意に年度排出量の削減に使用する量を選択できるものとする。

ただし、県制度は事業所単位での年度排出量を算定することから、再生可能エネルギー等由来の証書の電気等環境価値保有量等の使用に当たっては、当該事業所で使用されていることが明確である必要がある。このため、グリーン電力・熱証書及び権利確定残高証明書内に、電気等環境価値保有量等の使用先の事業所名称及び使用量が記載されていること確認したうえで再生可能エネルギー等由来の証書を使用すること。

なお、証書の利用に当たっては、県が別に定める様式に必要事項を明記し、グリーン電力・熱証書等の写しと併せて、県へ提出するものとする。

(4) 森林吸収量による排出量の削減

計画期間の年度排出量から、一定の基準に基づき算定された森林による二酸化炭素吸収量（以下、「森林吸収量」という。）を目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量に換算した量を減ずることができるものとする。ただし、利用可能な森林吸収量及び換算方法については、別に定める森林吸収クレジット算定ガイドラインで定める。

なお、森林吸収量の利用に当たっては、県が別に定める様式に必要事項を明記し、CO₂吸収量認証書等の写しと併せて、県へ提出するものとする。

5 第4削減計画期間から廃止になる取扱い

第1削減計画期間から第3削減計画期間までに取扱いがあった次に掲げる（1）及び（2）については、第4削減計画期間からの取扱いを廃止し、基準排出量の算定においても取り扱わないものとする。

（1）高効率な設備を利用した場合の取扱い

ア 高効率のコージェネレーションシステムを利用した場合の取扱い（第1計画期間に適用）

イ 高効率の空調設備を利用した場合の算定の取扱い（第1計画期間に適用）

ウ 高効率の設備（高効率のコージェネレーション設備、高効率の空調設備）を利用した場合の算定の取扱い（第2計画期間から第3計画期間まで適用）

エ 高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱の受入れに関する取扱い（第2計画期間、第3計画期間に適用）

（2）低炭素電力の選択に関する取扱い

6 検証の具体的な方法

（1）対象活動の把握

第3章 燃料等使用量の把握の考え方に基づき、次の量の把握がされているかを確認する。

ア 再生可能エネルギー等の環境価値を移転した（保有していない）電気及び熱の量の確認

2に掲げる環境価値を移転した（保有していない）電気及び熱に該当するものがある場合、適切に算定されているか確認する。なお、検証の際には、グリーン電力証書化又は再エネクレジット化した電気の量並びにグリーン熱証書化した熱の量を示す資料その他の根拠資料により確認する。

イ 持続可能性を確認できないバイオマス燃料により発電した電気及び発生させた熱の把握

3に掲げる持続可能性を確認できないバイオマス燃料により発電した電気及び発生させた熱に該当するものがあれば全て確認する。なお、検証の際には、持続可能性が示されたバイオマス燃料であることを事業所が証明する資料（バイオマス燃料の種類や原産地を示す資料、燃料調達にかかるライフサイクルGHGの算定結果、その他の根拠資料）が無いことを確認する。なお、持続可能性が示されたバイオマス燃料であることを証明する資料がある場合は、持続可能性のあるバイオマス燃料と判断することができるものとする。

ウ 再生可能エネルギー等由來の証書の使用量の把握

4に掲げる再生可能エネルギー等由來の証書等による控除量を算定する場合、算定対象となる証書のうち、事業所で使用された電気又は熱に係る電気等環境価値保有量及び森林吸収量を確認する。なお、検証の際には、グリーン電力・熱証書、権利確定残高証明書、CO₂吸収量認証書及び県が定める様式「再エネ等由來の証書等利用届」、その他の根拠資料により確認する。

7 検証のポイント

検証の際には、検証先事業所に表2-27に例示してあるような資料の提示を可能な限り求め、確認しなければならない。提示された確認資料により対象となる活動が網羅されているか、適切に算定されているか等について把握する。また、必要に応じて現地における確認をする。

なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

表2-27 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する資料
事業所等で再生可能エネルギー等により発電された電気及び製造された熱の使用	再生可能エネルギー等の種類と監視点	<ul style="list-style-type: none">・しゅん工図書の単線結線図・特定計量届出書の写し・算定資料等
	再生可能エネルギー等による電気・熱の自家消費量	<ul style="list-style-type: none">・実測結果・算定資料等
事業所外から供給される再生可能エネルギー等により発電した電気及び製造した熱の使用	再生可能エネルギー等の種類と監視点	<ul style="list-style-type: none">・事業所外から供給された電気又は熱の受け入れ設備を示す資料・供給契約書・算定資料等
	再生可能エネルギー等による電気・熱の自家消費量	<ul style="list-style-type: none">・購買伝票や供給実績証明書等の受入电量を示す資料・供給契約書・算定資料等
再生可能エネルギー等の環境価値の移転	再生可能エネルギー等の環境価値の移転量	<ul style="list-style-type: none">・グリーン電力証書化又は再エネクリット化した電気の量を示す資料・グリーン熱証書化した熱の量を示す資料
	環境価値の移転量のうちの自家消費量	<ul style="list-style-type: none">・販売量を示す資料・実測結果・算定資料等
持続可能性を確認できないバイオマスによる電気・熱の利用	バイオマスの持続可能性	<ul style="list-style-type: none">・ライフサイクルGHGの算定結果・燃料の第三者検証結果
	持続可能性を確認できないバイオマスによる電気・熱の自家消費量	<ul style="list-style-type: none">・販売量を示す資料・実測結果・算定資料等

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン
第2部 第5章 エネルギー起源CO₂排出量算定に係るその他の方法

<u>再生可能エネルギー等由来の証書等の利用</u>	<u>再生可能エネルギー等由来の証書</u>	<ul style="list-style-type: none">・グリーン電力・熱証書・国に提出したグリーンエネルギーCO₂削減相当量償却・取消申請書の写し・権利確定残高証明書(非化石証書)・再エネ由来の証書利用届
	<u>再生可能エネルギー等由来の証書による控除量</u>	<ul style="list-style-type: none">・算定資料等
	<u>森林吸収量に係る控除量</u>	<ul style="list-style-type: none">・森林吸収量認証申請書の写し・埼玉県森林CO₂吸収量認証書の写し・J-クレジット等の使用目的(用途)が申請者の大規模事業所の目標達成に利用することを示す書類等・重複利用でないことがわかる根拠資料・算定資料

～購買伝票等として認められる伝票類の事例～

I. 発行に際して費用が発生しない購買伝票等

I - 1 東京電力エナジー・パートナー株式会社

(1) 購買伝票等

ア 電気ご使用量のお知らせ（無償）

<p>1</p> <p>電気ご使用量のお知らせ</p> <p>ご使用場所 千代田区内幸町1丁目1-3</p> <p>XX年 X月分 ご使用期間 X月XX日～X月XX日 検針月日 X月XX日 (XX日間)</p> <p>○ 使用量里 4 XXXkWh</p> <p>請求予定金額 (うち消費税等相当額) 5 X,XXX円</p> <p>基本料金 6 上電 1段料金 X,XXX円 記力 2段料金 X,XXX円 封量 3段料金 X,XXX円 燃料費調整 9 再工字発電賦課金 口座振替割引 10 -XX円XX</p> <p>11 今月分 脱替予定期 X月XXX日 次回検針予定期 X月XXX日</p> <p>12 事業所コード (XX) 検針員 ○○</p>	<p>2</p> <p>様</p> <p>○○</p> <p>契約種別 従量電灯B 3</p> <p>契約 XXA</p> <p>当月指示数 XXXX 前月指示数 XXXX 計器乗率 (倍) XXX 計器番号 (下3桁) XXX</p> <p>8 去年 X月分はXX日間で XXXXkWhです。 今月分は昨年と比べ XX%減少しています。</p> <p>燃料費調整のお知らせ (II税あたり)</p> <p>10 X月(当月)分 +XXX円XX銭 X月(翌月)分 +XXX円XX銭 翌月分は当月分に比べ +XXX円XX銭</p> <p>13 一地区番号 XX XXXXX-XXXXX-X-X</p> <p>14 お客様番号 XXXX-XXXXX-X-X</p>	<p>3</p> <p>電気料金等領収証(口座振替払用)</p> <table border="1"> <tr> <td>本領収証により集金員が料金を收取するところはありません。</td> <td>ご使用期間 X月XX日～X月XX日</td> </tr> <tr> <td>領収金額 X,XXX円</td> <td>うち消費税等相当額 XXX円</td> </tr> <tr> <td>契約 XXA</td> <td>使用量 XXXXkWh</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○○ 様</td> </tr> </table> <p>上記金額を X月XX日口座振替により領收させて頂きました。</p> <p>お客様番号 XXXX-XXXXX-X-X</p> <p>東京電力エナジーパートナー株式会社 事業所コード 0000</p> <p>お問い合わせ先 (カスタマーセンター) お引っ越し、ご契約に関するご用件 XXXX-XXXX-XXXX 停電・過電圧に関するご用件 XXXX-XXXX-XXXX</p>	本領収証により集金員が料金を收取するところはありません。	ご使用期間 X月XX日～X月XX日	領収金額 X,XXX円	うち消費税等相当額 XXX円	契約 XXA	使用量 XXXXkWh	○○ 様	
本領収証により集金員が料金を收取するところはありません。	ご使用期間 X月XX日～X月XX日									
領収金額 X,XXX円	うち消費税等相当額 XXX円									
契約 XXA	使用量 XXXXkWh									
○○ 様										

※ 東京電力エナジーパートナー株式会社 HP より

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン
～購買伝票等として認められる伝票等の事例～

イ ビジネス TEPCO（無償）

【低圧のお客様】

電気ご使用量のお知らせ		東京電力エナジーパートナー株式会社	
平成29年12月分			
様	請求金額 うち消費税等相当額	7,005円 578円	
ご使用場所	東京都大田区 1丁目21		
店舗番号	地区番号	お客様番号	
供給地点特定番号			
ご使用期間	12月 2日～12月 2日	ご契約種別	電化上手
検針月日	12月 8日 (30日間)	ご契約	3kVA
ご使用量	昼間 0kWh	割引対象機器容量	通電制御型 2kVA
朝晩 110kWh			
夜間 245kWh			
総計 360kWh			
次回検針予定期	1月 1日		
今月分振替予定期	12月 15日		
検針情報			
当月指示数	49105		
前月指示数	45473		
差引	3632		
計器乗率(倍)			
取替前計量値			
使用電力量			
計器番号(下3桁)	323		

※ 東京電力エナジーパートナー株式会社 HP より

※ 「検針情報」画面内の印刷ボタンを押すことによって出力されること。

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン
～購買伝票等として認められる伝票等の事例～

【高圧のお客様】

電気ご使用量のお知らせ		東京電力エナジーパートナー株式会社	
平成28年2月分		※ 本内容につきましては、実際のご請求金額等と相違する場合がございます。 正式なご請求金額等につきましては、郵送にてお届けする電気料金等請求書をご確認ください。	
A事業所様		ご請求金額	2,684,836 円
		うち消費税等相当額	198,876 円
ご使用場所	東京都 大田区 1丁目8		
店舗番号	地区番号	01(計量日:02)	お客様番号
供給地点特定番号			
お支払期限日	平成28年 3月 3日	口座振替日	平成28年 2月22日
○ご契約内容 契約種別 業務用電力		使用期間 1月 2日～ 2月 1日	
契約電力 主契約 380kW			
供給電圧 主契約 6kV			
○ご使用実績 使用電力量 合計	109,440kWh	最大需要電力	361kW
検針情報			
計量種別	主計器分		
電力量計	全日	最大	有効
当月指示数	0334.603	0.093	0211.715
前月(取付)指示数	0328.311		0207.830
差引	6292		3.885
計器乗率(倍)	×240	×240	×240
計器取替前計量値			
契約変更前計量値			
ご使用量	1510	22	932
次回検針予定日	11月26日		

- ※ 東京電力エナジーパートナー株式会社 HP より
- ※ 「検針情報」画面内の印刷ボタンを押すことによって出力されるものであること。
- ※ 500kW 以上の高圧の契約の場合には、平成 27 年度までは紙（あるいは FAX）の検針票が発行されているため、Web 上で検針情報は見ることができない。その場合に発行される検針票（「電気ご使用量のお知らせ」）は購買伝票等として使用できる。

I-2 東京電力パワーグリッド株式会社

(1) 購買伝票等

ア 日程等別料金計算書（無償）

(平成yy年 mm月 dd日)	
毎度ご利用いただきありがとうございます。	
日 程 等 別 料 金 計 算 書	
平成yy年 mm月分	
ご契約者名義	
ご契約番号	
ご請求金額	円
うち消費税等相当額	円
お支払期日	
東京電力パワーグリッド株式会社 ネットワークサービスセンター	

- ※ 自己託送の電気使用量の購買伝票等として発行される。
- ※ 自己託送の電気使用量は、「電気ご使用量のお知らせ」などの購買伝票等では記載されない。
- ※ 日程等別料金計算書は、内訳と別紙がセットで添付されている。
- ※ 自己託送の電気使用量は、事業所ごとに日程等別料金計算書（別紙）に記載されている。
- ※ 日程等別料金計算書（別紙）は、特別高圧と高圧で分かれている。

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン
～購買伝票等として認められる伝票等の事例～

日程等別料金(内訳)

I. 接続送電サービス料金

契約種別	料金
特別高圧標準接続送電サービス	
特別高圧時間帯別接続送電サービス	
特別高圧従量接続送電サービス	
高圧標準接続送電サービス	
高圧時間帯別接続送電サービス	
高圧従量接続送電サービス	
電灯定額接続送電サービス	
電灯標準接続送電サービス	
電灯時間帯別接続送電サービス	
電灯従量接続送電サービス	
動力標準接続送電サービス	
動力時間帯別接続送電サービス	
動力従量接続送電サービス	
小計	0①

II. 臨時接続送電サービス料金

契約種別	料金
特別高圧臨時接続送電サービス	
高圧臨時接続送電サービス	
電灯臨時定額接続送電サービス	
電灯臨時接続送電サービス	
動力臨時定額接続送電サービス	
動力臨時接続送電サービス	
小計	0②

III. 予備送電サービス料金

契約種別	料金
特別高圧予備送電サービス	
高圧予備送電サービス	
小計	0③

IV. 近接性評価割引額

送電サービス	料金
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合	
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ140,000V以下の場合	
受電電圧が標準電圧140,000Vを超える場合	
旧近接性評価地域の場合	
小計	0④

その他料金合計(①+②+③+④)	0
うち消費税等相当額	0

V. 契約超過金

	料金
接続送電サービス	0⑤
臨時接続送電サービス	0⑥
予備送電サービス	0⑦
その他料金合計(⑤+⑥+⑦)	0
うち消費税等相当額	0

VI. その他料金

	該当金額	うち消費税等相当額
延滞利息		0⑧
精算による差額		0⑨
その他料金合計(⑧+⑨)	0	
うち消費税等相当額	0	

ご請求金額には、法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.11円/kWh)を含んでおります。

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン
～購買伝票等として認められる伝票等の事例～

【特別高压】

日程等別料金計算書(別紙)												
○供給地点の実績(特別高压)			送電サービス	自家発供給相当	供給電力量	供給電力量	最大供給電力量	約定供給力	予想送電サービス	連続供給料金	定期料金	実績料金
開業者のお名前	供給地点特定期間	登場	所定的種別	約定電力量(単相)	実用	供給電力量	最大供給電力量	約定供給力	予想送電サービス	連続供給料金	定期料金	実績料金
合計												
(備考)												

【高压】

接続料金計算書(別紙)												
○供給地点の実績(高压)			送電サービス	自家発供給相当	供給電力量	供給電力量	最大供給電力量	約定供給力	予想送電サービス	連続供給料金	定期料金	実績料金
開業者のお名前	供給地点特定期間	登場	所定的種別	約定電力量(両相)	実用	供給電力量	最大供給電力量	約定供給力	予想送電サービス	連続供給料金	定期料金	実績料金
合計												
(備考)												

I - 3 東京ガス株式会社

(1) 購買伝票等

ア ガスご使用量のお知らせ（無償）

<p>毎度東京ガスをご利用いただきありがとうございます。</p> <p>ガスご使用量のお知らせ 13A 45メガジュール</p> <p>3 28年 1月分 Aトウ-2016</p> <p>4 検針月日(日数) 1月12日(34日)</p> <p>5 ご使用期間 12月10日～1月12日</p> <p>6 ご使用量 32m³</p> <p>7 今回指示数 1032</p> <p>8 前回指示数 1000</p> <p>9 メーター番号 100-000-001</p> <p>10 次回検針予定日 2月 8日</p> <p>11 前年同月使用量 50m³(32日)</p> <p>12 前月使用量 50m³(29日)</p>		<p>お客さま番号はこちら</p> <p>お客様番号 1 1000-000-0001</p> <p>2 東京 太郎 様</p> <p>口座振替予定日 3 1月21日</p> <p>ご契約種別 4 一般契約</p> <p>請求予定期額 5 5,081円</p> <p>(内ガス料金分消費税等) 6 376円</p> <p>ガス基本料金 7 1,036.80円</p> <p>ガス従量料金 8 4,098.56円</p> <p>口座割引額 9 ▲54 円</p> <p>料金内訳</p> <p>10 当月適用単位料金 B表 128.08 円/m³</p> <p>翌月適用単位料金 (単位:円/m³)</p> <p>A(0m³～ 20m³) 142.66 D(201m³～ 500m³) 122.68</p> <p>B(21m³～ 80m³) 128.08 E(501m³～ 800m³) 114.04</p> <p>C(81m³～ 200m³) 125.92 F(801m³～) 106.48</p> <p>料金・お引き受けのご連絡先(月～土:9時～19時 日曜・祝日:9時～17時 受付) 東京ガスお客さまセンター 0570-XX-YYYY (ご利用になれない場合) 03-XXXX-YYYY ガスもれ時連絡先(24時間受付) 03-XXXX-YYYY ガス機器修理等のご連絡先(月～土:9時～19時 日曜・祝日:9時～17時 受付) 東京ガスライフバル XX 03-XXXX-YYYY</p>		<p>13 ガス料金等口座振替済領収証</p> <p>お客様番号 1 1000-000-0001</p> <p>東京 太郎 様</p> <p>27年 12月分 領収金額 8,559円</p> <p>ご使用期間 11月11日～12月 9日</p> <p>ご使用日数 29日</p> <p>ご使用量 50m³</p> <p>ガス料金 (内ガス料金分消費税等) 8,559円</p> <p>634円</p> <p>・上記金額を12月18日に領収いたしました。 この領収証によりガス料金をいただくことはありません。</p> <p>東京ガス株式会社 東京ガスお客さまセンター 0570-XX-YYYY (ご利用になれない場合) 03-XXXX-YYYY</p> <p>印付に紙説明書承認済申告書</p>	
--	--	---	--	--	--

※ 東京ガス株式会社 HP より

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン ～購買伝票等として認められる伝票等の事例～

イ myTOKYOGAS ビジネス（旧：TG CLUB）（無償）

- ※ 東京ガス株式会社 HP より
- ※ PDF ファイルから出力されていること。

～テナントの退去等に伴うガス閉栓の確認方法について～

1. 購買伝票等によるガス閉栓の確認

テナントの退去等に伴うガス閉栓を確認する際は、「閉栓」したことが明記されている購買伝票等で、ガス閉栓されていることを確認することができる。

【購買伝票等による確認の例】

- ・ガス閉栓されていたことを示す資料
例) 移転等精算ガス料金口座振替のお知らせ、
移転等精算ガス料金カード請求のお知らせ

2. 購買伝票等に「閉栓」が明記されていない場合の確認

購買伝票等に「閉栓」したことが明記されていない場合において、以下に示すような要因等により、閉栓の確認が困難であるケースが存在する。

- ・既にガス栓が撤去されており、現地にてガスマーティーの現物が確認できず、閉栓時の記録等も存在しない。
- ・既に次のテナントが入居しており、算定対象年度において閉栓されていたことが確認できない。

このような場合、例えば、次に示すような複数の資料の確認をもって、「閉栓されていた可能性が高い」と判断することが可能である。

【確認内容の例】（①と②を併せて確認する。）

- ① テナント退去の事実と時期を示す資料

例) テナント契約書、内装工事契約書

- ② ガス使用量を示す資料

例 1) ガスご使用量のお知らせ、払込書

（テナント退去時点の指示数^{*1}と、次のテナント入居時点の指示数に変化がない事を確認する。）

※ 1：閉栓直前の検針時に発行された「ガスご使用量のお知らせ」における今回指示数+閉栓後に発行される「払込書」における使用量

例 2) ガス使用量実績（テナントが MyTokyogas ビジネスに登録している場合^{*2}）

（テナント退去時点以降のガス使用量がない事を確認する。）

※ 2：テナント退去後の MyTokyogas ビジネスの登録はできない。

ガス供給会社に「ガス閉栓証明書」（有償）等の発行を求める前に、上記のような判断をすることができないかどうか確認する必要がある。なお、「ガス閉栓証明書」はあらかじめ書式が定められており、既定の記載項目以外の内容について追記はできない。

ガス閉栓を確認できる購買伝票等の例

東京ガス株式会社

- ・移転等精算ガス料金口座振替のお知らせはがき

平成 21 年 3 月 5 日 発行													
移転等精算ガス料金口座振替のお知らせ													
<p>東京ガスをご利用いただきありがとうございました。 さて、お客様の移転等による精算ガス料金につきまして、下記のとおり口座振替させていただきますのでお知らせ申し上げます。</p>													
平成 21 年 3 月 2 日 閉栓日													
<table border="1"> <tr> <td>口座振替予定期額(税込)</td> <td>980 円</td> </tr> <tr> <td>内 ガス 料 金</td> <td>980 円</td> </tr> <tr> <td>(内ガス料金分消費税)</td> <td>46 円</td> </tr> <tr> <td>延 帰 利 息</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>980 円</td> </tr> </table>		口座振替予定期額(税込)	980 円	内 ガス 料 金	980 円	(内ガス料金分消費税)	46 円	延 帰 利 息	円	計	980 円		
口座振替予定期額(税込)	980 円												
内 ガス 料 金	980 円												
(内ガス料金分消費税)	46 円												
延 帰 利 息	円												
計	980 円												
<table border="1"> <tr> <td>ご 使用 期 間</td> <td>日 数</td> <td>ご 使用 量</td> </tr> <tr> <td>2 月 17 日 ~ 3 月 2 日</td> <td>14 日</td> <td>4 m³</td> </tr> <tr> <td>金融機関・口座番号</td> <td colspan="2">契 約 種 別</td> </tr> <tr> <td>みずほ銀行 東京中央支店 普通</td> <td colspan="2">一般契約 ****508</td> </tr> </table>		ご 使用 期 間	日 数	ご 使用 量	2 月 17 日 ~ 3 月 2 日	14 日	4 m ³	金融機関・口座番号	契 約 種 別		みずほ銀行 東京中央支店 普通	一般契約 ****508	
ご 使用 期 間	日 数	ご 使用 量											
2 月 17 日 ~ 3 月 2 日	14 日	4 m ³											
金融機関・口座番号	契 約 種 別												
みずほ銀行 東京中央支店 普通	一般契約 ****508												
お客様番号 1999-999-9999													
ガス料金等口座振替済み領収証 <p>下記のとおりお客様のガス料金等を口座振替により領収いたしました。</p>													
平成 21 年 2 月 分													
<table border="1"> <tr> <td>領 収 金 額 (税込)</td> <td>724 円</td> </tr> <tr> <td>内 ガス 料 金</td> <td>724 円</td> </tr> <tr> <td>(内ガス料金分消費税)</td> <td>34 円</td> </tr> <tr> <td>延 帰 利 息</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>724 円</td> </tr> <tr> <td>印紙税申告納付につき芝税務署承認済</td> <td>円</td> </tr> </table>		領 収 金 額 (税込)	724 円	内 ガス 料 金	724 円	(内ガス料金分消費税)	34 円	延 帰 利 息	円	計	724 円	印紙税申告納付につき芝税務署承認済	円
領 収 金 額 (税込)	724 円												
内 ガス 料 金	724 円												
(内ガス料金分消費税)	34 円												
延 帰 利 息	円												
計	724 円												
印紙税申告納付につき芝税務署承認済	円												
<table border="1"> <tr> <td>ご 使用 期 間</td> <td>日 数</td> <td>ご 使用 量</td> </tr> <tr> <td>1 月 20 日 ~ 2 月 16 日</td> <td>28 日</td> <td>0 m³</td> </tr> <tr> <td>月 日 ~ 月 日</td> <td>日</td> <td>m³</td> </tr> </table>		ご 使用 期 間	日 数	ご 使用 量	1 月 20 日 ~ 2 月 16 日	28 日	0 m ³	月 日 ~ 月 日	日	m ³			
ご 使用 期 間	日 数	ご 使用 量											
1 月 20 日 ~ 2 月 16 日	28 日	0 m ³											
月 日 ~ 月 日	日	m ³											
<p>ガスご使用場所・ご使用者氏名 港区 海岸 1 丁目 5-20 東京ガス本社ビル S-1704 港店 東京 太郎 様</p>													
<table border="1"> <tr> <td>お 問い合 わせ 先</td> <td>電 話</td> </tr> <tr> <td>東京ガスお客様センター</td> <td>03-3396-1111</td> </tr> </table>		お 問い合 わせ 先	電 話	東京ガスお客様センター	03-3396-1111								
お 問い合 わせ 先	電 話												
東京ガスお客様センター	03-3396-1111												

- ・移転等精算ガス料金カード請求のお知らせはがき

平成 20 年 4 月 16 日 発行											
移転等精算ガス料金クレジットカード請求のお知らせ											
<p>東京ガスをご利用いただきありがとうございました。 さて、お客様の移転等による精算ガス料金につきまして、下記のとおりクレジットカードにご請求させていただきますのでお知らせ申上げます。</p>											
平成 20 年 4 月 14 日 閉栓日											
<table border="1"> <tr> <td>クレジットカード 請 求 予 定 金 額</td> <td>6,090 円(税込)</td> </tr> <tr> <td>内 ガス 料 金</td> <td>6090 円</td> </tr> <tr> <td>(内ガス料金分消費税)</td> <td>290 円</td> </tr> <tr> <td>延 帰 利 息</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,090 円</td> </tr> </table>		クレジットカード 請 求 予 定 金 額	6,090 円(税込)	内 ガス 料 金	6090 円	(内ガス料金分消費税)	290 円	延 帰 利 息	円	計	6,090 円
クレジットカード 請 求 予 定 金 額	6,090 円(税込)										
内 ガス 料 金	6090 円										
(内ガス料金分消費税)	290 円										
延 帰 利 息	円										
計	6,090 円										
<table border="1"> <tr> <td>ご 使用 期 間</td> <td>日 数</td> <td>ご 使用 量</td> </tr> <tr> <td>3 月 8 日 ~ 4 月 14 日</td> <td>38 日</td> <td>1 m³</td> </tr> <tr> <td>月 日 ~ 月 日</td> <td>日</td> <td>m³</td> </tr> </table>		ご 使用 期 間	日 数	ご 使用 量	3 月 8 日 ~ 4 月 14 日	38 日	1 m ³	月 日 ~ 月 日	日	m ³	
ご 使用 期 間	日 数	ご 使用 量									
3 月 8 日 ~ 4 月 14 日	38 日	1 m ³									
月 日 ~ 月 日	日	m ³									
<table border="1"> <tr> <td>契 約 種 别</td> <td>一般契約</td> </tr> </table>		契 約 種 别	一般契約								
契 約 種 别	一般契約										
カード番号 XXXXXXXXX5555											
個人情報保護の為、カード番号の一部を非表示とさせて頂いております。											
<p>◎お引越し先でも東京ガスをご利用いただく場合、クレジットカード払いが継続できます。クレジットカード払い継続をご希望される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。</p>											
<p>◎東京ガスは請求書および領収証は発行いたしませんので、クレジットカード会社が発行するご利用明細書をご覧ください。</p>											
<p>◎クレジットカード会社からの請求日はご利用クレジットカード会社の規約に基づく日となります。</p>											
<p>◎当社の損害保険料金とホームセキュリティ料金をクレジットカードでお支払いいただいているお客様につきましては、取扱が異なりますので別途ご連絡申し上げます。</p>											
お客様番号 1999-999-9999											
<p>ガスご使用場所・ご使用者氏名 港区 海岸 1 丁目 5-20 東京ガス本社ビル S-1704 港店 東京 太郎 様</p>											
<table border="1"> <tr> <td>お 問い合 わせ 先</td> <td>で ん わ</td> </tr> <tr> <td>東京ガスお客様センター (携帯・PHS・ケーブルTVからの場合)</td> <td>0570-002211 03-5722-3111</td> </tr> </table>		お 問い合 わせ 先	で ん わ	東京ガスお客様センター (携帯・PHS・ケーブルTVからの場合)	0570-002211 03-5722-3111						
お 問い合 わせ 先	で ん わ										
東京ガスお客様センター (携帯・PHS・ケーブルTVからの場合)	0570-002211 03-5722-3111										

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン
～購買伝票等として認められる伝票等の事例～

I-4 株式会社エネット

(1) 購買伝票等

ア 電気ご使用量のお知らせ（株式会社エネット）（無償）

2011年**月*日																																																																																										
株式会社〇〇 経理担当 御中 B000328-T000664-000***	株式会社エネット																																																																																									
電気ご使用量のお知らせ（2011年**月分）																																																																																										
いつも当社の電気をご使用いただきありがとうございます。 電気ご使用状況は以下のとおりです。																																																																																										
<table border="1"><tr><td>需用場所名</td><td>〇〇ビル</td></tr><tr><td>検針日</td><td>2011年**月1日</td></tr><tr><td>契約電力</td><td>*.000 kW</td></tr><tr><td>最大電力</td><td>*.*00 kW</td></tr><tr><td>力率</td><td>**%</td></tr><tr><td>時間帯</td><td>全日(主器)</td><td>有効(主器)</td><td>無効(主器)</td></tr><tr><td>当月指示数</td><td>*.***.***</td><td>*.***.***</td><td>***.***</td></tr><tr><td>前月指示数</td><td>*.***.***</td><td>*.***.***</td><td>***.***</td></tr><tr><td>指示数差</td><td>**.***</td><td>**.***</td><td>*.000</td></tr><tr><td>乗算率</td><td>*.000</td><td>*.000</td><td>*.000</td></tr><tr><td>機内損失補正率</td><td>*.000</td><td>*.000</td><td>*.000</td></tr><tr><td>ご使用量</td><td>**.***</td><td>**.***</td><td>**.***</td></tr><tr><td>時間帯</td><td>夏季</td><td>その他季</td><td></td></tr><tr><td>当月指示数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>前月指示数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>指示数差</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>乗算率</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機内損失補正率</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ご使用量</td><td>0</td><td>**.***</td><td></td></tr><tr><td>燃料費調整基準</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>前月分</td><td>0.** 円/kWh</td><td></td><td></td></tr><tr><td>当月分</td><td>0.** 円/kWh</td><td></td><td></td></tr><tr><td>来月分</td><td>0.** 円/kWh</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">その他のお知らせ 常用契約において契約電力の超過はございません。</td></tr><tr><td colspan="3">お客様番号 *CX1234</td></tr></table>			需用場所名	〇〇ビル	検針日	2011年**月1日	契約電力	*.000 kW	最大電力	*.*00 kW	力率	**%	時間帯	全日(主器)	有効(主器)	無効(主器)	当月指示数	*.***.***	*.***.***	***.***	前月指示数	*.***.***	*.***.***	***.***	指示数差	**.***	**.***	*.000	乗算率	*.000	*.000	*.000	機内損失補正率	*.000	*.000	*.000	ご使用量	**.***	**.***	**.***	時間帯	夏季	その他季		当月指示数				前月指示数				指示数差				乗算率				機内損失補正率				ご使用量	0	**.***		燃料費調整基準				前月分	0.** 円/kWh			当月分	0.** 円/kWh			来月分	0.** 円/kWh			その他のお知らせ 常用契約において契約電力の超過はございません。			お客様番号 *CX1234		
需用場所名	〇〇ビル																																																																																									
検針日	2011年**月1日																																																																																									
契約電力	*.000 kW																																																																																									
最大電力	*.*00 kW																																																																																									
力率	**%																																																																																									
時間帯	全日(主器)	有効(主器)	無効(主器)																																																																																							
当月指示数	*.***.***	*.***.***	***.***																																																																																							
前月指示数	*.***.***	*.***.***	***.***																																																																																							
指示数差	**.***	**.***	*.000																																																																																							
乗算率	*.000	*.000	*.000																																																																																							
機内損失補正率	*.000	*.000	*.000																																																																																							
ご使用量	**.***	**.***	**.***																																																																																							
時間帯	夏季	その他季																																																																																								
当月指示数																																																																																										
前月指示数																																																																																										
指示数差																																																																																										
乗算率																																																																																										
機内損失補正率																																																																																										
ご使用量	0	**.***																																																																																								
燃料費調整基準																																																																																										
前月分	0.** 円/kWh																																																																																									
当月分	0.** 円/kWh																																																																																									
来月分	0.** 円/kWh																																																																																									
その他のお知らせ 常用契約において契約電力の超過はございません。																																																																																										
お客様番号 *CX1234																																																																																										

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン
～購買伝票等として認められる伝票等の事例～

I-5 JX エネルギー株式会社

(1) 購買伝票等

ア 請求書 (J X エネルギー株式会社) (無償)

お届け先		請求書				
下記のとおりご請求申し上げます。		平成28年5月30日 No.				
お届け先		3. 電気料金の割算				
ご契約者名義 (供給地点特定番号)		単価 円/kWh	契約電力 kW	力率割引割増 料金	料金 円	
需要場所						
料金算定期間						
お振込口座						
お支払期日						
1. ご契約内容		0 ①				
ご契約種別	ご契約電力 kW	供給電圧 V	計量電圧 V			
季節別時間割別						
2. ご使用実績		1 ②				
料金適用電力量	常時	日中	夜間	単位		
ピーク時間				kWh		
夏季夏季時間				kWh		
その他の夏季時間				kWh		
冬季冬季時間				kWh		
電力量合計				kWh		
力率				%		
最大需水量				kW		
電気の力				kW		
電気の利用料				時間		
最大供用電力 (0~2200)				kWh		
東京都千代田区大手町一丁目1番2号 J X エネルギー株式会社 リソーシズ＆パワーカンパニー 電気事業部 電気販売1グループ お問い合わせ先 03-6257-7240		2 ③				
		3. 電気料金の割算				
電ビーカ時間	単価 円/kWh	電力量 kWh	料金 円			
力率割引割増						
夏季夏季時間						
その他の夏季時間						
冬季冬季時間						
電力量合計						
4. 燃料費調整額、再エネ賦課金(税込)		2 ④				
燃科費調整額	単価 円/kWh	電力量 kWh	料金 円			
再生可能エネルギー賦課金(税込)						
5. その他		3 ⑤				
契約電力超過料	金額 円	備考				
小計	0					
6. ご請求金額		4 ⑥				
電気料金合計額	金額 円	備考				
1 円未満切り捨て(1)+(2)+(4)						
消費税等附加額		1 円未満切り捨て(5)の8%			⑥	
燃科費調整額、再エネ賦課金合計額		1 円未満切り捨て(5)			⑦	
ご請求金額		5 ⑧				
		(5)+(6)+(7)				
ご請求金額には、法律で定められた使用済燃料再処理等 既免電費相当額を含んでおります。						

Ⅱ. 発行に際して費用が発生する購買伝票等

II-1 東京電力エナジーパートナー株式会社

(1) 購買伝票等

ア 使用量証明（カスタマーセンター照会）（有償）

※ 鑑み文と併せたものが購買伝票等となる。

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン
～購買伝票等として認められる伝票等の事例～

(2) 購買伝票等に準ずるもの

ア 電気使用量に関する証明書（東京電力エナジーパートナー株式会社）（有償）

お客さま番号		契約住所											
契約名義力ナ						契約名義							
平成13年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
													0
平成14年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
													0
平成15年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
													0
平成16年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
													0
平成17年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
													0
平成18年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
													0
平成19年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
													0

供給会社名及び押印欄
※押印に替えて、ゴム印の使用可
この表示の位置を変えること及び別紙
(鑑み文等)に記載すること可

※ 押印は、不要である。詳細は、第2部第3章(2)燃料等使用量の把握状況の確認の項を参照。

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン
～購買伝票等として認められる伝票等の事例～

II-2 東京ガス株式会社

(1) 購買伝票等

ア ガス使用量に関する証明書（東京ガス株式会社）（有償）

【戸別】

(戸別) SAMPLE

2015年02月23日

ガス使用量に関する証明書

東京ガス株式会社
情報開示センター

ガスご使用場所 (当社登録)	港区海岸1-○-○ 東京ガスピルディング		
事業所名			
ご使用者名義 (当社登録)	東京ガスピル 低圧1様	対象お客様番号	1234-567-8910

検針月	使用量(m ³) (低圧)	使用量(m ³) (中圧)	使用量(m ³) (合計)
2013年04月	1,992	0	1,992
2013年05月	2,130	0	2,130
2013年06月	1,887	0	1,887
2013年07月	1,846	0	1,846
2013年08月	2,021	0	2,021
2013年09月	2,090	0	2,090
2013年10月	1,938	0	1,938
2013年11月	2,092	0	2,092
2013年12月	2,083	0	2,083
2014年01月	2,097	0	2,097
2014年02月	2,357	0	2,357
2014年03月	2,483	0	2,483
計	25,016	0	25,016

本証明書は、この度の「ガス使用量証明書の発行依頼」にもとづき作成したものです。
ご依頼内容により、対象期間中におけるお客様事業所全体のガス使用量と一致しない場合もあることを
ご承知おきください。

【NO.1501090】

※ 東京ガス株式会社 HP より

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン ～購買伝票等として認められる伝票等の事例～

【合算】

東京ガス株式会社 HP より

III. その他

III-1 その他の証明書

(1) 購買伝票等に準ずるもの

ア 支店長等の責任を有する者の証明書

平成28年4月1日

○○電力株式会社
□□支店長 ×× △△

電気ご利用実績の提供について
・・・・、別紙の実績表をご覧ください

※ この鑑み文に添付された実績表に対しては、押印は不要

イ その他の証明書類

これらの証明書類は、購買伝票等として認めている。

2021年3月分

電力ご使用量のお知らせ

○○電力株式会社
2021年4月1日

ご契約者名	株式会社 □□□			
ご使用場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号			
ご契約電力	2,000kW			
ご使用期間	2021年3月1日～2021年3月31日			
時間帯区分	その他季間	夏季季間	ピーク	夜間
ご使用量	550,000kWh	0kWh	150,000kWh	500,000kWh
ご使用量	全日		有効	無効
うち昼間	1,200,000kWh		800,000kWh	43,000kvarh
うち夜間	800,000kWh			
	400,000kWh			

電気の使用量証明書類（例）

2021年4月1日

○○株式会社

ガス使用量証明書

ガスご使用場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
事業所名	株式会社 □□□
対象件数	1件
契約お客様番号	12345

月別供給量

検針月	使用量(m3)低圧	使用量(m3)中圧	使用量(m3)合計
2020年4月	318	0	318
2020年5月	405	0	405
2020年6月	286	0	286

都市ガスの使用量証明書類（例）

※ これらの証明書類が認められる判断の基準は、第2部第3章(2)燃料等使用量の把握状況の確認の項を参照

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事住 所
法 人 名
代表者名

検証結果報告書

1 検証の対象

検証対象の種類	
検証先事業所	名 称
	所 在 地
	事業所番号

2 検証の対象年度

検証の対象年度	年度

3 検証を実施した登録検証機関

登録区分			
登録番号		登録年月日	年 月 日
営業所の名称			
営業所の所在地			
検証主任者	部署名		
	氏名		
	登録番号	登録年月日	年 月 日
	連絡先	電話番号	
		電子メールアドレス	

4 利害相反の回避

検証先事業所が登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者の設置している事業所でないことその他の利害相反の回避の確認	<input type="checkbox"/> 確認済み
---	-------------------------------

5 検証結果

検証結果	適 合	埼玉県と要協議

検証された排出量、削減量、対策の推進の程度等	
------------------------	--

(日本産業規格A列4番)

備考 検証の担当者、検証結果の理由その他検証に係る事項については、エネルギー起源CO₂排出量検証ガイドラインに定めるところにより、当該事項を記載した書類を添付すること

A号様式(エネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン)その1

検証先の事業所名称	
事業所番号	
検証の対象年度	

検証結果の詳細報告書

1 検証を担当した人員

	責任者	氏名	区分	登録番号
1				
2				
3				
4				
5				

(注) 「責任者」欄には、当該案件を担当した人員の中で、代表して責任を負う検証主任者1名に○を記入すること。

2 検証方法(計画段階)

使用する検証方法	<input type="checkbox"/> 全数検証方式	<input type="checkbox"/> サンプリング検証方式
サンプリング検証を選択した 燃料等の種類		

※サンプリング検証を用いた場合は要チェック

検証方式選択の要件	<input checked="" type="checkbox"/>	データ採取、集計報告等の明確なルールが定められており、担当者等に周知されていること。
	<input type="checkbox"/>	燃料等の種類ごとの燃料等使用量監視点は10箇所以上あること 又は 一つの燃料等使用量監視点で検証に用いる燃料等購買データが年間200件以上あること

A号様式(エネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン)その2

検証先の事業所名称	
事業所番号	
検証の対象年度	

3 検証留意事項と関連する燃料等使用量監視点(計画作成時に記入)

検証留意事項	関連する燃料等使用量監視点

4 検証留意事項と関連する燃料等使用量監視点(検証実施時に発見した事項)

検証留意事項	関連する燃料等使用量監視点

5 検証結果の品質管理手続の概要

実施日	実施者	テーマ・名称	結果の概要

(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

A号様式(エネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン)その3

検証先の事業所名称
事業所番号
検証の対象年度

6 埼玉県と要協議の事由

(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン

B 勘定式（エネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン）

サンプリング計画書																							
検証先の事業所名称		検証実施日																					
事業所番号		バージョン																					
検証の対象年度																							
燃料等監視点 排 出 活 動 燃 料 等 の 種 類	供 給 社 等	把 握 方 法	計量器の種類	検定等の有無	都市ガスメータ種	排出係数 [t-CO ₂ /固有単位]	単位	入力方法	使用量 ()										検証対象月の選択 燃料等の種類のカバー率				
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	3月	乗車	計
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
■その他燃料に関する情報												※燃料等の種類別の燃料等使用量の合計値											
具体的燃料の種類		単位		合計値																			
そ の 他 燃 料 1																							
そ の 他 燃 料 2																							
A<算定データ記入ラインの選択>												B<検証対象月の選択>											
サンプリングする燃料等使用量監視点別データを選択する際には、次の条件をすべて満たさなければならぬ。												サンプリングする検証対象月を選択する際には、次の条件をすべて満たさなければならない。											
・前回検査時から変化のあつた燃料等使用量監視点別データ(新規の監視点が含まれるもの、計器の種類の変更等)をすべて選択すること。												・選択した検証対象月の燃料等使用量の合計値が当該燃料等の種類の燃料等使用量の20%以上をカバーしていること(事業者が算定した値を用いて計算する)。											

C-1号様式（エネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン）エネルギー起源CO₂排出量検証チェックリスト

検証先の事業所名称		検証機関名	
事業所の所在地		登録番号	
事業所番号		検証主任者氏名	
検証の対象年度	年度	登録番号	
更新日		所属	
バージョン		連絡先	
e-mail			

(日本産業規格A列4番)

検証先の事業所名		事業所番号	検証対象年度	検証機関名		登録番号	
No.	検証チェック項目	検証結果		検証結果の判断理由		適合でない場合の事業者の対応	備考
1	■事業所名等 事業所等に、事業所の名前、所在地、事業所番号は正しく報告されているか。 ※記載した内容を表紙に記入すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 検証とした資料	適合	<input checked="" type="checkbox"/> 下書きあり	<input checked="" type="checkbox"/> 下明なし		
2	■事業所範囲の検査 事業者が所有する「建物等」はガイドラインに従い正しく識別されているか。 （検証対象年度において、事業所範囲を規定する状況に変化が生じている場合は、判断理由にその詳細を記入すること）	<input checked="" type="checkbox"/> 建物等の確認書、計画通知、確認資料、検査資料等は提出報告書（以下「確認申請書」） <input checked="" type="checkbox"/> 施工者等に対するヒアリング <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）					
3	■事業所範囲の検査 エネルギー管理の適切性はガイドラインに従い正しく把握されているか。 （検証対象年度において、事業所範囲を規定する状況に変化が生じている場合は、判断理由にその詳細を記入すること）	<input checked="" type="checkbox"/> 建物等の配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 新市ガス配管図 <input checked="" type="checkbox"/> 空気調和設備系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 危険物施設の届出 <input checked="" type="checkbox"/> 高圧ガス供給施設に基づく燃料貯蔵所の届出 <input checked="" type="checkbox"/> 別事業所として扱う場合の確認資料 () <input checked="" type="checkbox"/> 現地の目視 <input checked="" type="checkbox"/> 施工者等に対するヒアリング <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）					
4	■事業所範囲の検査 建物の塗装等はガイドラインに従い正しく識別されているか。 塗装の塗装等においては、共通する所有者が存在し、かつ主たる使用部門同一か。また、隣接の施設においては、共通する所有者が存在するか。 （検証対象年度において、事業所範囲を規定する状況に変化が生じている場合は、判断理由にその詳細を記入すること）	<input checked="" type="checkbox"/> 建物等の資料 <input checked="" type="checkbox"/> 建物の目視 <input checked="" type="checkbox"/> 施工者等に対するヒアリング <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）					
5	■事業所範囲の検査 隣接の塗装等はガイドラインに従い正しく識別されているか。 隣接の塗装等においては、共通する所有者が存在し、かつ主たる使用部門同一か。また、隣接の施設においては、共通する所有者が存在するか。 （検証対象年度において、事業所範囲を規定する状況に変化が生じている場合は、判断理由にその詳細を記入すること）	<input checked="" type="checkbox"/> 本事業所内における建物等の配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産の登録 <input checked="" type="checkbox"/> 事業所内の建物の下駄屋敷記録 <input checked="" type="checkbox"/> その他の確認資料（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 現地の目視 <input checked="" type="checkbox"/> 施工者等に対するヒアリング <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ） ※主たる使用者の確認 <input checked="" type="checkbox"/> フラント熱供給（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 燃料の往來地図 <input checked="" type="checkbox"/> 現地の目視 <input checked="" type="checkbox"/> 施工者等に対するヒアリング <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）					
6	■事業所範囲の検査 隣接の塗装等まで一つの事業所とした範囲の「地域別実エネルギー使用量」が正しく算定されているか。 （基準年度の塗装等を複数する場合のみ複数する。また、近接する塗装等が存在しない場合には複数する必要はない。）	<input checked="" type="checkbox"/> 地域別実エネルギー使用量の算定資料 <input checked="" type="checkbox"/> 現地の目視 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）					

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン

検証済の事業所名		事業所番号	検証の対象年度	検証機関名		登録番号	
		施 設 業 率					
		燃耗とした資料	適合	不適 あり	下明 なし	検証法規の 判断理由	適合でない場合の 事業者の分類
14	○ 自賃車及び、持出車両に係る手の曲の方を: 既存車又は新車を「新車」にして購入する場合、新車を消費するに なる場合、自家用車等から車両登録登記事務所に移動した車両 燃耗率(燃費率)が適切に算出されていなか。	<input type="checkbox"/> グリーンセーフ燃費車又は車両エコマグレット車 <input type="checkbox"/> ふるさと納税の登録申請資料 <input type="checkbox"/> 税金控除登録車又は基準法規 <input type="checkbox"/> 税金登録車 <input type="checkbox"/> 燃耗率等に対するヒアリング <input type="checkbox"/> その他() 					
15	○ 燃料等使用量監視点の検証: 車両燃耗率、燃料等使用量監視点の検証> 車両において、燃料等使用量監視点に必要な燃耗率と下町に使用された燃料等 に係る燃耗等使用量監視点を正確的に把握しているか。 「車両燃耗率、燃料等使用量監視点に誤りがないか」持出活動に係 る燃料等使用量監視点を正確に把握しているか。	<input type="checkbox"/> 事業所内の記載図、危険物施設の届出等で、庄内用途 の供給途次及び販賣所が示す在庫等、これらの供給に係る燃料等 使用量監視点は正確に把握し、監視点の計量器等を確認している <input type="checkbox"/> その他() 					
16	○ 燃料等使用量監視点の検証: 16.8.9において、庄内用途、燃料等使用量監視点に係る車両等の 用の範囲及び販賣所が示す在庫等、これらの供給に係る燃料等 使用量監視点は正確に把握し、監視点の計量器等を確認している <input type="checkbox"/> その他() 	<input type="checkbox"/> 事業所内の記載図、危険物施設の届出等で、庄内用途 の供給途次及び販賣所に係る燃料等使用量監視点を示したもの <input type="checkbox"/> その他() 					
17	○ 燃料等使用量監視点の検証: 自家用車等ならびに新車への燃耗率に関する燃耗等使用量監視点 (外部への供給途次及び販賣所に係る燃耗率、開口子燃耗率、外部 への供給途次に製造される車両等の燃耗率)に係る監視点 外部への供給途次に係る監視点)は正確に把握し、監視点の計量 器等を確認しているか。	<input type="checkbox"/> 事業所内の記載図、危険物施設の届出等で、庄内用途 の供給途次及び販賣所に係る燃料等使用量監視点を示したもの <input type="checkbox"/> その他() 					
18	○ 燃料等使用量監視点の検証: 事業所外に使用される移動車へ供給している事業所内の燃耗等使用 量監視点は正確に把握し、監視点の計量器等を確認しているか。	<input type="checkbox"/> 事業所内の記載図、危険物施設の届出等で、移動車に 係る燃料等使用量監視点を示したもの <input type="checkbox"/> その他() 					
19	○ 持出活動、燃料等使用量監視点の検証: 新車ガソリン車に係る車両登録事務所に提出している車両等の 燃耗率(燃費率)が正確に把握されているか。	<input type="checkbox"/> 新車ガソリン車との契約書類(契約書) <input type="checkbox"/> ガソリン配管図() <input type="checkbox"/> 燃耗の目録 <input type="checkbox"/> 燃耗率等に対するヒアリング <input type="checkbox"/> その他() 					
20	○ 持出仕業の把握: 新車ガスの持出仕業は正確に把握されているか。	<input type="checkbox"/> 新車ガス事業者との契約書類(契約書) <input type="checkbox"/> 新車ガスのセキュリティ等の資料 <input type="checkbox"/> 国立新エネルギー・産業技術総合研究所 <input type="checkbox"/> 税金登録車 <input type="checkbox"/> その他() 					
21	○ 持出活動、燃料等使用量監視点の検証: LPGの燃料等使用量監視点は正確に把握されているか。	<input type="checkbox"/> 新車ガスガソリン車等の車両登録事務所に提出している車両等の 燃耗率(燃費率)が正確に把握されているか <input type="checkbox"/> その他() 					
22	○ 持出活動、燃料等使用量監視点の検証: 庄内、庄外燃料の燃耗等使用量監視点は正確に把握されている か。	<input type="checkbox"/> 庄内庄外ガソリン車等の車両登録事務所に提出している車両等の 燃耗率(燃費率)が正確に把握されているか <input type="checkbox"/> その他() 					

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン

検査先の事業所名		事業所番号	検査の対象年度	検査結果		至管番号
No.	検査チェック項目	検査結果				備考
23	「検出活動・検討等使用量監視現況の検査」 その他の燃料の検討等使用量監視現況は適確に把握されているか。	<p>□ 検査とした資料 ○ 現地の目視 ○ 既往書等に対するヒアリング ○ その他()</p>	適合	下廻りあり	下明なし	検査結果の相違理由 適合しない場合の事業者の分類
24	「検出活動・検討等使用量監視現況の検査」 その他の燃料の検討等使用量監視現況は適確に把握されているか。	<p>□ 検査した資料 ○ 現地の目視 ○ 既往書等に対するヒアリング ○ その他()</p>	適合	下廻りあり	下明なし	検査結果の相違理由 適合しない場合の事業者の分類
25	「検出活動・検討等使用量監視現況の検査」 直入から世送された熱の受け渡しは適確に把握されているか。	<p>□ 植場内での配達票や計測結果 ○ 現地の目視 ○ 既往書等に対するヒアリング ○ その他()</p>	適合	下廻りあり	下明なし	検査結果の相違理由 適合しない場合の事業者の分類
26	「検出伝票の把握」 直入から世送された熱の検出伝票（熱供給事業者からの受入れ料、燃費入力料、税金等）が現地の燃費課題に反映し、検出伝票は適切に把握されているか。	<p>□ 热供給事業者からの検出伝票（熱内訳）等 ○ 燃費課題欄に手書き記録 ○ 热メーター等による記録 ○ 国が公表する検出伝票等 ○ その他()</p>	適合	下廻りあり	下明なし	検査結果の相違理由 適合しない場合の事業者の分類
27	「検出活動・検討等使用量監視現況の検査」 電気事業者からの受電量は適確に把握されているか。	<p>□ 事業場内の配電団（ ○ 現地の目視 ○ 既往書等に対するヒアリング ○ その他()</p>	適合	下廻りあり	下明なし	検査結果の相違理由 適合しない場合の事業者の分類
28	「検出伝票の把握」 直入から世送された電気の検出伝票は適切に把握されているか。	<p>□ 電気供給事業者からの配電内訳（熱内訳）等 ○ 受電のメニューを手書き資料 ○ 国が公表する検出伝票等 ○ その他()</p>	適合	下廻りあり	下明なし	検査結果の相違理由 適合しない場合の事業者の分類
29	「検討等使用量監視現況の検査」 工事による燃料等の使用量を除外している場合、工事への営業ボイントは適確に把握されているか。	<p>□ 工事の実施場所、実施期間を手書き記録 ○ 工事に係る燃料等の積算原価等（ ○ 説明または説明に使用可能な計量器による実測の記録 ○ 現地の目視 ○ 既往書等に対するヒアリング ○ その他()</p>	適合	下廻りあり	下明なし	検査結果の相違理由 適合しない場合の事業者の分類
30	「燃料等使用量の把握」 製油所等で燃料等使用量を把握している様子、検討計算等アドバイス等、燃料等監査等が存在しない計算表等を用いて算出しているか。各々の場合には併存的な監査をしているか。	<p>○ 材料費 ○ 材料費の目視 ○ 既往書等に対するヒアリング ○ その他()</p>	適合	下廻りあり	下明なし	検査結果の相違理由 適合しない場合の事業者の分類
31	「燃料等使用量の把握」 データー取扱、集計、報告等は明確にルール化されているか。 既往書等ルールによる算出正在进行中。	<p>○ データー取扱、集計、報告等に關する社内ルール、マニュアル等 ○ データー取扱、集計、報告の記録 ○ 現地の目視 ○ 既往書等に対するヒアリング ○ その他()</p>	適合	下廻りあり	下明なし	検査結果の相違理由 適合しない場合の事業者の分類
32	「燃料等使用量の把握」 算出対象外の除外（除く検出活動を含め）を把握した燃料割合等を算出しているか。検討等用算出基準算出率等は取り扱い等は説明、使用算出法等を算出により把握されているか。その際、種類別算出率等による算出を優先しているか。	<p>○ 算出対象外の除外 ○ 算出対象外の除外（除く検出活動を含め）を把握した燃料割合等を算出しているか。 ○ 植場等用算出基準算出率等は取り扱い等は説明、使用算出法等を算出により把握されているか。その際、種類別算出率等による算出を優先しているか。</p>	適合	下廻りあり	下明なし	検査結果の相違理由 適合しない場合の事業者の分類
33	「検出活動の把握」 自己算定し検出伝票は「検査資料(基づき)」正しく算定されているか。	<p>○ 植場等用算出基準算出率等を記入（必要に応じて、植場資料や算出説明を添付すること。）</p>	適合	下廻りあり	下明なし	検査結果の相違理由 適合しない場合の事業者の分類

相続先の事業所名		事業所番号	相続の対象年度	相続権名		登録番号
No.	相続チェック項目	相 繙 汎 用				
34	<燃料等使用量> 把握 ■被相続事業者・事業の記述は範囲を通じて把握ではないか。	燃料とした資料	適合	下層	下明	該当 相続権の 判断理由 適合でない場合の 事業者の対応 備考
	■相続権実施報告書に相続結果を記入（必要に応じて、相続資料や備考説明を添付すること。）					
35	<燃料等使用量> 把握 ■非常用瓦斯栓のダクトの各部の燃科機器・燃科栓・専用容量が確認できることを示す書類について、提出書類から除外している場合、機関事業者の事業者に基づく資料又は取引業者による證明に使用可能な証書により把握されているか。	相続権実施報告書に相続結果を記入（必要に応じて、相続資料や備考説明を添付すること。）				
36	<燃料等使用量> 把握 ■保守的な算定をしている場合、算定後の数値を入力しているか。	相続権実施報告書に相続結果を記入（必要に応じて、相続資料や備考説明を添付すること。）				
37	<直接炉管の燃出量及び燃焼効率等について> 使用量の算定 ■他の施設（換算率のない）燃料の使用がある場合、燃科の熱量及び提出書類は（相続資料に記さざき）正しく把握されているか。	相続権実施報告書に相続結果を記入（必要に応じて、相続資料や備考説明を添付すること。）				
38	<直接炉管の燃出量及び燃焼効率等について> 使用量の算定 ■事業所外施設に関する提出の基準における提出書類は（相続資料に記さざき）正しく把握されているか。	相続権実施報告書に相続結果を記入（必要に応じて、相続資料や備考説明を添付すること。）				
39	<直接炉管の燃出量及び燃焼効率等について> 使用量の算定 ■グリーン電力、熱電力及び地中熱電力を用いて年度燃出量を把握している場合、既存のガイドラインに依り、当該年度の提出書類に直接炉管の燃出量を記載しているか。	口有（ ） 口無（ ）				
40	<再生可能エネルギー> 由来の記載 ■グリーン電力、熱電力及び地中熱電力を用いて年度燃出量を把握している場合、年度燃出量と併せて記載している直接炉管燃出量等は、直近の由来別利用用途等、適切に把握されているか。	■本項目については、直近の記載された使用老の事業所の件数を記入すること。なお、バイオマス由来の場合はバイオマス欄に記入すること。				
41	<再生可能エネルギー> 由来の記載 ■各バイオマス燃出量の記載と、修正料金がアドバンス支払額として記載されていることを元に資料が存在しないか。	口有（ ） 口無（ ）				
42	<再生可能エネルギー> 由来の記載 ■グリーン電力、熱電力及び地中熱電力を用いて年度燃出量を把握している場合、既存のガイドラインに記載して置かれていないか。	■相続権実施報告書等に相続結果を記入（必要に応じて、相続資料や備考説明を添付すること。）ただし、本項目については、直近の記載した料金等を記入してもよい。				
43	<直接炉管の燃出量及び燃焼効率等について> 使用量の算定 ■車両等の排出活動、燃運輸送等で区分される排出活動、住宅用への供給、他事業所への供給、事業所外利用移動への供給）は直接炉管の燃出量の算定期間及上期実績期間を通じて算定していることを記載して把握されているか。	■確定資料 □確定の日付 □確定等に対するヒアリング □その他（ ）				

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン

C-2号様式（エネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン）

根拠とした図面等資料一覧表

根拠とした図面等資料一覧表			登録番号	検証機関名	
検証先の事業所名称	事業所番号	検証の対象年度			
資料No.	根拠に用いた資料(資料名等を記入のこと)		資料発行元	資料発行年月日	資料確認年月日
1	目標設定型排出量取引制度に係る基準排出量の協議結果について (目標設定型排出量取引制度の基準排出量等について)		埼玉県環境部 温暖化対策課		
2					
3	工事の実施場所、実施期間を示す記録 ()				
4	工事に係る取引または証明に使用可能な計量器による実測の記録 ()				
5	建築基準法の確認申請、計画通知、確認済証、検査済証 ()				
6	建築基準法の定期調査報告 ()				
7	建築基準法に基づく配置図・平面図 ()				
8	事業者あるいは第3者作成の建物等の配置図・平面図 ()				
9	建設リサイクル法の届出書				
10	国有財産台帳 ()				
11	建物等の登記事項証明書（登記簿謄本）				
12	固定資産の名寄帳				
13	工場立地法、水道法、下水道法、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可申請または届出 ()				
14	電気事業法、熱供給事業法に基づく事業の許可申請 ()				
15	テナント契約書 ()				
16	最新の住宅地図				
17	建物等の配電図 ()				
18	自家発電設備など外部供給設備を示す資料 ()				
19	熱供給事業用の施設又は電気事業用の発電所の位置を示す図面 ()				
20	都市ガス配管図 ()				
21	都市ガス事業者との契約約款（契約書）				
22	LPG供給設備図 ()				
23	液化石油ガス設備工事届				
24	高圧ガス保安法に基づく燃料貯蔵所の届出 ()				
25	消防法の危険物貯蔵所又は取扱所の届出 ()				
26	市町村の火災予防条例の少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所等の届出 ()				
27	空気調和設備系統図等 ()				
28	鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用された燃料等に係る燃料等使用量監視点を示す資料 ()				
29	住宅用途に関する燃料等使用量監視点を示す資料 ()				
30	熱供給事業用施設等に関する燃料等使用量監視点を示す資料 ()				
31	移動体に関する燃料等使用量監視点を示す資料 ()				
32	データ採取、集計、報告等に関する社内ルール、マニュアル類				
33	データ採取、集計、報告の記録				
34	実測の記録【監視点番号：】 ()				
35	排出係数の根拠資料 ()				
36	熱量の根拠資料 ()				
37	規格判定エネルギー使用量の算定資料 ()				
38	再生可能エネルギー等由来の証書等				
39	国公表のメニュー別排出係数に対応する電力メニューを示す資料（契約書、メール等） ()				
他	その他【検証チェックリストNo.】 ()				

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン

D-1号様式（エネルギー起源CO ₂ 排出量検証ガイドライン）																				
検証先の事業所名称		事業所番号	検証の 対象年度												検証実施日		バージョン			
			令和																	
全数検証		排出量検証実施報告書(燃料)														不備の有無		＊有無を選択してください		
サンプリング検証																				
燃科監視点別用 紙	燃料等の種類	排出係数 [t-CO ₂ /固有単位]	把握方法	計量器の種類	実測 方法	単位	使用量 (令和年4月 ~ 令和年3月)													
							月単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	乗率
算定資料の記載						算定														
根拠資料						検証														
判断結果						判断結果														
算定資料の記載						算定														
根拠資料						検証														
判断結果						判断結果														
算定資料の記載						算定														
根拠資料						検証														
判断結果						判断結果														
算定資料の記載						算定														
根拠資料						検証														
判断結果						判断結果														
算定資料の記載						算定														
根拠資料						検証														
判断結果						判断結果														
算定資料の記載						算定														
根拠資料						検証														
判断結果						判断結果														
算定資料の記載						算定														
根拠資料						検証														
判断結果						判断結果														

目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン

D-3号様式（エネルギー起源CO ₂ 排出量検証ガイドライン）																					
検証先の事業所名称			事業所番号	検証の対象年度					検証実施日	バージョン											
				合計																	
全数検証 サンプリング検証																					
排出量検証実施報告書(再エネ)																					
不備の有無 <input type="checkbox"/> ＊有無を選択してください。																					
検証年月 検証用紙番号	非排出活動の種類	種類	再エネの種類		環境価値の有無	排出係数 [t-CO ₂ /発生単位]	把握方法	計量器の種類	実測方法	単位	使用量 ()										
			パリオニア燃料	再エネの種類							月単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
算定資料の記載																					
	根拠資料																				
		判断結果																			
算定資料の記載																					
	根拠資料																				
		判断結果																			
算定資料の記載																					
	根拠資料																				
		判断結果																			
算定資料の記載																					
	根拠資料																				
		判断結果																			
算定資料の記載																					
	根拠資料																				
		判断結果																			
算定資料の記載																					
	根拠資料																				
		判断結果																			
算定資料の記載																					
	根拠資料																				
		判断結果																			
算定資料の記載																					
	根拠資料																				
		判断結果																			
備考 根拠資料の用紙数を点検表データの欄に合わせて記入する。 判断結果の欄には、「適合」は○、「不備あり」は×、「不明」は／を記入する。																					

改正履歴

平成23年5月

- 当初版を策定し、公開した。

平成23年8月

- 検証結果報告書様式の誤りを修正した。

平成24年5月

- 東京都「特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン」の平成24年3月改正内容を反映した。
- 平成24年度に更新された温対計画書の構成を反映した。
- 第1部第2章1(3)のうち「概要把握のための情報（例）」に、基準排出量の事前協議書等を追加した。
- 第1部第2章1(4)において、検証対象となる資料を明記し、併せて「検証によって基準年度の排出量が修正される場合の対応」の解説を追加した。
- 第2部第1章1(1)において、「事業所が独占的に使用するコーチェネレーションシステム」が事業所の範囲に含まれることを明記した。
- 第2部第4章1(2)表2-11の都市ガス発熱量を修正した。
- 第2部第5章1(1)及び2(1)に、グリーン熱証書化した場合の取扱いを追記した。
- 第2部第5章1に、「(4)高効率の空調設備を利用した場合の算定の取扱い」を追加した。
- 改正履歴を追加した。
- 参考様式として、基準排出量の協議時に使用する「エネルギー起源CO₂排出量算定資料」（平成23年11月公開）を掲載した。
- その他、字句の誤り等を修正した

平成25年5月

- 東京都「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」の平成25年3月改正内容を反映した。
- 第2部第2章1(2)において、燃料や蒸気の定義を明記した。
- 第2部第3章2(2)エに、「定額電灯契約に基づく燃料等使用量に関する特例措置」を追加した。
- 第2部第4章1(2)の表2-11（埼玉県内の都市ガス事業者の単位発熱量）に、太田都市ガスを追加し、埼玉ガスの熱量を修正し、東京ガスの導管網を利用して託送により供給されるガスの取扱いを追加した。
- 検証結果報告書様式（B・C・D号）について、ガイドラインの改正内容を反映させた。

平成27年9月

- ・ 第1部第2章1(5)の、基準排出量が修正される場合の対応を変更した。
- ・ 第1部第2章1(5)の、検証方式は原則「全数検証」とし、サンプリング検証方式については燃料の種類ごとに設定することに変更した。
- ・ 第1部第2章1(5)イの、サンプリング検証の要件に「エネルギーの外部への供給や住宅等算定対象外活動に関する燃料等使用量監視点でないこと」を追加した。
- ・ 第1部第2章3の、サンプリング検証の対象とする燃料等の選択基準とカバー率を変更した。
- ・ 第1部第3章2(1)に、「根拠とした図面等資料一覧表(C-2号様式)」の使用を新しく規定した。
- ・ 第1部第3章3を、サンプリング検証の方法見直しに伴い、全面的に記述を修正した。また、燃料等使用量監視点の新設や消失時の記載方法を新しく規定した。
- ・ 第1部第4章1の、誤差に関する記述を変更した。
- ・ 第1部第4章2に、テクニカルレビューに関する記述を追加した。
- ・ 第1部第4章3の、検証フロー図を修正した。
- ・ 第2部第1章4に、事業所範囲の変更に係る記述を追加した。
- ・ 第2部第4章1に、第2計画期間の排出係数を記載した。
- ・ 第2部第5章1(4)、(5)の、高効率な設備の利用に関する記述を修正した。
また、検証不要な算定量については、具体的な計算方法を削除した。
- ・ 第3部に、第2計画期間から適用される算定方法と判断基準を追記した。

平成28年5月

- ・ 計画書様式内に算定資料を組み込んだことにより、算定に用いる書類を算定資料に統一した。
- ・ 検証時に根拠資料確認しなくても認められる条件を追加
- ・ 特定計量器以外の計量器で保守的算定をする場合の算定資料への記載方法を明記
- ・ 第2計画期間で予定されている都市ガスの熱量変更を追加
- ・ 第2計画期間で追加された算定について、本文にも記載

令和3年5月

- ・ 情報通信技術(ICT)の活用による写真や動画等を用いた確認方法に関する記述を追加
- ・ 検証結果報告書における押印の規定を追加
- ・ 購買伝票等の要件に関する記述、具体的な例示を追加
- ・ 低炭素電力の選択に関する取扱いに関する記述を追加
- ・ 「エネルギー起源CO₂排出量検証チェックリスト(C-1号様式)」のチェック項目を追加(低炭素電力の受入れ)
- ・ 「低炭素電力受入量検証実施報告書(E号様式)」の様式を新たに規定した。
- ・ 一部参考様式を削除

令和4年5月

- ・ 特定計量制度の取扱いに関する記述を追加

令和5年12月

- ・ 第1部第1章1の本ガイドラインの目的を更新
- ・ 第2部第4章2（3）エにおいて、還流水の熱量に関する記載を、SI単位を標準とした記述に変更
- ・ 「エネルギー起源CO₂排出量検証チェックリスト（C-1号様式）」の文言を修正

令和6年5月

- ・ 第2部第4章1（2）において、都市ガス供給事業者の合併・社名変更等に対応するため、選択方法について注釈を追加

令和8年1月

- ・ 再生可能エネルギー及び非化石燃料の使用量の把握・報告を求めるため、第1部について、当該燃料等に関する排出活動等の把握、燃料等使用量監視点及び燃料等使用量の検証方法の考え方を含めた内容に改正
- ・ 再生可能エネルギー及び非化石燃料の使用量の把握・報告するために使用する目標設定ガス算定報告書の様式内容に合わせて、第1部第2章について、全数検証、サンプリング検証及び再検証の方法を改正
- ・ 検証結果報告書の提出について、検証先の事業者が電気の排出量算定にメニュー別排出係数を使用している場合の対応方法を追記
- ・ 検証結果報告書の提出方法について改正
- ・ 第2部について、目標設定ガス算定ガイドラインの改正内容に合わせた内容に改正
- ・ 第3計画期間から第4計画期間へ時点修正
- ・ 検証結果報告書様式について、ガイドラインの改正内容を反映
- ・ その他軽微な修正